

KNOW

NEWS
LETTER

NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER

2014.2
第90号



公益財団法人
麻薬・覚せい剤乱用防止センター
Drug Abuse Prevention Center



RING!RING!
プロジェクト

この冊子は、競輪の補助金により作成しました。

<http://ringring-keirin.jp>





NEWS LETTER

2014.2・第90号

C O N T E N T S

随想

● 監視指導・麻薬対策課長就任にあたって

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長 赤川治郎 1

かいせつ

● 脱法ドラッグの現況

(独) 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 薬物依存研究部/自殺予防総合対策センター 松本俊彦 2

● 平成 25 年度薬物乱用防止中堅指導員研修会 6

● 第四次薬物乱用防止五か年戦略 36

● ～「ダメ。ゼッタイ。」啓発活動の紹介～ 44

● 平成 25 年度「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金状況 45

● センターだより 46

● ご寄付団体及び賛助会員 48

監視指導・麻薬対策課長就任にあたって

厚生労働省医薬食品局監視指導・
麻薬対策課長

赤川 治郎

平成25年7月2日に医薬食品局監視指導・麻薬対策課長を拝命いたしました。国民の生命と健康に直結する医薬品等の監視指導、麻薬、覚醒剤等の薬物対策を担当する者として責任と使命の重大さを改めて実感しております。就任にあたり、今後の所信について述べさせていただきます。

我が国の薬物乱用の現状は、平成24年において、皆様のご協力、及び平成20年8月に策定された政府全体の取組である「第三次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく施策により、青少年の覚醒剤・大麻事犯の検挙人員は減少傾向にあるなど、一定の成果を上げています。

しかし、全体としては、覚醒剤事犯の検挙人員は約1万2,000人と高止まり傾向、そのうち再犯者率は6割を超え過去15年で最高、覚醒剤の押収量は過去5年間で最多となっています。また、密輸入事犯の摘発は高水準であり、仕出地は多様化しています。

特に、最近では、合法ハーブ等と称して販売される薬物（いわゆる脱法ドラッグ）を使用した者が二次的な犯罪や健康被害を起こす事例が多発するなど、乱用薬物の多様化も進展しており、依然として厳しい状況にあります。

このような中で、引き続き薬物乱用の根絶を図るため、平成25年8月に内閣府特命担当大臣を議長とする薬物乱用対策推進会議において「第四次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、政府を挙げた総合的な対策を推進しています。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省としては、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、薬物乱用の未然防止に向けた啓発活動、取締・規制の強

化など、薬物乱用を許さない社会の実現を目指して、積極的に取り組んでまいります。

薬物乱用の未然防止に向けた啓発活動は、青少年の規範意識向上を図る観点からも重要です。「ダメゼッタイ」普及運動などのキャンペーンや普及啓発読本を配布し、薬物乱用による健康被害等の危険性について理解を深めていただく活動を行っています。

また、平成25年2月から、新たに「あやしいヤクブツ連絡ネット」を開設して、指定薬物を含む脱法ドラッグに関連する健康被害事例等の収集、分析、評価を行い、広報啓発ホームページを通じて消費者等への情報提供、注意喚起及び相談対応を開始し、国民が一元的に危険性等の情報にアクセスできるようにしました。引き続き、様々な形態・媒体を通じて啓発活動を実施してまいります。

取締・規制の強化については、薬物を供給する側の取締りが重要です。そこで、厚生労働省の麻薬取締官は、末端乱用者や密売人などに対する取締りとともに、薬物を供給した者を突きとめ、取締りを実施しています。

脱法ドラッグなどの新たな乱用薬物が次々と登場しており、規制と規制逃れの「イタチごっこ」の状態が続いていました。この状態を解消するためには、それらの物質を指定薬物に迅速に指定する必要があります。そこで、国内で流通していない物質を含めて、化学構造が類似した特定の物質群を一括で指定する包括指定を平成25年2月に導入しました。これにより、平成24年4月は指定薬物数が68物質でしたが、平成26年1月現在で、1,300以上の物質が指定薬物に指定されています。

また、指定薬物の取締・規制の強化として、薬事法改正により、麻薬取締官・員による取締等の範囲が拡大され、「収去」（抜き取り）の権限が新設されました。併せて罰則も制定されています。さらに、指定薬物については、所持・使用等について特段の規制がないこともあり、若年層をはじめとする一般消費者が安易に入手し使用し、二次的犯罪や健康被害が多発しています。また、一般消費者は、脱法ドラッグを使用しても罰せられないとの認識から安易に使用し、指定薬物の使用が覚醒剤等の使用につながっている可能性が指摘されています。このような状況に対応するため、製造・販売に加え、所持・使用等についても禁止することとしました。今後、状況に応じて、取締の徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化を推進してまいります。

覚醒剤事犯における再犯者率は6割を超えている状況にあることから、再乱用防止対策を強化することも重要です。厚生労働省としては、「再乱用防止対策講習会」や「薬物中毒対策連絡会議」を開催し、関係機関の連携、再乱用防止に関する正しい知識の普及、及び専門性の向上を図り、相談体制の充実・強化を図っています。また、薬物乱用者の家族を啓発・支援するため、薬物依存に関する情報や質疑応答などが盛り込まれた「ご家族の薬物問題で困りの方へ」（通称「家族読本」）を作成・配布も実施しています。

最後になりますが、薬物乱用を許さない社会を実現するためには、国民一人一人の薬物根絶意識を醸成することが重要です。（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター、全国の薬物乱用防止指導員、関係団体等、皆様方による地域等での薬物乱用防止普及啓発活動に対するご協力、ご尽力より実現されるものです。厚生労働省も最大限の努力を怠りません。存ですので、今後とも、監視指導・麻薬対策課に対する皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

の現況



(独) 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
薬物依存研究部／自殺予防総合対策センター

松本 俊彦

はじめに

最近2、3年のうちに、わが国では、覚せい剤や合成麻薬のような既存の規制薬物の化学構造式を一部変更することで法令による規制を回避した、「脱法ドラッグ」が急速に社会問題となっています。

そのなかでも有名なものは、「脱法ハーブ」と通称される、乾燥植物片に脱法ドラッグを混ぜ込んだ「ハーブ系」ですが、他にも、粉末状の「パウダー系」や、液体状の「リキッド系」が存在し、市中のアダルトショップやインターネット上で販売されています。一般にハーブ系製品には、大麻に含まれる Δ^9 -THC (tetrahydrocannabinol: CB1受容体の部分アゴニスト) に類似した、JWH-018系列と呼ばれる合成カンナビノイド (CB1受容体の完全アゴニスト) が含有されており、パウダー系・リキッド系製品には、覚せい剤類似の薬理作用を持つカチノン誘導体が含有されていると考えられています。

日本中毒情報センターによれば、この脱法ドラッグによる有害事象の報告は2010年より激増しています。実際、2011年以降、脱法ドラッグ

の影響下による危険運転や自動車事故、暴力、自殺行動の報道がマスメディアを賑わすようになり、救急救急センターからも、脱法ドラッグによる急性中毒に起因する幻覚・妄想状態、意識障害やけいれん、心停止の報告も相次いでいます。

こうした状況は精神科医療の現場にも影響をおよぼしています。筆者が所属する国立精神・神経医療研究センターで経年的に実施している、「全国精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態に関する調査(以下、全国病院調査)」でも、脱法ドラッグ乱用の深刻な実態が浮き彫りにされました。

本稿では、この調査結果を中心に、わが国における脱法ドラッグの現況について、これまでわかっていることについて報告させていただきます。

新設カテゴリー「脱法ドラッグ」——初登場2位！

最初に2012年の全国病院調査の概要を説明します。この調査では、隔年の9～10月に通院・入院したすべての薬物関連障害患者に関して情報を収集しています。2012年の調査では、全国

の有床精神科医療施設1069施設の70・6%からの回答を得て、最終的に848例の薬物関連障害患者の情報を得ることができました。

図1は、この848症例を主たる乱用薬物の種類によって分類した結果です。多い順に覚せい剤(42・0%)、脱法ドラッグ(16・3%)、睡眠薬・抗不安薬(15・1%)、有機溶剤(7・7%)となっており、脱法ドラッグは患者数で覚せい剤に次ぐ第2位の乱用薬物となっています。実は、この「脱法ドラッグ」という分類カテゴリーは、2010年までの調査では存在せず、それまではすべて「その他」に分類されていました。

表1は、1996年以降の全症例における各主乱用薬物の割合の推移をしめたものです。覚せい剤は一貫して全症例の50～60%を占めて高止まりしています。一方、有機溶剤は年々患者の割合が減少し、それと逆相関するかたちで睡眠薬・抗不安薬が年々患者の割合が増加し、ついに2010年には有機溶剤をしのいで第2位の乱用薬物となったのは、みなさんの記憶に新しいと思います。ところが2012年の調査では、初登場の「脱法ドラッグ」がそのポジションを奪ったわけです。

図2は、各薬物の関連障害患者のなかで、「最近1年以内に主乱用薬物の使用が認められた患者」の割合です。すると、覚せい剤の割合が大きく減少し、その分、脱法ドラッグや睡眠薬・抗不安薬の割合が増し、この二つの薬物で全体の半数を占めます。これは、覚せい剤関連障害患者のなかには、「もう何年も覚せい剤をやめているが、幻聴などの後遺症が続いている」といった方も相当に含まれているためです。その意味では、「わかっ

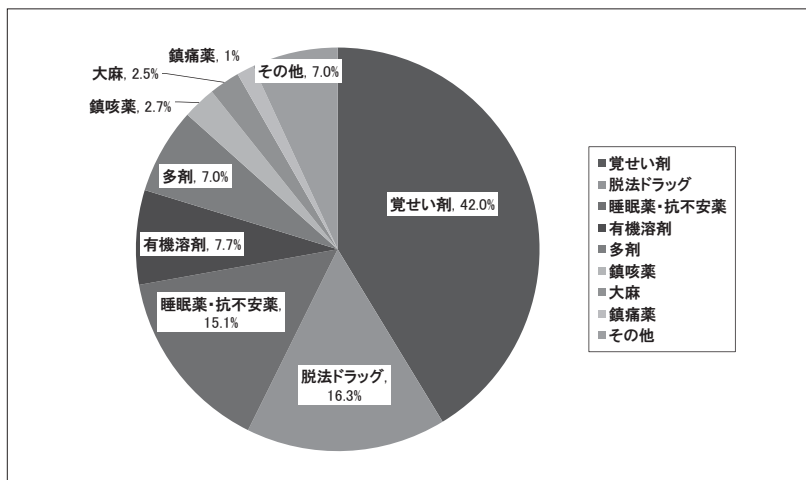


図1 薬物関連障害症例における主たる乱用薬物の比率 (N=848)

ちゃいるけどやめられない」という薬物依存を扱う臨床の現場は、いまや「取り締まれない薬物」が中心になりつつあるといえるでしょう。

脱法ドラッグ関連障害患者の特徴

私たちは、脱法ドラッグ関連障害患者の臨床的特徴を明らかにしようと考え、わが国の歴史のなかで典型的な薬物関連障害患者である覚せい剤関連障害患者と、脱法ドラッグと同じく「取り締ま

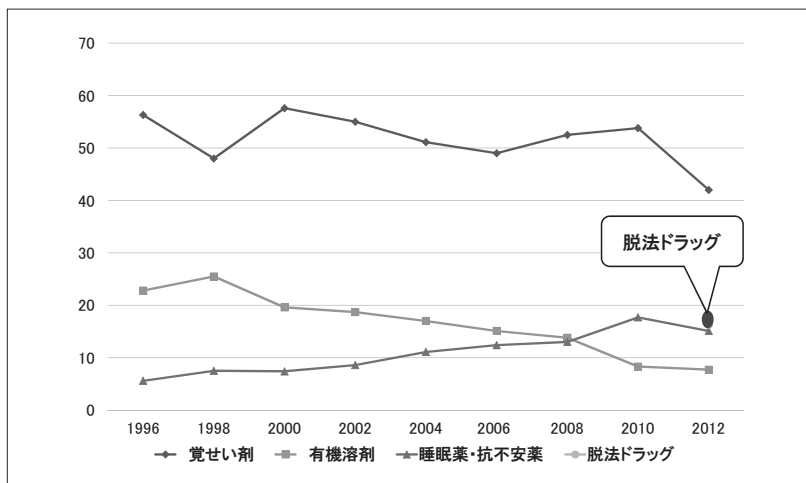


表1 主たる乱用薬物別にみた薬物関連障害症例 (%) の推移

れない薬物」である睡眠薬・抗不安薬の関連障害患者との比較を行いました。

その結果、脱法ドラッグ関連障害患者は、他の二つよりも若年であり(表2)、圧倒的に男性が多く、覚せい剤関連障害患者とは異なり、就労している者、高学歴の者が多いことがわかりました(表3)。また、睡眠薬・抗不安薬関連障害患者と同様に、反社会的な集団とのかかわりを持つ者や、逮捕・服役などの司法的処遇を受けた経験のある

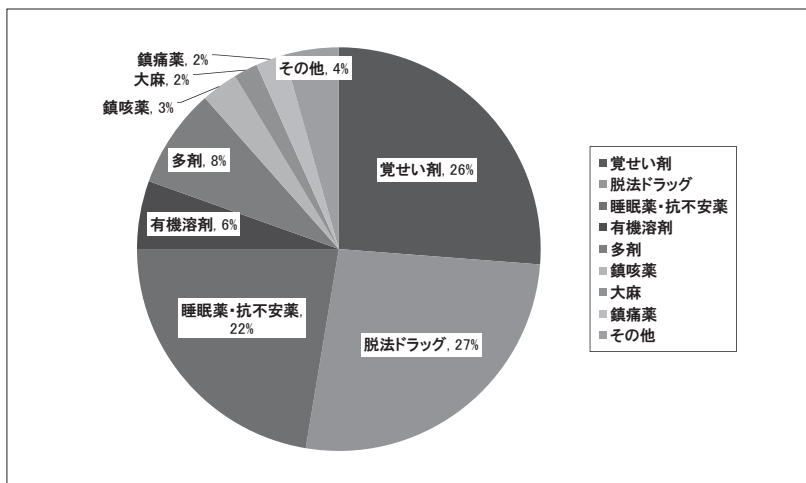


図2 1年以内に薬物乱用が認められた症例の主たる乱用薬物別比率 (N=517)

者も少ないこともわかりました(表4)。一方、薬物使用の動機については、脱法ドラッグ関連障害患者の動機は、「誘われて」、「刺激を求めて」、「好奇心から」といった、覚せい剤関連障害患者と同様であり、「不安・不眠の軽減」を動機とする睡眠薬・抗不安薬関連障害患者とは明らかに異なっていました(表5)。

さらに、脱法ドラッグ関連障害患者の精神症状の詳細を明らかにするために、WHOの診断基準

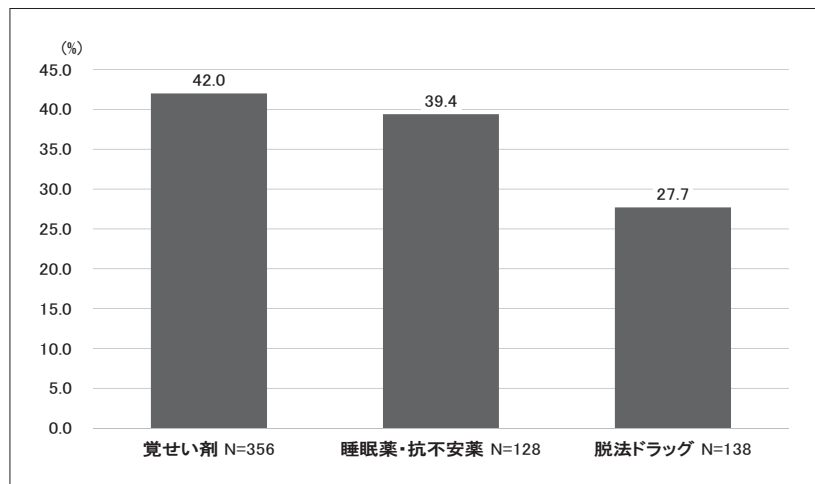


表2 覚せい剤、睡眠薬・抗不安薬、脱法ドラッグの各関連障害患者における年齢の比較

であるICD-10 F1診断(物質関連障害)の下位分類を比較してみました。すると、依存症候群(依存症)はいずれの三群にも共通して高率に認められたものの、精神病的障害(急性中毒性精神病)は、脱法ドラッグ関連障害患者で最も多く、一方、残遺性・遅発性精神病(後遺症)は覚せい剤関連障害患者で最も多いという結果だったので(表6)。このことは、脱法ドラッグが依存性の高さにおいて覚せい剤に決して劣るところがない

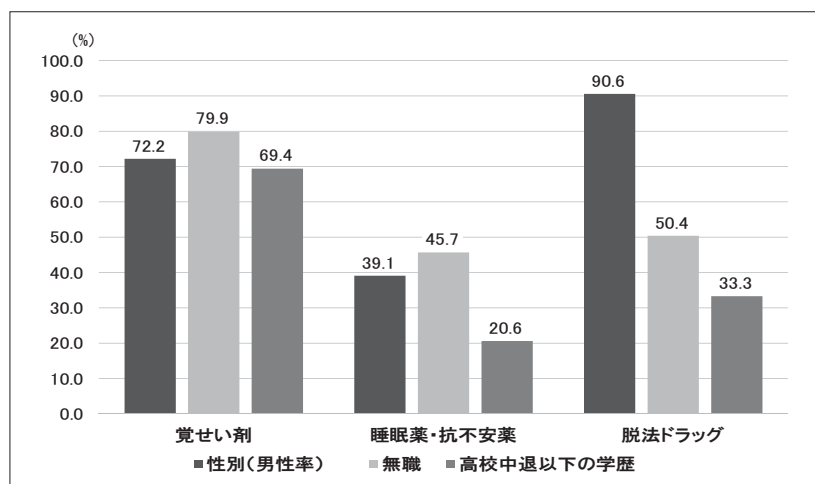


表3 覚せい剤、睡眠薬・抗不安薬、脱法ドラッグの各関連障害患者における性別(男性率)、就労状況(無職率)、学歴(高校中退以下の学歴率)の比較

く、精神病を引き起こす危険性は覚せい剤と同等かそれ以上である可能性を示唆しています。なお、脱法ドラッグ関連障害患者では後遺症が少なかったわけですが、これは「脱法ドラッグは後遺症を引き起こさない」ことを意味しません。なにしろ、乱用の歴史が浅いので、後遺症については今後報告される可能性があります。

以上の結果は、脱法ドラッグが、覚せい剤関連障害患者と睡眠薬・抗不安薬関連障害患者のいず

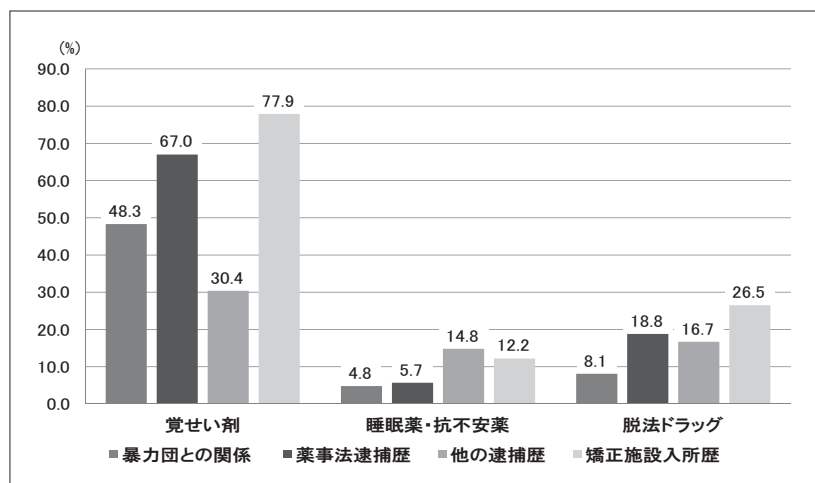


表4 覚せい剤、睡眠薬・抗不安薬、脱法ドラッグの各関連障害患者における暴力団との関係、逮捕歴、矯正施設入所歴の比較

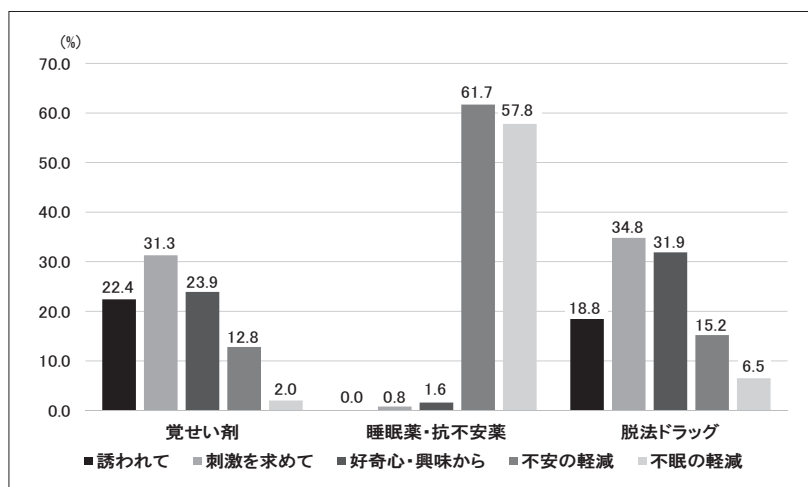


表5 覚せい剤、睡眠薬・抗不安薬、脱法ドラッグの各関連障害患者における薬物使用動機の比較

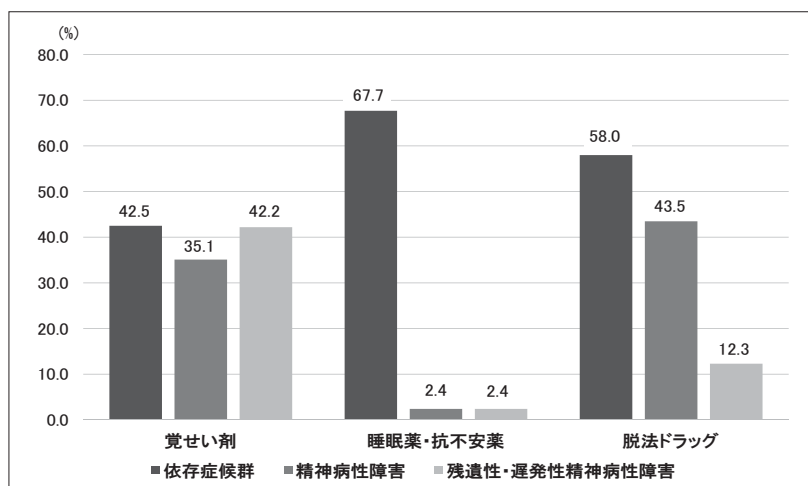


表6 覚せい剤、睡眠薬・抗不安薬、脱法ドラッグのICD-10 F1診断（物質関連障害）下位分類の比較

れとも異なる特徴を持つ、新しい層の薬物乱用者を作り出したことを示しているといえるでしょう。

おわりに代えてー今後の展望

わが国における脱法ドラッグ問題は最近になって急に始まったものではありません。すでに1990年代末にはマジックマッシュルームが、2005年頃には、トリプタミン誘導体の5-Meo-DIPTと課題や、フェネチルアミン系の2C-T7や2C-T4

が問題化しました。いずれも法令による規制により急速に鎮静化された経緯があります。

しかし、今回問題化している脱法ドラッグの場合、同じ対策が通用しません。内容成分がめまぐるしく変更されるために、同じ商品でも時期によって成分が異なり、何を規制すべきかがわからないといった事情があります。たとえば、当初、ハーブ系の脱法ドラッグには、大麻に含まれるTHCに類似した合成カンナビノイドが含まれ、パウ

ダー系やリキッド系の製品には、覚せい剤類似の薬理作用を持つカチノン誘導体が含有されていると考えられてきました。しかし実際には、これらの物質の化学構造式にはたえず変更が加えられ、また、ハーブ系製品にパウダー系やリキッド系の成分が混入されていることもまれではありません。それどころか、規制が強化されるたびに化学構造式に変更を繰り返すなかで、従来の薬物よりもはるかに有害な未知の物質ができあがっている印象さえあります。

このような事態を打開するために、厚生労働省は、2013年により元々の規制薬物の側鎖を変更などによって開発された誘導体すべてを規制対象とする「包括指定」を実施しています。また、薬事法による規制としては異例の試みですが、脱法ドラッグの所持・使用を規制する法案も可決されました。しかし、現実問題として、包括指定が開始された2013年3月以降も、私たちの薬物依存症専門外来には、脱法ドラッグ依存患者が続々受診しています。

もはや規制による供給低減だけ薬物対策は限界です。今後は、脱法ドラッグ乱用防止教育の拡充、ならびに、脱法ドラッグ乱用・依存者に対する再乱用防止のための体制整備といった、需要低減のための対策が必要となっているといえるでしょう。

平成25年度薬物乱用防止中堅指導員研修会



当センターでは、平成25年10月24日（木）・25日（金）、東京都港区赤坂の「石垣記念ホール」において、「平成25年度薬物乱用防止中堅指導員研修会」を開催いたしました。

この研修会は、平成17年度から厚生労働省の委託事業の一環として実施しており、地域における薬物乱用防止教室等の講師として中心的役割を担う指導員の養成を目的としています。

研修会には、各都道府県から推薦された薬物乱用防止指導員及び各都道府県職員など126名が参加し、最近の薬物に関する情勢、薬物に関する医学的専門知識、薬物乱用防止啓発活動の実際等についての講演を受講しました。

当センターでは地域における薬物乱用防止のための啓発活動を、より効果的に推進していくためには、この種の研修の必要性を強く感じておりますので、今後とも厚生労働省のご指導をいただきながら、継続実施していく予定です。

以下に、研修会のプログラム及び各講演内容の要旨をご紹介します。

プログラム

平成25年10月24日（木）

○ 開会

○ 開会あいさつ

（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター
理事長 井村 伸正

○ 来賓あいさつ

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課
課長 赤川 治郎

○ 薬物関連問題の理解のために

東京都医療生活協同組合 中野総合病院精神神経科
（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 薬物依存研究部）
尾崎 茂

○ 薬物乱用防止啓発のための講演の実際

薬物乱用防止講演における具体的手法
ライオンズクラブ国際協会3301-A地区
薬物乱用防止教育認定講師 寺田 義和

平成25年10月25日（金）

○ 薬物乱用の現状と厚生労働省の薬物対策

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課
課長補佐 淵岡 学

○ 青少年の薬物乱用とその予防

文科大学人間科学部臨床心理学科
石橋 昭良

○ 学校における薬物乱用防止教育の進め方

学校・家庭・地域社会の連携を
いかに進めるか
墨田区教育委員会 学校支援ネットワーク本部
事務局長 森本 芳男

○ 閉会

薬物関連問題の理解のために

東京医療生活協同組合中野総合病院 精神神経科部長

(独) 国立精神・神経医療研究センター

精神保健研究所薬物依存研究部

客員研究員

尾崎

茂

1 薬物乱用の現状

(1) 一般住民における薬物乱用の状況

薬物乱用の実態を知るためには、司法、医療、福祉、教育などの領域のデータをつきあわせる必要があります。一般住民を対象とした調査としては「薬物使用に関する全国住民調査」があり、1995年より隔年で実施されています。この調査は、全国から無作為抽出された15歳以上の約5,000人を対象として、飲酒、喫煙、医薬品を含むさまざまな薬物使用の状況を調べるものです。2011年度の調査によれば、これまでに有機溶剤、大麻、覚せい剤のうちいずれかでも一度でも乱用経験があると答えた割合(生涯経験率)は2・7%で、有機溶剤、大麻、覚せい剤の順(1・6%、1・2%、0・4%)に高くなっています。この傾向には、数年来大きな変化はみられません。ただし、有機溶剤乱用は下火になっているとはいえ、最も割合が高く、まだまだ軽視できないことがわかります。一方で、アルコールについては、「依存症者」81万人、その予備軍が450万人といわれ(2003年調査)、大変大きな問題です。

(2) 薬物乱用のリスク要因

薬物乱用に至るリスク要因について、米国コロンビア大学の実施した10代の若者を対象とする調査(CASA TEEN STUDY)によれば、「ストレス」「退屈さ」「金」が薬物乱用のリスクとして挙げられています。つまり、「高いストレスを感じている」「しばしば退屈を感じている」「週に50ドル以上使っている」場合、薬物乱用のリスクが2・3倍に増加します。これらは、先進国では共通の要因と言えるでしょう。国内の調査でも薬物乱用の動機として、「好奇心から」「興味があって」「ストレス解消」などが高い割合を示しています。ただし、若者が感じるストレスや退屈の質については、より詳細に検討する必要があります。

(3) 中学生調査と脱法ドラッグ

中学生調査は10代から始まることが多く、国内では中学生を対象とした全国調査も行われています(飲酒・喫煙・薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査)。2012年の結果によれば、規制薬物の生涯経験率は、有機溶剤0・5%、大麻0・3%、覚せい剤0・2%で、これまでの調査では目立たなかったいわゆる「脱法ドラッグ」でも0・2%となっ

ています。そして、脱法ドラッグの経験者は、大麻、覚せい剤の乱用経験率もそれぞれ60%、63%と高い割合を示していました。これまで、若者の薬物乱用は、喫煙から始まり、有機溶剤を経て、大麻・覚せい剤につながる」と想定されてきましたが、今後は、有機溶剤のかわりに脱法ドラッグがその位置を占める可能性があります。

(4) 精神医療現場での脱法ドラッグ

精神科医療機関の調査でも、脱法ドラッグ使用による急性・慢性の症状による受診者が増加しています。大阪府立精神医療センターでは、脱法ドラッグ使用障害の患者数はH23年度の5人から、H24年度は60人と増加していると新聞報道されています(毎日新聞H25/9/7)。患者層は、覚せい剤使用経験がある40・50代と、初めて使用した20代に分かれ、男性が全体の3分の4を占めていました。国立精神・神経医療研究センターによるH24年度の全国精神科病院調査でも、主たる使用薬物として、脱法ドラッグが16・3%と覚せい剤の42%に次いでいたと報告されています。

(5) 脱法ドラッグの規制

これまで薬物の規制は、麻薬指定、薬事法上の指定薬物などで対応されてきましたが、基本は物質を個別に規制対象とするものでした。しかしこの方法では、次々に出てくる新たな合成薬物への対応が後手に回ってしまいがちなので、H25年3月より「包括指定」が施行されました。これは、同様の基本骨格をもつ物質群

は中枢神経系に対して同様の薬理作用を有しているとみなして、それらを一括して規制対象とするものです。H25年2月20日時点で772物質が包括指定されています。

(6) 「脱法ハーブ」の生体への影響

脱法ドラッグとして出回っている物質には薬理作用が十分知られていない成分が含まれており、非常に危険です。そのうち「脱法ハーブ」として乱用される物質からは、合成カンナビノイドが検出されており、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所の船田室長により大麻同様の依存性形成、細胞毒性が確認されています。

2 薬物の乱用・依存・中毒とは

薬物乱用の最大の問題は、反復使用により「依存」という状態がもたらされることにあります。ここでは、「乱用」、「依存」、「中毒」という状態について整理しておきます。

(1) 薬物乱用の最大の問題は「依存」をもたらすことにある

① 乱用

まず、「乱用」とは、法律や宗教的規範など社会的規範から逸脱した目的や方法で薬物を使用することで、多くは違法行為にあたります。処方薬であっても、不適切な用量・用法で服用したり、酩酊感を得たり自傷・自殺企図を目的とした過量服用は本来の治療目的から逸脱しており乱用です。

② 依存

「依存」とは、「薬物の反復使用によりもたらされた、意志で薬物使

用をコントロールできない状態”を指します。「依存」には、精神依存と身体依存の二つの側面があります。「精神依存」とは「薬物使用に対する強い心理的欲求」のことで、強い使用欲求は「渴望」と呼ばれます。基本的に、薬物使用に伴う何らかの「快感」を得ることが薬物使用の動機づけとなります。すべての依存性薬物は「精神依存」を引き起こすので、この「精神依存」が依存の本質といつてよいでしょう。

一方、「身体依存」は「耐性形成」と、「薬物特有の退薬（離脱）症状」によって特徴づけられます。「耐性」とは、ある薬理効果を得るために必要な薬物の量が次第に増加していくこと、つまり薬物が段々と効かなくなっていくことです。「酒に強くなる」とはまさにアルコールへの耐性を表現しています。一方、「退薬（離脱）症候」とは、ある薬物の使用を中断したり、摂取量が急激に減ったときに起こる心身のさまざまな症状群です。モルヒネやヘロインの禁断症状や、アルコールの「振戦せん妄」など、薬物によって特有の退薬症候が知られています。これらの身体依存は、すべての依存性薬物で引き起こされるわけではなく、主にヘロインなどの麻薬や、アルコール、鎮静剤、睡眠薬など、脳に対して抑制的にはたらく薬物（中枢抑制剤）で多くみられます。一方、覚せい剤、コカインなどの中枢刺激剤ではほとんどみられません。身体依存が存在すると、精神依存も強化され、その結果、依存状態はより重篤なものとなります。

③ 中毒

「急性中毒」は、「薬物の急性効果による心身の危険な状態」のことです。一般には薬物の過剰摂取により引き起こされ、さまざまなレベルの意識障害や昏睡から心不全、呼吸不全などにより死に至ることもあります。急性中毒は、薬物使用の過程のいずれの時点においても起こり得ます。「アルコールの一気飲み」が代表的なものです。どのような薬物でも起こる可能性があり、覚せい剤、有機溶剤では、意識障害や精神錯乱、幻覚・妄想などの精神病症状が出現する頻度が高くなります。

一方、「慢性的な薬物使用による心身の障害」が「慢性中毒」です。慢性中毒には、薬物誘発性の精神障害、神経障害、さまざまな臓器障害があります。慢性中毒の症状は、薬物使用を中断しても消退しないことが多く、治療が難しい場合が少なくありません。アルコールによる肝障害（脂肪肝、肝炎、肝硬変など）、覚せい剤による慢性・遷延性の精神病状態などが代表的なものです。

(2) 依存症の精神医学的診断

このように、薬物乱用の最大の問題は「依存」をもたらすことにあります。「依存症候群」についてのWHOによる診断基準（ICD-10）をあげておきます。過去1年間のある期間において次の項目のうち3つ以上がともに存在することで依存症候群と診断されます。

- ・物質を摂取したいという強い欲望あるいは強迫感。
- ・その物質摂取行動を統制することが困難。

- ・物質使用を中止もしくは減量したときの生理学的離脱状態。
 - ・はじめはより少量で得られた効果を得るために、使用量を増やさなければならぬ（耐性）。
 - ・物質使用のために、それにかわる楽しみや興味を次第に無視するようになる。
 - ・明らかに有害な結果が起きているにもかかわらず、いぜんとして物質を使用する。
- このように、薬物乱用がもたらす問題はさまざまですが、最大の問題は「依存をもたらすこと」といえます。

(3) 薬物別にみた依存形成の特徴

依存性薬物は脳に対する作用から、「抑制系薬物」と「興奮系薬物」に大別できます。抑制系薬物は、アヘン類、バルビツール類（睡眠薬、抗けいれん薬、麻酔薬等）として使用される医薬品、アルコール、ベンゾジアゼピン類（現在処方されている睡眠薬、抗不安薬の大半がこれです）、有機溶剤、大麻などが含まれます。一方、興奮系薬物としては、コカイン、覚せい剤、LSD、ニコチン（タバコ）などが代表的な薬物です。いずれの薬物も精神依存を引き起こしますが、抑制系薬物の多くはさらに身体依存も引き起こすので、重症な依存になりやすいといえます。また、脳神経に対する傷害作用（精神毒性）は有機溶剤、コカイン、覚せい剤などで強く、意識障害や幻覚・妄想状態などの中毒性脳障害を引き起こしやすい傾向があります。

(4) 依存性薬物はどうように脳に作用するか

脳に対する依存性薬物の作用についてはまだ十分解明されてはいませんが、基本的には脳内の「報酬系」と呼ばれる神経系に直接作用して快感をもたらすと考えられています。報酬系は主にドパミンを神経伝達物質としており、中脳の腹側被蓋野から側坐核を経て前頭前野に至る神経系（A10神経系）で、辺縁系という発生的に古い部分に属している神経ネットワークです。ここは、飲水・摂食行動、性行動など、動物にとって個体の生存や種の維持に強く関連した重要かつ不可欠な部分です。依存性薬物がこの報酬系に作用して快感をもたらし、依存を引き起こすことは、薬物乱用・依存問題の厄介な点のひとつといえるでしょう。

3 薬物依存症が生み出すさまざまな問題

薬物の「乱用」を繰り返した結果、「依存」が引き起こされます。「依存」に基づいてさらに薬物「乱用」が続くと、急性・慢性的の「中毒」として心身の健康問題、社会的問題、家族問題、職業的問題、経済的問題など多方面にわたって、さまざまな問題が生じてきます。ここでは、主な薬物によってもたらされる精神医学的問題について取り上げます。

(1) 薬物関連精神疾患に関する病院調査の結果から

全国の有床精神科医療施設（約1,600）を対象とした薬物関連精神疾患の実態調査によると、患者の主たる使用薬物としては、従来から覚せい剤が約半数と最も多いのですが、

2010年には鎮静薬（睡眠薬・抗不安薬）が17・7%と増加し、前回調査まで覚せい剤に次いでいた有機溶剤の8・8%を大きく超えました。さらに、大麻、鎮痛薬、鎮咳薬などが各4・5%と続きます。大麻症例も増加傾向にあります。

(2) 薬物別にみた特徴

① 覚せい剤・MDMA

「覚せい剤」はアンフェタミンあるいはメタンフェタミンの「覚せい剤取締法」における法律名で、日本では後者が主に乱用されています。シャブ、スピード、クリスタル、アイス、などの俗称があります。最近MDMA（エクスタシー）とともに「アンフェタミン型中枢刺激剤（ATS）」と呼ばれ、世界的な乱用拡大が問題となっています。

覚せい剤は、1950年前後の第一次覚せい剤乱用期以来、最も問題となっている乱用薬物です。とりわけ、摂取時の快感が強く、精神依存形成がきわめて強いいため、早期に「依存症」におちいりやすいことがまず問題です。さらに、精神毒性が強いので、意識障害、中枢神経刺激作用に伴う行動・情動障害（高揚感、多弁、多動、興奮、パニック状態など）のほか、中断時には反動（リバウンド）で抑うつ気分、イライラ、焦燥感がよくみられます。また、精神病的障害（幻聴、被害妄想など）を起こしやすい、症状が慢性化しやすいことも大きな問題です。覚せい剤の使用中断後も長期にわたり、少量の薬物やアルコール、ストレスなどで症状が再燃しやすい状態が続くことがあり、自然再燃（フラッシュ

バック）が起こりやすくなります。

身体面では、交感神経刺激作用による頻脈、血圧上昇、手足のふるえ、急性心不全や脳内出血による突然死などがみられます。また、最近には加熱吸煙、すなわち「あぶり」による乱用が増えていますが、主流は依然として静脈注射による乱用で、注射器の回し打ちによるウィルス感染症（B型肝炎、C型肝炎、HIV（AIDS）など）のリスクが大変高くなります。精神科医療機関で治療を受けている覚せい剤依存症者の半数近くが、C型肝炎ウィルス抗体が陽性です。今後はHIV/AIDSの発症もさらに問題となってくると思われれます。

なおMDMAは、国内では麻薬として規制されていますが、覚せい剤類似の中枢刺激作用、幻覚作用をもっています。欧米でのディスコやクラブで乱用されるようになり、急性中毒として「悪性高体温症」がみられ、横紋筋融解症から腎不全を来すことがあり、しばしば致死的です。

② 有機溶剤

有機溶剤乱用は下火になりつつありますが、低年齢から乱用されることが多く、発達途上の青少年の心身に深刻な影響を与えるため、決して軽視できません。有機溶剤はまさに「目に見える臓器障害」を引き起こし、脳では皮質の萎縮、白質障害、血流低下、視覚・聴覚障害などが見られます。末梢では多発神経炎、筋萎縮（起立・歩行障害）などを高頻度にもたらします。臓器障害としても、不整脈や肝機能・腎機能障害をはじめとして循環器系、消化器系、呼吸器系などのさまざまな障害をも

たらし、突然死や吸引後の酩酊・意識障害による事故の事例も少なくありません。精神症状としては、記憶障害、知覚障害（変形視・錯覚）、夢想症、有機溶剤精神病や「無動機症候群」（慢性的な意欲・能動性・心的エネルギーの低下）などがよくみられます。「夢想症」は、吸引中に好きなタレントの姿が見えるなど、願望充足的な幻視様体験で、再乱用の動機付けとなることがあります。

③ 大麻

大麻の中枢作用はTHC（テトラハイドロカンナビノール）によって引き起こされます。THCの薬理効果は複雑で、脳に対して興奮または抑制の両方の作用を有し、心理・状況的要因（セット・セッティング）によって大きな影響を受けるといわれます。一般的には、身体面の症状として心拍数増加、眼球結膜充血、筋力低下、口渇、めまい、悪心、嘔吐、頻尿、平衡感覚障害などがよくみられます。

精神機能に及ぼす影響としては、感覚、知覚、情動、思考機能の変容のほか、精神病的体験（幻聴、幻視、考察察知、思考奪取、思考吹入など）も出現します。慢性的な乱用により、身体面では呼吸器系障害（喉頭炎、慢性気管支炎）、生殖機能の低下、免疫機能の低下、月経異常のほか、胎児への影響もあるといわれています。そのほか、大麻精神病や無動機症候群もおこります。一般的には、健康への害は少ないと思われがちですが、上記のような心身の症状のほか、マリファナ1本の喫煙で、急性幻覚妄想状態を呈することもあります。動物実験でも認知障害や攻撃性

の異常な増強などが示されており、最近の乱用の拡大は非常に懸念されます。

④ 麻薬

麻薬とは、薬理学的には「ケシの種子嚢から採取した白色の分泌物を精製して合成される強力な鎮痛作用と中枢抑制作用をもつ一連の物質」を指します。つまり、あへん、モルヒネ、ヘロインなどです。海外ではヘロイン乱用が大きな問題となっていますが、日本国内では乱用頻度は相対的に低い状況が続いています。しかし、国内で法的に「麻薬」として規制される薬物は上記以外に多岐にわたり、覚せい剤同様の強烈な中枢刺激剤であるコカイン、合成麻薬であるMDMAをはじめとして、違法ドラッグ（脱法ドラッグ）の一部も追加されるなど、多様な物質が含まれます。

麻薬の不正な所持・使用等は「麻薬及び向精神薬取締法（麻向法）」で規制されています。また、医師が「麻薬中毒者（＝麻薬、あへん、大麻の依存症者）」と診断した場合、都道府県知事への届出義務があります。警察への通報義務ではありません。この届出義務は、麻薬依存からの離脱状態を医学的に管理し、その後の断薬を維持するための「治療」を目的としたものであり、他の薬物ではこうした規定はありません。麻薬からの離脱時には、涙目、鼻漏、発汗などから始まり、次第に易刺激性、落ち着きのなさが目立ち、悪寒やふるえ、立毛が目立ち、悪心、嘔吐、下痢、筋肉痛、関節痛などが数日間にわたって続きます。これらは大変つらい身体症状なので、症状を

和らげるためにまた麻薬を使用し、依存的使用が継続することになります。したがって、この時期を医学的に管理する必要があるわけです。

⑤ 医薬品

処方箋偽造、処方薬の譲渡などは別として、医薬品の乱用自体はただちに「違法行為」ではありません。しかし、入手が容易で心理的抵抗が少ない医薬品は、乱用物質として決して軽視できません。前述した精神科病院の調査でも、睡眠薬・抗不安薬の乱用・依存例がこの数年で増加傾向にあり、2012年度の調査では15・1%と、有機溶剤症例(7・7%)を抜いて覚せい剤症例(42%)、脱法ドラッグ症例(16・3%)に次いで高い割合を示しています。

処方薬では、精神安定剤(マイナートランキライザーまたは抗不安薬)、睡眠薬、鎮痛薬、抗うつ薬などが乱用されることがあります。多くは、不眠や不安などの症状に対して処方されていた治療薬を服用しているうちに、次第に依存状態となるケースです。一方、当初から乱用目的で、酩酊感などを求めて症状を偽るなどして医療機関から特定の向精神薬を入手する場合も少なくありません。数年前に一部で社会問題にもなったメチルフェニデート(商品名・リタリン)という向精神薬は、覚せい剤同様の中枢刺激作用をもち、過眠症に伴う日中の過度の眠気や、子どもの「注意欠陥多動性障害(ADHD)」などに効果のある医薬品です。一方で、難治性うつ状態の一部に対しても処方されてきました。多くの精神科医療機関は、リタリンが依存を形成しやすいことから、その投与

にはきわめて慎重でしたが、同時に、患者の求めに応じて容易に処方する医療機関が存在したのも事実です。リタリン乱用・依存者(通称「リタラー」)は、そのような医療機関をさまざまな方法で見つけて、情報を交換し、しばしば数カ所を掛け持ちして大量に処方してもらい、乱用を続けるわけです。これは医療者側が十分注意すべき問題です。2007年10月以降、メチルフェニデートの処方については、その保険適用が過眠症(ナルコレプシー)に限定されることになりました。2008年からは、処方できる医師・医療機関・薬局、流通・管理について登録制となり、管理体制が厳重になってい

ます。その後、リタリン乱用は下火になりつつありますが、2010年の病院調査では再び増加傾向がみられており、しばらくは推移を注意深く見守る必要があるでしょう。

このほか、薬局で買える医薬品(OTC)の中でも、鎮咳薬(ブロン製剤など)、鎮痛薬、睡眠薬、総合感冒薬などの乱用例がみられます。一般にOTCには複数の成分が含まれていることが多いので、何が依存や中毒症状を引き起こしているかを判断するのが難しいことが少なくありません。入手しやすい分、乱用・依存問題が深刻になることがあります。

⑥ 処方薬の過量服薬と自殺

このところ、国内の自殺件数が年間30,000件前後という高い水準で推移しており、国をあげて自殺への取り組みが行われつつあります。厚労省自殺・うつ病等対策プロジェクトチームの資料を示します(過

量服用への取組)―薬物治療のみに頼らない診療体制の構築に向けて)。それによれば、自殺既遂者78名の家族への聞き取り調査(心理学的剖検)から、約半数に精神科受診歴があり、そのうち約6割で処方薬の過量服用がみられたとのことです。こうした実態を把握し、患者側、診療側のそれぞれの要因を検討しながら、さまざまな取り組みの必要性が指摘されています。

4 薬物依存症の進行と回復およびその対応

(1) 依存症の特徴についてのまとめ

米国のMacedonaldという医師は、薬物依存症の「病氣」としての特徴を次のようにまとめている。

- ・進行性の病氣である。
- ・慢性的の病氣である。
- ・人から人に伝染する病氣である。
- ・強力に死に至る病氣である。
- ・家族の病氣である。

まず、依存症は徐々に重症化し、長期にわたって持続する病氣です。また、親のアルコール問題が子供に薬物依存という形で出現したり、友達から誘われて断り切れなくて使う(ピア・プレッシャー)など、世代間や同世代の中で薬物問題が伝達されます。さらに、薬物・アルコールによる臓器障害や、薬理作用下における事故、しばしば併存する抑うつ・不安などの精神症状、自傷・自殺企図などの衝動行為により、命を縮めることが少なくありません。また依存症では、本人のみならず家族全体が病んでいる場合があります。親のアルコール・ギャンブル問題、幼少

時の虐待などが依存症発生の要因として作用している場合などでは、家族へのアプローチが必要です。

依存症の治療は本人に焦点を当てるのは当然ですが、相談窓口や医療機関を最初に訪れるのは本人でなく家族であることが圧倒的に多いのが現実です。この場合、「本人がこなくてはだめ」ではなく、本人が不在でもまずは家族だけでも相談ルートに乗せ、家族療法、家族教室などの集団的治療プログラムに参加を促すことが重要です。家族が変わっていくこと(回復)が、本人の回復につながるものが少なくありません。

(2) 乱用・依存・中毒の進行と対応

薬物乱用・依存は、その時間的経過から次のように分けられます。それぞれの時期に応じて、適切な対応が異なってきます。

① 乱用だけの乱用者

「依存」に至っていない「乱用」の初期段階では、心身の症状はまだはっきりせず、治療よりも刑事司法的対応や教育的指導が適切なことが多いでしょう。多くの乱用者は、周囲に誘われて興味・好奇心から乱用を開始します。この段階では、自らの行動を自覚し、相応の社会的責任を果たさせることが必要です。

② 依存に基づく慢性中毒のない乱用者

これは「乱用」を繰り返した結果、「依存」に至っている乱用者です。「精神障害や臓器障害などの慢性中毒症状は出現していませんが、すでに薬物のコントロールが困難となり、薬物をいかに入手して使うかが生活の中心となっています。そのために、学業・職業、対人関係などで種々の

障害が現れており、治療的介入が必要ですが、幻覚・妄想状態など乱用者本人にとって苦痛な症状がほとんどないため、本人が直接相談窓口を訪れたり、精神科病院を受診したりといった受療行動には結びつきにくい段階です。しかし、この段階で家族はかなり困っていますので、前述したようにまず家族だけでも相談につながる事が重要です。

地域の相談機関としては、都道府県、政令市に設置されている精神保健福祉センター、保健所等の行政機関や、専門医療機関などがあります。多くの相談機関では家族会や家族教室が行われており、家族が依存症について理解し、自分たちのとってきた対応で何が適切で何が不適切だったのか、といった点を学ぶことができます。本人の薬物関連行動に巻き込まれた家族が、距離を置いて現実を捉え直し、できることでできないこと、適切な対応と不適切な対応について整理することで、それまでより少しゆとりをもった対応ができるようになることが期待できます。

③ 慢性中毒にまで至った乱用者

「依存」に基づく「乱用」の反復の結果、脳をはじめ内臓諸器官に「慢性中毒」としてのさまざまな症状が出現するこの段階では、まず医学的治療が優先されます。薬物に誘発された急性、慢性の中毒性精神障害は、原則的に精神科医療機関であればその専門性を問わず対応します。幻覚・妄想等の精神病症状の消退後は、依存症についての教育や治療へと進むべきですが、治療プログラムを有する精神科医療施設はまだ国内ではごく少数に過ぎません。した

がって、この時期は院外の自助グループ（NANAなど）や民間リハビリ施設（タルクなど）と連携をとりつつ、断薬への動機付けを高めて維持しながら、社会復帰をめざします。依存症は、直線的に回復に向かうことはむしろ稀ですが、それが依存症の本質です。失敗（スリップ）しながらも、孤立せずに「どこかにつながっていること」が長期的にはとても重要です。

5 まとめ

薬物乱用・依存問題に取り組むに当たっては、まず私たち一人ひとりが、薬物問題を、いつ、どこでも、誰にでも起こりうる身近な問題として捉えることが必要です。学校や家庭での乱用予防教育はもちろんだ切ですが、それでも「ダメ。ゼッタイ。」からこぼれ落ちてしまう人が必ず存在することを常に念頭に置かなくてはなりません。そのような薬物乱用・依存者に対しては、家族や周囲が抱え込まずに、「乱用・依存・中毒」のどの段階にあるかに応じて、適切な専門機関につなげる事が重要です。「依存症からの回復」のための支援体制はまだまだ不十分ですが、「薬物問題の先進国」である欧米諸外国の事情を参考に、国内でも効果的な治療プログラムの開発や、処遇システムの検討が行われています。その成果が一日も早く社会に還元できることを願っています。なお、2007年に関係者により作成された家族向けのハンドブックがありますので、興味のある方は御覧下さい。

(<http://www.ncnp.go.jp/ninh/yakubutsu/drug-top/booklet.htm>)

「薬物乱用防止啓発のための講演の実際 (薬物乱用防止講演における具体的手法)」

ライオンスクラブ国際協会330複合地区薬物乱用防止委員会 副委員長
東京驚合ライオンスクラブ所屬

薬物乱用防止教育認定講師 寺田義和

最初に、本日のパワーポイントによるデータはUSBメモリーに収録して、麻薬覚せい剤乱用防止センターの白井部長にお渡ししてあります。

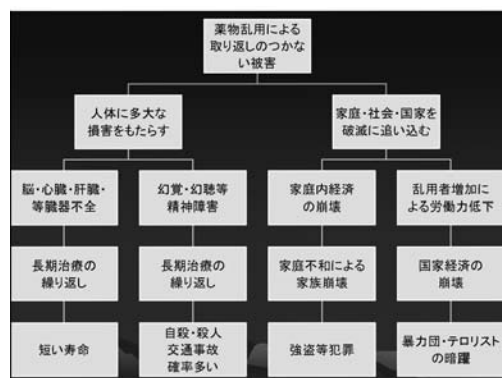
指導員の皆様が講演をする際に、資料として利用できるように作成した物もありますので、ご自分のUSBもしくはCDRをお送り頂ければ、コピーしてお渡し出来しますので、ご希望の方は本日の講演終了の際、センターの方にご依頼願います。

それでは、薬物乱用の被害を簡単に表した図から説明に入ります。

○薬物乱用による取り返しのつかない被害

薬物乱用は乱用者個人の健康を害し、家庭・会社・地域・国家に対し重大な被害をもたらします。

従って、国際連合（UNODC）始め各国に於いて様々な薬物乱用防止活動が行われて来ましたが、薬物乱用者の完治しにくい実例の多さと、乱用者対策の費用対効果の低さゆえ、薬物乱用者が多い国でも、乱用者のアフターケアと同時にマクロでの費用対効果の確実性が高い、薬物乱用をする以前の未然予防教育に力が注がれる様になりました。



この未然予防教育は、我が国では麻薬覚せい剤乱用防止センターが設立当初から提唱し、普及を図ってきました。17年ほど前から厚生労働省、警察庁、内閣府と共に文部科学省が学校教育の現場に於いて、外部専門講師の招聘による「薬物乱用防止教室」を開催し、地域社会を巻き込んで積極的に未然予防に取り組んでおり、その効果により、世界の注目に値する薬物乱用者の人口対比の少なさを維持しています。

この施策を維持し発展する事が、薬物乱用防止対策では肝要で、少しでも緩め

ると、取り返しのつかない状態に陥る危険を含んでいます。

「今回は、未然予防教育の現場である小・中・高等学校で開催される（薬物乱用防止教室）に於いて、ご来場の指導者の皆様が講演する際に、留意すべき事項に関して、具体的な講演内容を参考事例として用い、解説致します。」

I 「薬物乱用防止教育認定講師として必要なマナーと知識」について

- イ：一般教科の専門家ではないが、人文学の専門家として臨む。
- ロ：学校長や教諭が寄せる期待と信頼に応える最善の努力をする。
- ハ：社会の動向を捉え、常に生徒の健全育成を願って努力をする。

II 「小・中高校生を対象とする薬物乱用防止教育実施プログラム」について

- イ：生徒全員が薬物乱用をしていない。この前提に立ち未然予防に徹する。
- ロ：文部科学省の学習指導要領に沿った教育を行うように努める。
- ハ：厚生労働省の薬物行政・警察庁の取り締まり事例等を学び、国家の施策に則した教育を行えるように努める。

III 「講演台本作成に於ける組み立て方」について

- イ：青少年健全育成の為に、正しい人生の道を歩む大切さを教える。
- ロ：青少年が薬物乱用の被害者にならない知恵を、与えられる様工夫する。

- ハ：薬物乱用が人体に及ぼす被害。家庭、社会に及ぼす被害を述べる。
- ニ：薬物乱用が法律違反、犯罪である事を述べる。
- ホ：薬物乱用はたった一度でも、絶対してはいけない事を明確に述べる。

IV 「当日までの準備と実際の講演現場に於ける対応」について

- イ：1か月前を目途に、学校の先生と打ち合わせを必ず行う。
- ロ：約束した終了時間を厳守する事に全力を尽くす。

V 「より良い講演を行うための問題意識と解決方法」について

- イ：人生の先輩として、自分の経験を踏まえて幸せな人生を送るための知恵を惜しみなく与える。
- ロ：生徒に自分の価値を気付かせ、自分を大切に生きるようにさせる。

○薬物乱用から

「大切な自分を守る知恵」

（小生の提供するパワーポイントデータ使用上のご注意。）

講演の1か月前に、学校の担当教諭と必ず打ち合わせをしてください。

このパワーポイントは、全体で約120画面と内容が盛り沢山です、一授業限45分から50分では、全て上映するには無理があります。

学校によって、必要・不必要な画面がありますので、事前打ち合わせの際に学校の要望に合わせて必要な部分の削除を願います。

ビデオ15分・パワーポイント25分が平均的な小中学校の時間割です。従って画面数50枚／70枚位に絞り使用するのが最適です



① 青少年の価値に自ら目覚めさせる

君達には、無限の可能性がある！
努力する事が何より大切。
得意な勉強は、益々努力をする。
苦手な勉強も、努力すればできるようになる。

絵をえがくのが好きな人、音楽を演奏するのが好きな人も、努力すればうまくなる。

努力することにより、ノーベル賞も、文化勲章も獲得できる。

努力することにより、人生を実り豊かにできる。

努力することにより、生きる道が見えてくる。

君たちの年頃は、努力すると必ず結果が現れる素晴らしい人生の成長期だ。現在、英語を話せなければ、世界で

活躍することが困難である。

アメリカ人は勿論、中国人、インド人、韓国人、タイ人、ベトナム人、フランス人、ドイツ人、等々、各国の人々が話す共通語が、英語である。

世界の15億人が英語を話す事が出来る。君たちの中から、日本の総理大臣が生まれる可能性がある。

君たち全員に可能性がある。

ただし、努力をする必要がある。

可能性にあふれた君たち全員が、地域の宝。

日本の宝。世界の宝！！

② 義務教育までの生活環境と社会における闇の環境を認識させ、家族・教師の大切さを認識させる

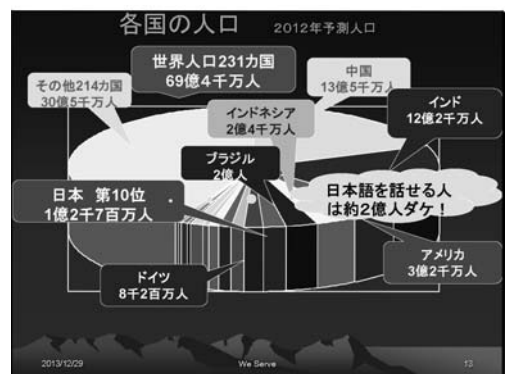
自分の人生を幸せに生きるためには？

君を大切に思う人と悪い事をする人が世の中にはいます。

「君を大切に思う人」

最初からきびしい言葉しかる

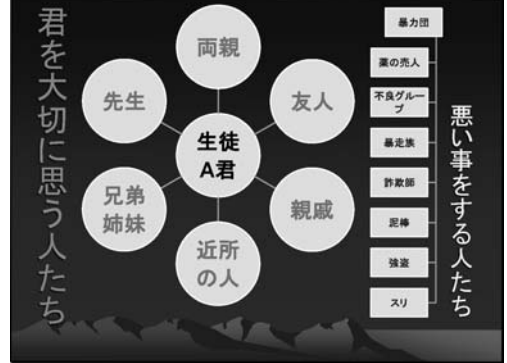
(こごと)



君を大切に思う人たち

- ・勉強なさい！！授業中は静かにしなさい！！
- ・帰宅時間を守りなさい！！より道はダメ！！
- ・早く寝なさい！！朝は早く起きなさい！！
- ・宿題はしたの！！早く風呂に入りなさい！！
- ・ゲームを止めなさい！！テレビを消しなさい！！
- ・うるさく小言をいう！！しかられる！！
- ・自分が成長し立派な社会人になれる！！

勉強しろとうるさく言う生活に制限を加えるウザイ！
↓成長し希望あふれる人生を送れる。
最後は真の愛情を感じる。
「悪い事をする人」
最初はやさしい言葉自由にしてくれる



一方、規則や法律を守らなければどのような不利益を被るかを具体的に話し、規則や法律を守る大切さを認識させます。

大切な人生の生き方			
道徳・家庭の規則	校則	生徒諸君の心構え	法律・刑法
他人に迷惑をかけない	服装規則	道徳を守り・校則を守り・法律を守り、自分を大切に生きて行く事に	絶対違反してはいけない 万引き＝窃盗罪
親・先生の言う事を聞き、指導に従う	登下校規則	より、素晴らしい幸せな人生を過ごす事が出来る。	違法薬物所持・摂取＝(薬物乱用)
校則・法律を守り正しい人生を歩む	就学規則		詐欺 傷害 恐喝・強盗 殺人 放火 違反すると自由を拘束されたり死刑も...

学校の規則を守り、法律を守る事の大切さを認識させます。
社会人になる基礎を教えましょう。

③正しく生きる＝法律を守る事の大切さを教える
ここでは、規範意識を高める事を目的としています。
家庭の決まり事。特に門限の厳守は、青少年が被害にあう可能性を低く出来ます。

いつも遊んでくれる
ちやほやしてくれる
カッコイイ！
↓成長が止まり、惨めな人生。最後は恐ろしい言動で脅される。
生徒たちに具体的な言葉を紹介し、教師や親の慈愛に満ちた言動を理解させてください。

私は、生徒諸君に次のように声を掛けます。

いじめを乗り越える方法「知恵」は難しいと思いますが、長い人生を生き抜く喜びを生徒に意識させ、一波・一波辛抱強く越す気持ちを持たせる事が、人生には多くのステージが有る事を意識させる目的です。

④人生の長さを具体的に教え、生きることの素晴らしさを認識させる
いじめや、失恋・失敗・叱責による一時的な絶望感から、自殺を選択する青少年が残念ながらいます。その予防に、年長者から人生を生き抜く素晴らしさと、人生の長さを意識させ、「今苦しくて必ず良い事が巡ってくるのが人生だ」とのメッセージを与える事が大切です。

大切な人生の生き方			
道徳・家庭の規則	生徒諸君	校則	法律・刑法
違反した場合はどうなるのか・・・			
怒られる	家族に迷惑を掛け、友達に迷惑を掛け、他人から軽蔑され、	怒られる	補導・学校家庭に通知 逮捕・拘束される
ご褒美を減額 門限の厳しい制限 行動の厳しい制限 動向・絶縁	勉強しないので人生を生きていく知識が身に付かない。 自分だけの考えが正しいと誤解し、親や先生の教えに反した行動をして、情けない人生となる。	戒告 停学 退学 除籍	家庭裁判所・裁判所 少年鑑別所・刑務所 有期懲役刑 無期懲役・死刑



「君たちの中には、今苦しくて悲しくてしょうがないと思っている子もいると思います。でも人生はいくら苦しくても必ず努力さえしていれば、楽しい事うれしい事がやってきます。小父さんもいやというほど経験し乗り越えてきました。この年になり現在67歳ですが、毎日幸せに思いながら、少しでも

長生きしたく努力しています。」

「今、楽しくて幸せだと思っている子もいると思います。残念だけど、人生には苦しい事、悲しい事がやってきます。それが人生です。でも悲しい時や苦しい時にも努力することにより、楽しい事、うれしい事が必ずやってくるのも人生です。」「常に前向きに努力をすれば必ず解決できるのが人生です。君たちも100歳目指して生き抜く努力をしてください」

人生には多くのステージが有る

10代は：身体・精神共に成長をして、自分の能力を高めることができる。楽しい思い出がたくさん出来る。

親友と出会える。

20代は：植物で例えればつぼみから花が咲きとても美しくなる。

30代は：仕事も充実して家族も増え、人生の喜びを実感出来る。

40代は：身体的にはピークを過ぎるが、人生の経験が深まり、自分の人生の頂点を目指す。

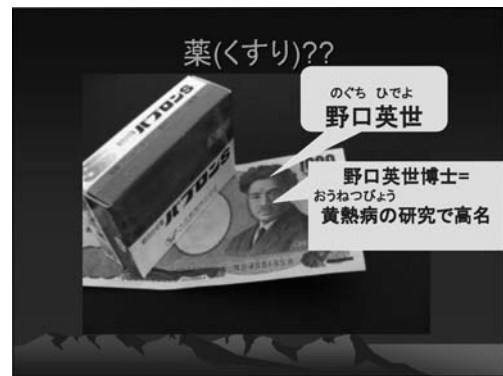
50代は：仕事でのピークを迎え、子供の自立と、共に自分の老後の具体的計画をする。

60代は：自分の人生の仕上げに取り掛かると共に仕事と趣味の共存を図り、孫との楽しいふれあいを持ち、実り豊かな人生を楽しむ。

70代は：自分の人生を振り返ると共に、長寿を目指し健康に感謝する。

80代は：無理をせず・100歳目指して健康に

⑤薬についての基礎知識を教え、薬を取り扱う事が出来る、医師・薬剤師を認識させる



偉大なる先人たちが、病気から人類を守る為に、たゆまぬ努力をして、発見・発明したのがくすりです。

くすりは人体に作用して、病気を治す助けをしてくれるが、副作用として、人体に悪い影響を与える可能性がある。従って、くすりの使用及び製造・販売は法律によって、厳格に規制されている。

病気にかかったら、お医者さんに診察をしてもらい、治療の過程で、くすりを処方してもらう。

患者は、医者の指示通りにくすりを使い、自分の持っている自己回復力を高め、その結果病気が治り、健康となる。

まれに副作用を起こす場合がある。

高校受験や大学受験の前日

風邪をひいてしまったら：

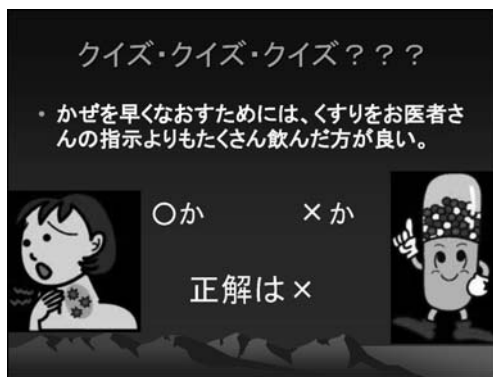
病院へ行き、医者に翌日受験が有る事を話して、脳への影響の少ない薬を使用して、治療してもらう。

家庭常備薬を服用する際にも、購入の際予め薬剤師さんに確認済みの眠気をもたらす作用の少ない、風邪薬を使用する事が望ましい。

細心の注意をして風邪薬を選ばなければ、せっかく勉強して覚えた知識が、試験場で出て来なくなってしまう場合がある。(一時的健忘症) 薬はそれほど人体に影響をもたらすことを理解してください。

話が一方的になると生徒たちが飽きてしまう場合がある。

その対策として、クイズを出題し生徒たちに参加させることも大切です。

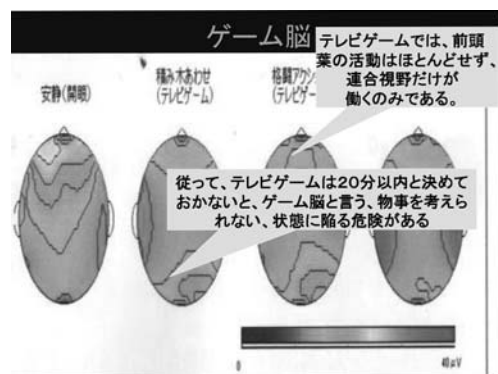


説明

クスリは人間の体に作用する物質で構成されている。

カゼの諸症状を抑える力があるが、その力は強すぎると人体に害を与える。

従って、医者・薬剤師さんの指示通り、または、薬の説明書通りの使用をすべきである。



親や、先生の注意を聞かずに、長時間ゲームをすると、ゲーム脳と言われるとんでもない事になってしまう。

今日から、新聞や本(世界や日本の文学全集・政治家や科学者、芸術家の伝記・英語で書かれた文学書・物理、化学、経済、法律、等の入門書・その他親や先生が薦める書物)を読み、ゲームの時間を少なくする。

ゲーム脳

テレビ・スマホゲームは脳の発達を妨害する！

テレビ・スマホゲームは、脳の一部分(後頭葉の視覚野)だけしか使われない。

脳が一番大切な、前頭葉(ぜんとうよう)Ⅱ「考えたり、想像したりする。人間が人間らしく行動できる為に、ゼッ

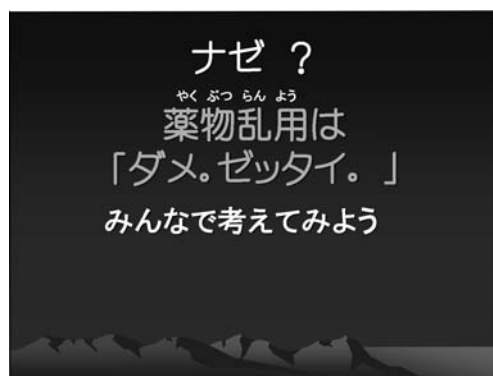
タイ必要なところ」がほとんど働いていない。

本を読む事が前頭葉を働かせる。

人間の脳は、使わない部分は、退化していく。

⑥「薬物乱用」に関して正しい知識を教える

人体に及ぼす被害。家庭、社会に及ぼす被害を述べる。



薬物乱用とは？

薬物乱用は取り返しのつかない失敗
「失敗は成功の母」ということわざがあるが、人生において、薬物乱用をする事は、非常に大きい失敗で、絶対取り返しのつかない失敗である。
その理由：

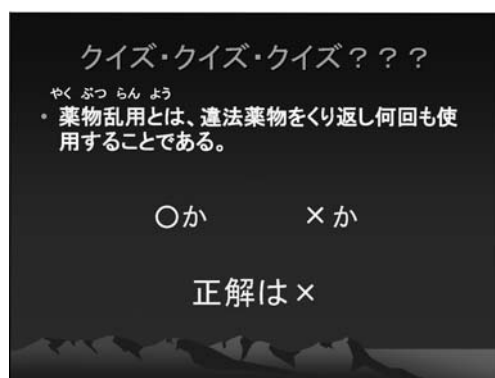
薬物乱用が法律違反で犯罪である。

薬物乱用で壊れた脳は回復出来ない。

薬物乱用は自分だけでなく、一番大切な人を不幸にする。

説明

違法薬物をたった一回でも使用する



と薬物乱用になります。

使用を許可された薬物でも、許可本来の目的使用方法に違反した使用をすると薬物乱用になります。

「薬物乱用」の言葉、特に乱用の部分の理解が難しく、二・三回くらい使用しても良いとの、誤った考えを持つ子供もいる。

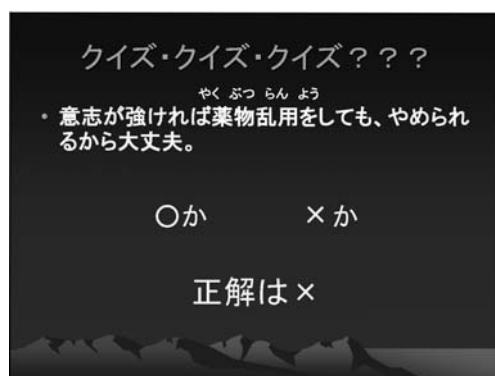
たった一回でも「薬物乱用」になる。

一回でも絶対だめ。を強く意識させる事が大切で、その理由は次の「依存性」で教えてください。

⑦依存性についてのメカニズムを教え、「薬物乱用」はたった一度でも絶対にしてはいけない事を教える
説明

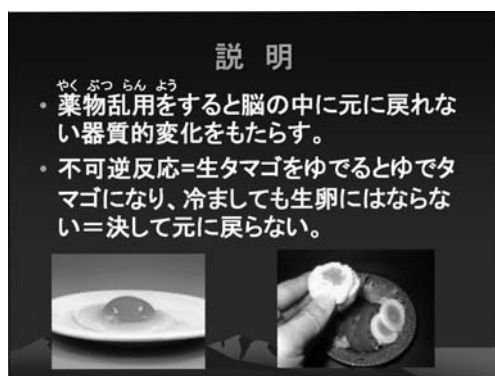
依存性の強い薬物（すべての違法薬物）は人間の脳に化学的変化を起こします。

それは、乱用した（一回でも）違法薬物に対する欲望（渴望）が脳に書き込まれてしまう変化です。



従って、意志が強くてもやめられなくなってしまう。

依存症の構造的変化



説明

薬物乱用をすると脳の中に元に戻れない器質的変化をもたらす。

不可逆反応=生タマゴをゆでるとゆでタマゴになり、冷ましても生卵には

ならない=決して元に戻らない。



右の図は、電子顕微鏡で撮影した正常な人の神経細胞とコカイン中毒者の神経細胞の対比です。

コカイン中毒者のシナプスが以上に繁茂しているのが見られます。

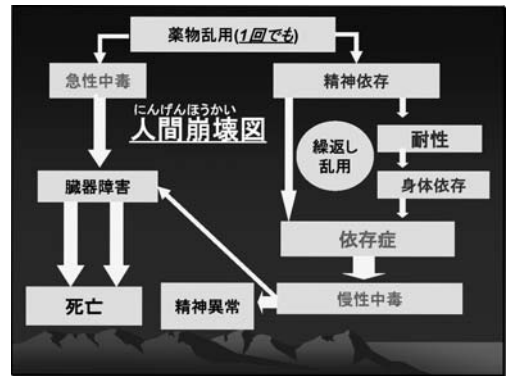
この事例により、薬物乱用者の脳内の神経細胞組織が、物理的に変化してしまう事が証明できます。

従って、精神論の問題ではなく、いくら意志が強くとも、違法薬物の依存性の強さから逃れることは、科学的に難しいことが、生徒たちにも理解できます。従ってたった一回でも薬物乱用はしてはいけない事を強く話してください。

人間崩壊図では、たった一度の違法薬物乱用で、急性中毒になってしまう

か、もしくは慢性中毒になってしまうか、の恐ろしさを述べています。ここでは、人間の体質は様々で、乱用薬物

によるアレルギー反応の恐ろしさ、致



死量の恐ろしさ、依存性の恐ろしさを表しています。

生徒にわかりやすく説明しましょう。物質に合わない場合は急性中毒で、死に至る場合もある。

物質にあった場合は、脳内の物理的变化をもたらし、依存性の強さから逃れることが出来ず、繰り返し乱用することにより依存症の状態を経て、慢性中毒を引き起こし、精神障害などを発症し、死に至る危険性が高い。

⑧タバコ・酒の害について教える（文部科学省はゲートウェイドラッグと位置付けている）

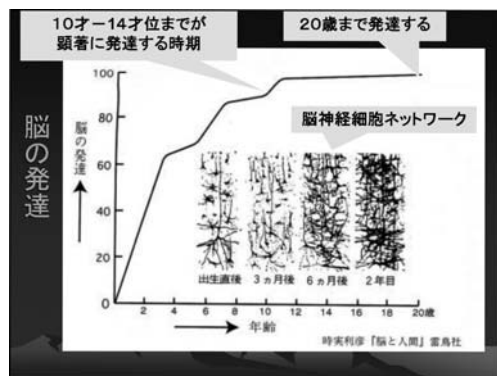
なぜ20歳未満は禁止なのか

タバコと酒（アルコール）を未成年が使用すると、脳細胞の発達が阻害されてしまう。

人間の脳は20歳位まで発達の過程にある。（ネットワークが構築される）肝臓や他の内臓も青年期は発達過程、成人に比べて抵抗力が少ない。

**青少年には
タバコと酒は違法薬物！**

20才未満は違法
20才以上は合法
従って、君たちには違法薬物！



脳の発達

ネットワークはとてみたいせつ！
タバコや酒によって、大切な神経細胞のネットワークを作ることが、阻害されてしまう。

IQ（知能指数）もタバコを吸う人は吸わない人より明確に低い。
なぜ大人はタバコを吸うの？

18~20歳

神経のネットワークは
ようやく20才で完成する

タバコやお酒を未成年が使用する
と脳のネットワークが発達しない

ポイント

神経のネットワークが完成します。脳の重さも男性約1400g、女性1250gで、大人と同じになります。

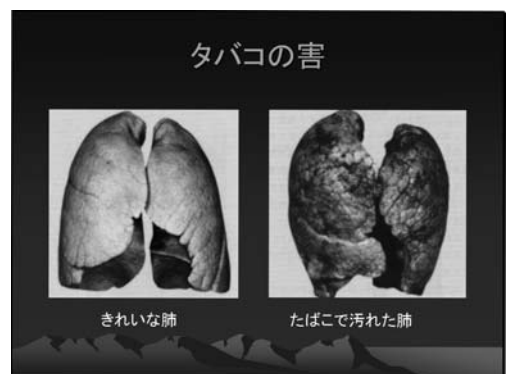
ネットワークはとてみたいせつ！

ネットワークで結ばれているから、コンピュータが役に立つ。
脳細胞もネットワークで結ばれていないと、考えたり話したり出来ない。

現在、喫煙の健康に対する深刻な害がWHO（世界保健機関）で問題となっています。

タバコが肺がんや脳卒中の主たる原因と、医学的定説と成ったのは13年余りの間。

知らずに手を出し、依存性が強いため、止められない。



タバコの害

「タバコは毒の缶詰」

（癌研究会・有明病院前院長 武藤徹一郎先生の講話から引用）

タバコの煙には約4000種類の化学物質

未知の物質まで考えると十数万種類の物質

約200種類の有害物質

約40種類のダイオキシンのような毒性物質

数種類の依存性物質

タバコを吸わない事が、殆どのガンのリスクを減らす事に成る。

タバコを吸うのはカッコ悪い！

これからの世界は喫煙に対して、厳しい環境に成る。

幸い20歳まで法律で喫煙を禁じているのだから、君たちは絶対喫煙を覚える必要は無い。

20歳未満は絶対に酒を飲まない！

将来、20歳を過ぎてからの飲酒の注意！

体質や飲酒量によっては、急性中毒になる。

1日当たり日本酒の量として1合以下が理想。

酒は、人体に耐性を作らせるので、しらずに飲む量が増加してしまう。

意識して制限しないと、アルコール中毒になるまで飲んでしまう危険がある。

アルコールは脳を萎縮させる！

酒を大量に長期間摂取すると、脳が委縮し、痴呆状態になる場合がある。

⑨ 違法薬物についての知識を教える

脱法↓違法

(合法と称して販売)

脱法ハーブとは？

ハーブに、大麻や覚せい剤に類似した化学式を持つ成分の物質をスプレー等の方法で染み込ませた物。化学式が異なる為に、法規制が行われにくいもの。

国は、包括規制を導入し規制を目指している。

薬事法にて、取り締まるケースもあり、違法ハーブ・違法ドラッグと行政側は表現するが、販売業者は、合法ハーブ・合法ドラッグと称して、未成年者を混乱させて販売しようとするケースが多い。

脱法ハーブの恐怖

脱法↓違法ドラッグは命の危険！

脱法ドラッグ（販売者は勝手に合法としている）は、くすりとしての正規な国の承認無しで密造され正規の販売ルート（医者・薬局）を通らず、街頭やインターネットにて、（わざと）「薬」

脱法ハーブの恐怖



2012年3月東京消防庁などによると、今年に入り少なくとも26人が脱法ハーブを吸って病院に運ばれた。一時、意識不明に陥ったケースもあった。●脱法ハーブ記事より抜粋

脱法ハーブの恐怖 2012.6.21

- ・ 脱法ハーブで大阪・ミナミ暴走の男、脱法ハーブの他覚せい剤使用で再逮捕へ。
- ・ 歩道を歩いていた女性2人をはねて軽傷を負わせ、ボールに激突し、止まった。
- ・ 逮捕後の捜査で、容疑者の尿から覚せい剤を検出したという。

とは表示せず）密売されている。薬事法違反 命の保証の無い危険な物だ。

薬は、動物実験・治験・承認審査を経て、人体に安全性の強い物で、目的とする病気治療に効果が有る物を、製造販売の許可があり、薬として正規に販売が可能となる。

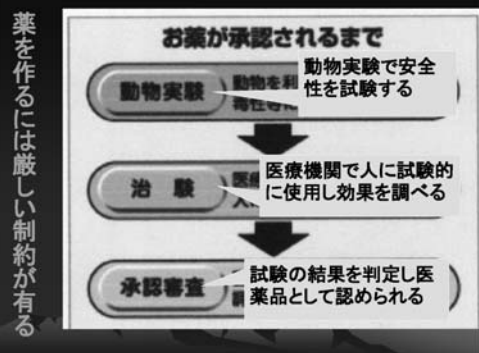
違法薬物や、脱法ドラッグ・脱法ハーブ

ブは、不衛生な場所で密造され、不当な利益を追求するあまり、不純物質を混ぜたり、その結果より一層、精神毒性の強い恐ろしい物質になってしまう。

脱法⇒違法ドラッグ



薬事法違反を逃げる為に、薬の形をしていない。



大麻の恐ろしさ

大麻草・大麻樹脂



人を殺した実感が持て無いほど 脱法ドラッグも精神を狂わせる

脱法ドラッグを飲んで「頭がグラグラした。刺したのは間違い無いが状況は全く覚えていない」

東京都府中市で、脱法ドラッグを飲んで、頭がグラグラした。刺したのは間違い無いが状況は全く覚えていない。今、精神鑑定が進んでいる。

東京都府中市で、脱法ドラッグを飲んで、頭がグラグラした。刺したのは間違い無いが状況は全く覚えていない。今、精神鑑定が進んでいる。

大麻草・大麻樹脂

「大麻の身体・精神に与えるダメージ」

大麻↓免疫力の低下、白血球の減少等身体に深刻な症状が現れる。

「大麻精神病」↓妄想や異常行動、思考力低下などを起こす。乱用を止めてもフラッシュバックという後遺

症が長期間残る。
軽い気持ちで始めても一生の障害となる。

大麻（THC）によって引き起こされたカタレプシー様の不自然な姿勢
背伸びをした不自然な姿勢をいつまでも続けるようになる。



大麻（THC）によって

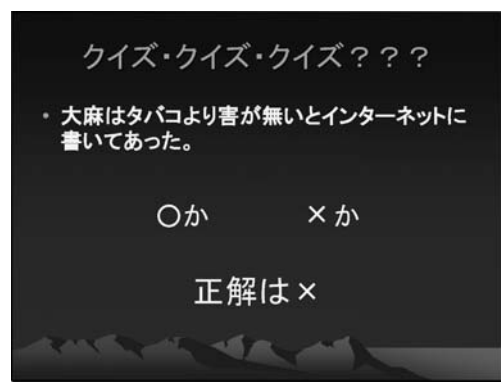
無動機症候群（むどうきしょうこうぐん）Ⅱなにもやる気持が無くなつて、部屋に引きこもり、一日ボーッとしている。

その状態が、だんだんひどくなり、1週間、2週間、11カ月、2か月、1年、2年と続き、仕事ができなくなってしまう。

「マリファナは米国でも違法」

アメリカではカリフォルニア州始め一部少数の州によっては、マリファナの解禁を目指す住民投票の運動をしているが、50州の内、大多数の州及び、

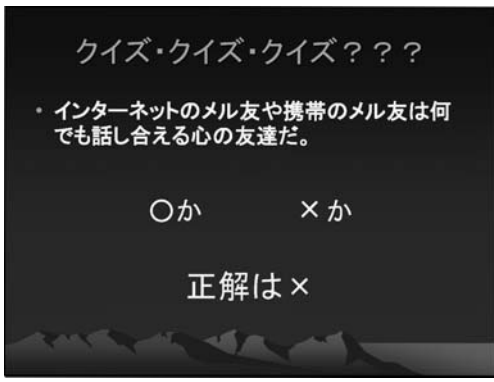
アメリカ合衆国連邦政府レベルでは、明確に規制薬物に指定されている。



説明

インターネットの書き込みは、無責任で正確なものが多い。
タバコでは精神病にはならないが、大麻では、精神病になり、幻覚症状が出る。

その結果、ビルの屋上から飛べる錯角におちいり、飛んで死んでしまうケースがある。



説明

友達とは、親が先方の親の名前や住所をわかり、何回もお互いに顔を合わせ、知り合いから、友達になる。
インターネットや携帯・スマホを介したメル友・LINE・facebookは文章や言葉のやり取りだけの関わりで嘘や、いいかげんで無責任な関係となり実会う事の危険が大きい。
青少年、特に少女が出会い系サイトなどで知り合った大人から性的被害にあうケースが非常に多い。

説明

インターネットのメールには、犯罪を目的としているメールが多数有る。
自分が購入した物以外の請求メールはゼッタイ無視して、直ちに迷惑メールのフォルダーに移す事。犯罪者は、不特定多数のメールアドレスに際限な

く偽の請求書を送りつけています。
返信をすると、相手に自分のメールアドレスが特定され、恐喝や詐欺の犠牲者になる危険が高い。
迷惑メールフォルダーに移さず、添付ファイルを開くと、コンピューターウイルスに感染する危険性も非常に高い。



覚せい剤の精神的影響

覚せい剤の乱用者↓多くの場合中毒性精神病を発症する。
幻覚、幻聴、被害妄想などの病的症状が出る。

覚せい剤精神病は、幻覚などが慢性化・固定化してしまい、完全に治すのは非常に困難となる。

覚せい剤精神病の怖さ

覚せい剤精神病の病状の典型は「被害妄想」。

自分が殺される！「殺される前に殺すしかない」と思い込み、無関係

の傍らにいる人を殺傷する。
人を殺した実感が持て無いほど精神
を狂わせる。

「フラッシュバック」

覚せい剤乱用者が、生涯苦しめられ
るのが、いつ起こるか分からない「フ
ラッシュバック」の状態です。覚せい
剤をやめた後に、覚せい剤を使用しな
いでも、精神異常の状態が突然起こる
状態を指します。

MDMAの恐ろしさ



「MDMAが与えるダメージ」
MDMA↓(メチレン・ジオキシ・
メタンフェタミン) エクスタシー・パ
ツ・タマ・X…の俗称がある。

化学合成により作られる、覚せい剤
とLSDの薬効成分を含んでいる。従っ
て、幻覚・興奮作用があり、錯乱状態
の末、覚せい剤精神病になる危険性が
強い。

「MDMAが与えるダメージ」
(元神奈川県立精神医療センター 岸

本英爾先生の臨床例)

○17才 女性 MDMA

MDMAを2錠使ったら眠れなくな
ってしまった。頭が回らない。
気分が落ち込んでしまっている。学
校で先生の話している事が10%も頭
に入らなくなってしまう。

もう6ヶ月もたつのに向に良くな
ってこない。つらくて仕方ない。
死んだほうがましなくらいだ。

○14才 男性 MDMA

MDMAを3錠使ったら青い妖精
が見えた。小さな小人がいっぱいやっ
てきて、剣で自分を刺し殺そうとす
る。

記憶がすごく悪くなってきた。覚
えられない。頭も重たく、体もだる
く仕方がない。辛くて、辛くて仕方
がない。

○18才 男性 MDMA

MDMAを2週間程の使用。警察
官4人に囲まれて連れて来られる。
路上で急に暴れ始め、通行人に殴り
かかった。

入院すると暑い暑いと全裸になっ
てしまう。38・5度程の発熱。1ヶ
月程度の興奮状態が続く。「バカヤ
ロー、この部屋から出せ」と大声を
あげる。持っていた食事を床に投
げてしまう。治療者に殴りかかる。
自分は鬼になっているのだという。

「MDMAが与えるダメージ」

(元神奈川県立精神医療センター岸本
英爾先生の話)

MDMAは臨床例から見て、覚せい
剤より精神毒性はるかに強くて、早

くダメージを与える。

セロトニン・トランスポーターが減
少し、神経ネットワークが断裂し脳が
破壊される。

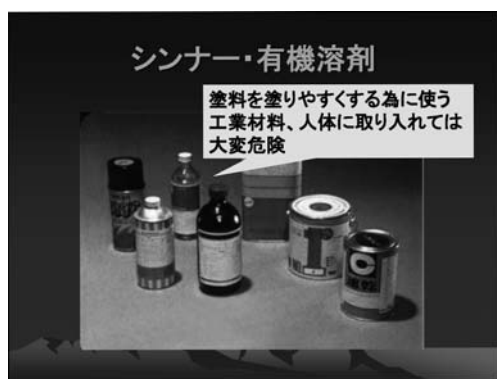
4日間で壊れる事もあり、7年後で
も元に戻らない。 熱発38度以上有る
のが特色。

MDMAの恐ろしさは、かわいらし
い形状と色彩をした経口薬で有る点だ。
サプリメントとしてだまされて服用し
てしまうケースが多い。

精神毒性が強く、錯乱の上急死する
ケースも見られる。

覚せい剤に比べて、安価で密売され、
飲み物等に溶け込ませて、女性に飲ま
させるケースもあるので、青少年特に
女の子は被害者にならない様警戒する
必要が有る。

シンナーの猛毒性



シンナー・有機溶剤

I 「シンナー・有機溶剤の身体ダメージ

脳↓大脳の神経細胞の死滅により、
脳が萎縮し、意識障害、記憶力低
下、幻覚・妄想などを引き起こす。
また、小脳失調や脳波異常も生じ
痴呆となります。

目↓視神経が侵され、眼底出血が起
こり、視力低下や失明する。

歯↓機溶剤乱用者の歯は溶かされて
ぼろぼろになる。

心臓↓不全、不整脈、胸痛など。

「25歳プログラマー」

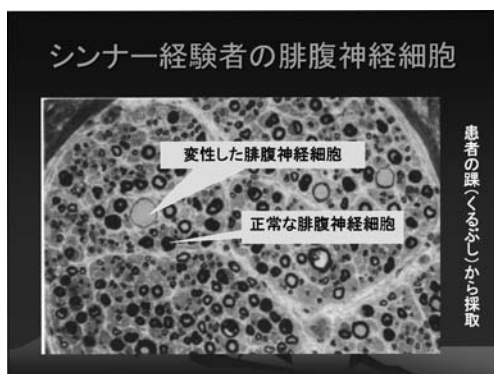
コンピューターのキーボードがう
まく打てなくなってしまう。
手の指が思い通り動かなくなった。
病院に行った。

医者は、筋ジストロフィを疑った
が、検査の結果は異なった。

次にシンナー中毒を疑ったが、患
者は否定した。

神経細胞の検査をしたみた。

シンナー経験者の腓腹神経細胞



シンナー経験者の腓腹神経細胞

変性した腓腹神経細胞

正常な腓腹神経細胞

患者の膝くまのふしから採取

医者から、検査結果を突き付けら



タイ土産のチョコレート
警察庁資料



チョコレートに隠された覚せい剤12.9kg
警察庁資料

れて、15歳の時に、先輩に誘われて、シンナー遊びをした。(遊びではなく、薬物乱用犯罪)

悪いことだと思って、半年(6ヵ月)でやめた。

10年後にとんでもない症状が現れた。

彼の人生は苦難の人生になってしまった。

⑩「薬物乱用」は法律違反、犯罪であることを教える

生徒に密輸犯罪は重罪であることを教え、「死刑」の国もあることを教える。

なぜ薬物乱用は法律違反になるのか？

なぜ、法律で薬物を禁止するの？

違法薬物を乱用する人々は、健康を害し、働いたお金は違法薬物を購入するためにのみ使うようになる。

こういう人たちが増えると、市民社会、国家が崩壊する。

「薬物乱用は重大な法律違反」

違法薬物を使用することはもちろん、所持するだけでも法律により処罰されます。

日本の法律の薬物事犯最高刑は、無期懲役。

外国では死刑の国があります。

「中国で日本人密輸犯の死刑執行」

中国外務省、麻薬密輸日本人男性の死刑執行通告を確認

中国外務省の秦剛報道局長は30日の定例記者会見で、麻薬密輸罪で死刑判決が確定した日本人死刑囚について、日本側に近く死刑を執行すると通告したことを認めた。

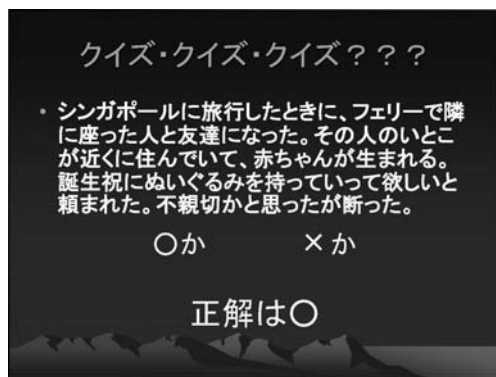
「麻薬犯罪は国際社会が公認する重大な犯罪だ」と述べ、中国の法律に基づき厳格に刑を執行する姿勢を示した。

日本人さらに3人、死刑執行へ 中国政府が通告 外相、大使に懸念伝達

中国政府は、麻薬密輸の罪で新たに日

説明

各国の警察は違法薬物の密輸阻止に懸命に取り組んでいます。



本人3人に死刑を執行すると日本政府に通告した。

外務省によると、死刑執行の通告を受けたのはT、U、Mの3死刑囚。遼寧省の外事弁公室が1日、瀋陽日本総領事館に「7日後に執行される」と伝えたという。

岡田外相は、2日夕、程永華駐日中国大使を外務省に呼び、懸念を表明する。

中国にいる日本人死刑囚ではAが5日にも死刑執行の可能性がある。

この死刑囚も死刑が執行された。

外国での密輸犯は外国の法律が適用され、日本国が助けることができない。

海外旅行で、他人から荷物を絶対預からない事。違法薬物の運び屋にされてしまう危険が常にある事を忘れないように。

結論

医師が出してくれる薬

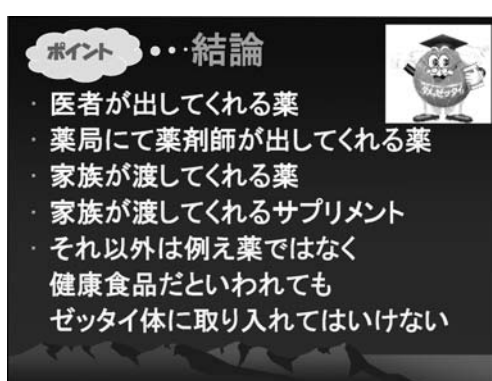
薬局にて薬剤師が出してくれる薬

家族が渡してくれる薬

家族が渡してくれるサプリメント

それ以外は例えば薬ではなく健康食品だといわれてもゼツタイ体に取り入れてはいけない

これさえ守れば、新しい違法薬物が次から次へと出現しても、自分の身を守る事が出来る。



密輸犯罪は、最高刑(国によって、死刑)になります。

マフィアや暴力団は摘発を避けるために一般市民を利用して、運び屋にしようとしています。

⑪「薬物乱用」から自分を守る知識を教える

薬物乱用の被害者にならないためには？

薬物乱用の現状と厚生労働省の薬物対策

(厚生労働省担当官の講演資料を財団で再構成したものです)

1 日本の薬物規制について

(1) なぜ薬物乱用を規制するのか

「被害者なき犯罪」しかし、

◆薬物依存、合併症の増加

◆凶悪犯罪、暴力行為による治安の悪化

◆犯罪組織、テロ組織の資金源

◆薬物依存

精神的に、時には身体的にも起こる状態で、生体と薬物の相互作用に

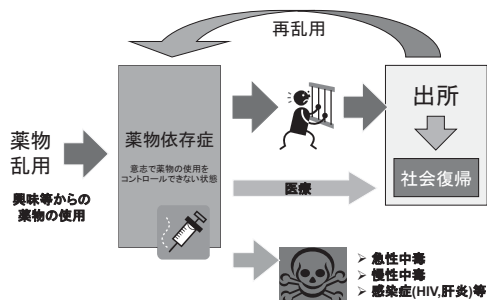
よってもたらされる。その薬物の精神的な効果を体験しようとして、あるいは薬が切れたときの不快を避けようとして、持続的または周期的に薬物を摂取したいという衝動を常に伴っている(WHO, 1969)

(3) 乱用者はいつでもやめられると誤解

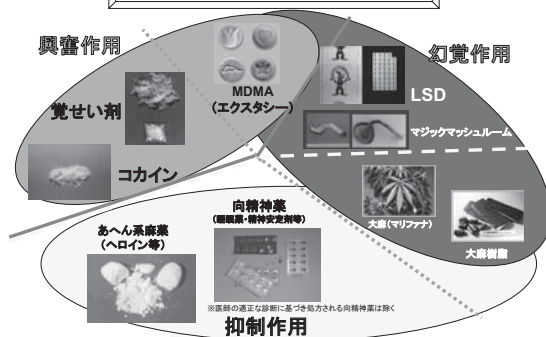
① 薬物依存は自分では気づきにくい。一生つき合う病気

② 依存症の治療法は確立されていない

薬物乱用の経過



乱用薬物の種類・作用



主な薬物の所持・譲渡・譲受の罰則

	単 所持・譲渡・譲受	営 利 所持・譲渡・譲受
麻薬及び向精神薬取締法 (ヘロイン)	10年以下の懲役	1年以上10年以下の懲役又は 500万円以下の罰金の併科
麻薬及び向精神薬取締法 (その他の麻薬)	7年以下の懲役	1年以上10年以下の懲役又は 300万円以下の罰金の併科
大麻取締法 (大麻)	5年以下の懲役	7年以下の懲役又は情状により 200万円以下の罰金の併科
アヘン法 (アヘン)	7年以下の懲役	1年以上10年以下の懲役又は 300万円以下の罰金の併科
覚せい剤取締法 (覚せい剤)	10年以下の懲役	1年以上10年以下の懲役又は 500万円以下の罰金の併科

(5) 乱用薬物の供給源

① 密輸

② 医療用麻薬、向精神薬等

・盗難、紛失

・横流し

・偽造処方箋による不正取得

・医療関係者による乱用

密造(ほとんではない)

(6) 麻向法の規制対象物質(その1)

○ 麻薬(169物質)

・アヘン系麻薬

(モルヒネ、ヘロイン等)

・コカイン

・合成麻薬

(ベチジン、メサドン、MDM

A, LSD, PCP, 2-ICB,

JWH-018等)

(7) 麻薬の定義

当該物質に次の(i)又は(ii)のいずれかの状態を引き起こす作用があるこ

と

(i) 依存の状態及び幻覚をもたら

し又は運動機能、思考、行動、知

覚もしくは感情に障害を起こす中

枢神経系の興奮又は抑制

(ii) 付表Iから付表IVまでに掲げる

物質と同様の濫用及び悪影響

(世界保健機関(WHO)基準)

(8) 麻薬の特徴

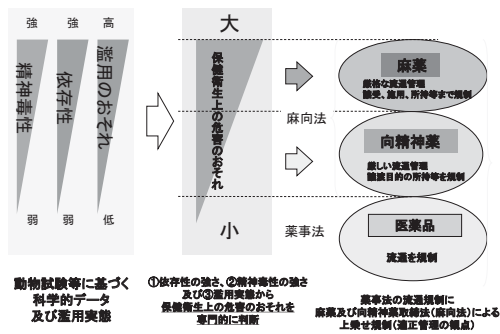
① 乱用された場合、健康上の被害、

社会的損失等の問題を生じる。

② 一部の物質は、鎮痛、麻酔等の

医療上有用な作用を有する。

麻薬及び向精神薬規制の概要

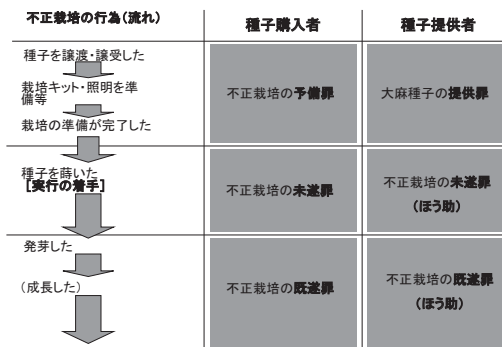


主要各国の医療用麻薬使用量

モルヒネ、フェンタニル、オキシシドンの合計
(100万人1日あたりモルヒネ消費量換算(g))

	2002-2004	2003-2005	2004-2006	2005-2007	2006-2008	2007-2009	2008-2010
アメリカ USA	701	1,250	1,403	1,567	1,694	1,793	1,792
カナダ Canada	581	917	1,090	1,273	1,388	1,644	1,728
オーストリア Austria	624	736	882	1,103	1,315	1,505	1,544
ドイツ Germany	551	732	1,089	1,344	1,531	1,423	1,421
オーストラリア Australia	251	376	427	516	640	781	829
フランス France	326	379	460	558	604	641	687
イギリス UK	171	255	299	273	291	331	472
イタリア Italy	95	123	140	158	193	268	306
韓国 Korea	17	23	37	57	85	126	172
日本 Japan	49	61	69	78	84	98	112

大麻種子の不正栽培について



③「使い方」が重要

モルヒネ等の医療用麻薬については、医師の適切な管理の下で使用すれば依存等の問題は生じない。

(9) 麻向法の規制対象物質(その2)

- 向精神薬(80物質)
- ・ 睡眠薬…トリアゾラム(ハルシオン)、ニメタゼパム(エリミン)等
- ・ 精神安定剤…メプロバメート等
- ・ 食欲抑制剤…フェンテルミン、マジンドール等
- ・ 鎮痛剤…ベンタゾシン、ブプレノルフィン等
- ・ 中枢神経興奮剤…メチルフェニデート(リタリン)等

(10) 大麻の規制

- 大麻は、輸出入、栽培、所持、施用、広告行為が禁止
- ・ 他の法令と異なり、乱用行為(使用)自体には処罰規定はないものの、使用に先立つ行為として、譲受や所持罪が成立
- ・ 「共同所持行為」(いわゆる大麻パーティ等)は禁止
- 大麻種子は、不正栽培の目的での譲受、譲渡、所持行為が禁止
- ・ 栽培者は、栽培行為(既遂、未遂、予備)の罪及び
- ・ 提供者は、ほう助の罪
- 供給源は、密輸された大麻、又は密輸された大麻種子等による不正栽培

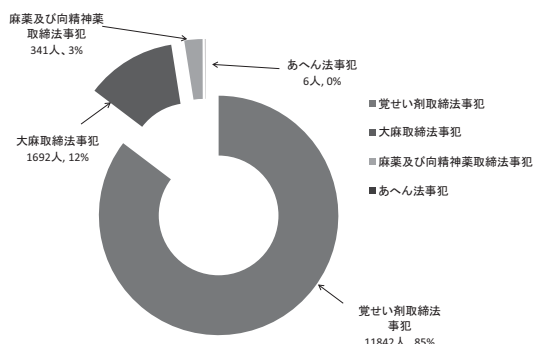
2 日本の薬物問題の特徴

- (1) 日本国内における薬物問題の特徴
- 日本で乱用される薬物のほとんどは、覚せい剤(検挙人員の85%)
 - 覚せい剤事犯は、再犯率が高い(6割以上)
 - 大麻の乱用は、若年層が多い(約5割が未成年・20代)
 - 向精神薬の乱用(多剤併用型)
 - いわゆる脱法ドラッグの乱用

3 政府の取り組み

- 第四次薬物乱用防止 五か年戦略
- 第四次薬物乱用防止五か年戦略 平成25年8月策定
- 5つの目標
- ① 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による

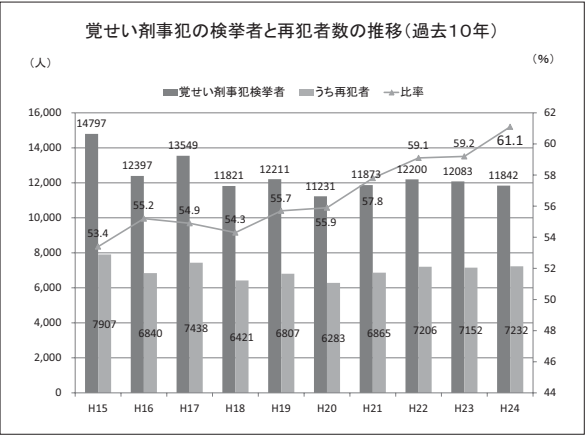
平成24年中の薬物事犯の検挙状況



世界の薬物乱用者数

	推計値(2011年)
大麻	129~230百万人
ATS(覚せい剤等)	14~53百万人
オピオイド	28~36百万人
コカイン	14~21百万人
あへん類	13~20百万人
総計(重複あり)	167~315百万人

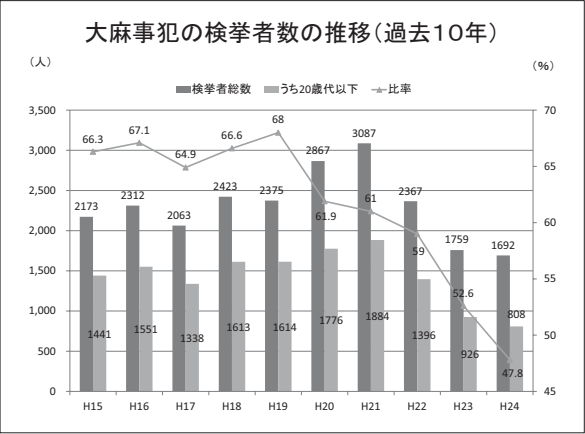
(出典: WORLD DRUG REPORT 2012)
注: 世界人口総数 約69.7億人



麻薬・覚せい剤等事犯検挙人員の推移

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
覚せい剤取締法	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842
大麻取締法	2,867	3,087	2,367	1,759	1,692
麻薬及び向精神薬取締法	601	429	375	346	341
うちヘロイン	15	16	22	14	30
うちコカイン	120	135	112	99	66
うち向精神薬	39	31	43	63	59
うちMDMA	311	140	93	86	40
あへん法	21	28	23	12	6
合 計	14,720	15,417	14,965	14,200	13,881

厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による



大麻事犯における検挙者の推移

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
大麻事犯検挙者総数	2,862	3,087	2,367	1,759	1,692
うち20歳代	1,542	1,670	1,232	844	741
うち未成年者	234	214	164	82	67
うち高校生	48	34	18	15	18
うち中学生	2	5	11	1	0
うち大学生	90	82	52	27	25

うち栽培事犯	215	254	171	118	128
--------	-----	-----	-----	-----	-----

厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による

第四次薬物乱用防止五か年戦略(概要)[平成25年8月推進会議決定]

戦略目標 本戦略については、以下の目標を設定し、薬物乱用対策推進会議の下に関係省庁が緊密に連携し、各目標の達成に向けた取組を推進する。

目標1 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

- 学校等における薬物乱用防止教育の充実強化
- 有職・無職少年に対する啓発の推進
- 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成

→ 薬物乱用防止指導員の資質の向上

- 広報啓発活動の強化
- 関係機関による相談体制の充実
- 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化

薬物乱用についての調査結果概要 ～特に脱法ドラッグについて～
(主任研究者:和田清国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部長)

薬物関連疾患調査
調査目的: 日本の薬物関連障害の実態を把握し、検討すること。

調査方法: 精神科医療施設に通院、入院した薬物関連障害患者情報を収集。848症例を分析

調査結果: 入院などの原因薬物は覚醒剤、脱法ドラッグ、睡眠薬・抗不安薬の順が多い。
最近1年間に使用経験のある薬物は、睡眠薬に次いで脱法ドラッグが多い。
脱法ドラッグによる患者の平均年齢は27.7歳。覚醒剤、睡眠薬・抗不安薬では40歳前後

(参考) 脱法ドラッグ関連障害患者でみられた精神症状
高敏感、易刺激性・易怒性亢進、幻聴、多弁・多動・過活動、幻視、知覚変容、せん妄、不安・焦燥感など

入院・通院原因となった主たる乱用薬物の比率 (n=848)

脱法ドラッグによる薬物乱用の多様化、脱法ドラッグが新たな薬物乱用者を生み出している

第四次薬物乱用防止五か年戦略(概要)[平成25年8月推進会議決定]

戦略目標 本戦略については、以下の目標を設定し、薬物乱用対策推進会議の下に関係省庁が緊密に連携し、各目標の達成に向けた取組を推進する。

目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

- 国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実
- 薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化
- 薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実
- 青少年の再乱用防止対策の充実強化
- 薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進

- (2)
- ・ 最近の薬物犯罪の特徴
 - ・ 暴力団のみならず、外国人による無差別な密売
 - ・ 密売場所の変化(繁華街↓住宅街)
 - ・ インターネット注文・宅配システム
 - ⑤ 薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進
 - ④ 水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止
 - ③ 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化
 - ② 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底
 - ① 薬物乱用未然防止の推進



- ・増加
ムの増加
- ・被疑者の職種が多様
学生、サラリーマン、主婦、公務
員等
- ・客が全国に散在
↓「質」が変化
- (3)
厚生労働省の啓発活動
- ① 正確な情報の提供（有害性等…
政府広報等の活用）
- ② 発育段階に応じた啓発「文部科
学省と協力」
・啓発読本の配布
小学6年生の保護者、高校生3
年生、未成年労働者等
- ・薬物乱用防止教室（薬物乱用防
止教育認定講師など）
- ③ 地域を主体にした啓発
・薬物防止キヤラバンカー
・官民協力した活動の展開
・不正大麻・けし撲滅運動（5／
1ー6／30）
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動
（6／20ー7／19）
・麻薬・覚せい剤乱用防止運動
（10／1ー11／30）
- ・再乱用防止講習会（9月から11
月）
- ・薬物乱用防止指導員の養成・資
質向上

第四次薬物乱用防止五か年戦略(概要) [平成26年8月推進会議決定]

戦略目標 本戦略については、以下の目標を設定し、薬物乱用対策推進会議の下に関係省庁が緊密に連携し、各目標の達成に向けた取組を推進する。

目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

- 組織犯罪対策の推進
- 犯罪収益対策の推進
- 巧妙化する密売方法への対応
- 末端乱用者に対する取締りの徹底
- 正規流通への監督の徹底
- 関係機関の連携強化
- 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

- (4) 保健所における薬物乱用防止関連
事業
- ① 相談事業
薬物乱用の予防啓発の観点から、
薬物に関する一般的な相談
- ② 啓発事業
薬物の精神・身体影響等に関す
る正しい知識の普及を図るための
啓発広報
- (5) 精神保健福祉センターにおける相
談事業
- ① 技術指導及び技術援助
- ② 薬物関連問題に関する知識の普
及
- ③ 家族教室の開催
- ④ 個別相談指導

脱法ドラッグが関係している可能性のある事例 (新聞報道から)

○死亡

- ・H24年8月（神奈川県）男性が路上で暴れて保護された後、死亡。脱法ドラッグ様の液体を所持
- ・H24年10月（静岡県）部屋で暴れた男が死亡。部屋から乾燥した植物片が発見
- ・H24年11月（東京都）脱法ドラッグを吸引した女性が意識を失った後、死亡

○交通事故(死亡、ひき逃げ、追突)

- ・H24年5月（大阪府）脱法ドラッグを吸引して車を運転した男が、商店街を暴走し女性をひき逃げ（危険運転致死傷罪で起訴）
- ・H24年6月（京都府）脱法ドラッグを吸引して車を運転した男が、追突して3人にけがを負わせた（危険運転致死傷罪で実刑判決）
- ・H24年10月（愛知県）脱法ドラッグを吸引した男が高1をはねて死亡させた（自動車運転過失致死罪で実刑判決）

○救急搬送

- ・H25年2月（大阪府）脱法ドラッグを吸引したらしい高校生が、下校途中に体調不良で救急搬送

○不審行動

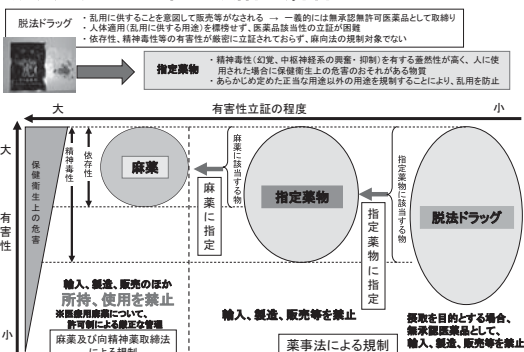
- ・H24年10月（東京都）脱法ドラッグを吸引した男が上半身裸で小学校に侵入、児童を追い回した

「合法ハーブ」等と称する製品 (脱法ドラッグ)

- ・大麻、麻薬、覚醒剤類似の成分を添加したもの
ー植物片、液体状、粉末状
- ・「合法ハーブ」、「アロマ」などとして、公然と販売
- ・若者を中心に乱用
- ・健康被害、他人に被害を与える事例の多発



脱法ドラッグ対策:3段階の規制



薬物乱用についての調査結果概要 ～特に脱法ドラッグについて～ (主任研究者 和田清国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部長)

全国中学生調査

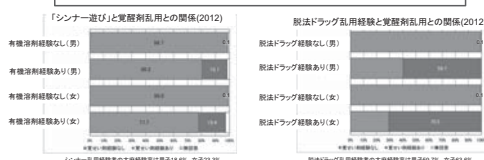
調査目的: 中学生の薬物乱用の広がりを把握し、検討すること。
調査方法: 全国235校を対象とし、アンケート調査。有効回答数は124校より54,486人。

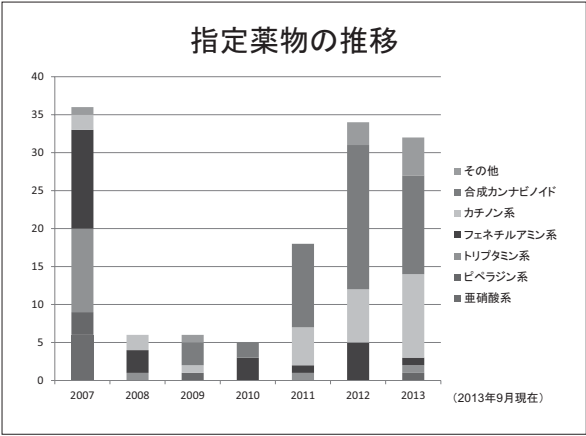
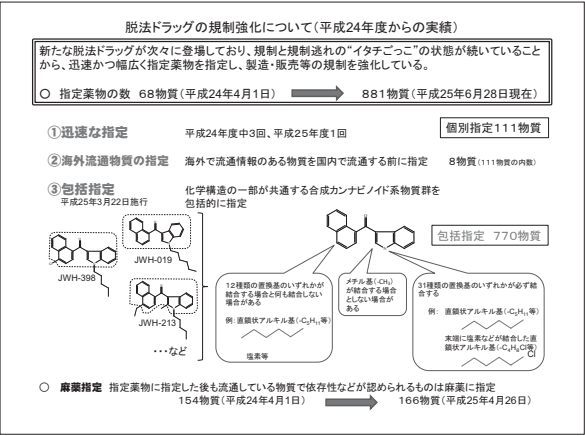
調査結果: 120人が脱法ドラッグを乱用した経験ありと回答
身近に脱法ドラッグ使用者がいると答えた者は1.2%
脱法ドラッグを入手可能とした者は15.6%(大麻は12.4%、覚醒剤は12.3%)
脱法ドラッグの危険性の周知率は61.9%

中学生でも身近に脱法ドラッグが存在

「シンナー遊び」経験者(283人)のうち、大麻、覚醒剤乱用経験者はそれぞれ約2割。
一方、脱法ドラッグ経験者(120人)のうち、大麻、覚醒剤乱用経験者はそれぞれ約6割。

脱法ドラッグが大麻、覚醒剤のゲートウェイドラッグとなっている可能性を示唆





(6) 麻薬取締官

- ・医療用麻薬等の取締り・薬物犯罪とを専門とする特別司法警察職員
- ・全国の地方厚生局麻薬取締部に配置
- ・特徴
- ・譲受捜査(おとり捜査)
- ・コントロールデリバリー(およがせ捜査)
- ・医療機関等への立入り・指導

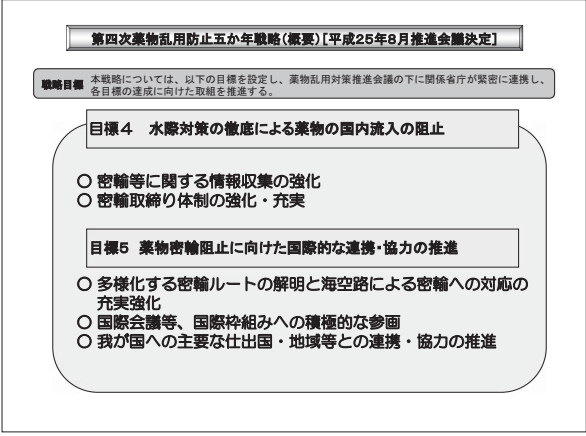
(7) いわゆる脱法ドラッグについて知って欲しいこと

○「合法」などと称していても安全を意味しない。むしろ危険。

- ・成分が不明
- ↓同じ製品名でも含有成分は、違うことがある。複数の成分や麻薬が含まれる場合もある



- ・成分の作用が不明
- ↓どのような作用があるのかデータはない、中毒の治療法もない
- ・含有量が不明
- ↓大量に摂取してしまい、中毒となる危険性がある
- ← 買わない、使わない、かわからない



青少年と薬物乱用 ―現状・支援・予防―

文教大学人間科学部准教授・臨床心理士 石橋 昭良

1 青少年と薬物乱用

近年、スポーツや芸能分野での禁止薬物や違法薬物にかかわる報道は珍しいことではなくなった。2012年のロンドンオリンピック終了後に陸上砲丸投げで金メダルの子選手が、ドーピング検査（禁止薬物使用）によりメダルをなく奪された。また、2008年相撲界では、幕内力士が大麻取締法で検挙され解雇処分となり、翌年にはタレントによるMDMA、覚せい剤などの違法薬物使用による逮捕事案が続く。マスメディアに大きく取り上げられて世論の関心が高まった。

一方、2009年薬事法が改正され、一般医薬品が一部のコンビニで購入可能となり、誰でも簡単に薬が買える時代を迎えて、薬に対する正しい知識が求められるようになった。そのため学校教育では、従来の薬物乱用防止教育に加えて、くすりの正しい知識と使用法を目的とする「くすり教育」が、2012年度から中学3年保健体育の授業で始まった。

このように著名人による違法薬物にかかる報道や学校での啓蒙活動により、青少年も含めた多くの人々の関心が薬物全般に向けられ、それまでは遠い存在であった薬物を身近に感じる機会を迎えたと言える。

さて、薬物乱用は、『医薬品を本来の目的から逸脱した用法や用量あるいは目的のもとに使用すること、医療目的でない薬物を不正に使用すること』と定義されている（厚生労働省）。この定義によれば薬物乱用は、社会が認めない薬物の使用や認めない方法で使用する行為を指しており、広く未成年者の飲酒や喫煙も含まれている。また、違法薬物に対する法的対応としては、薬物5法と呼ばれる覚せい剤取締法、大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、麻薬特例法のほか、組織的犯罪処罰法、毒物及び劇物取締法、薬事法により規制対象物、違反形態、罰則等が明記されて取り締まりが行われている。なお、少年の場合、上記以外の薬物の所持や服用については、不良行為少年^①における薬物乱用（心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物を乱用し、又はその目的でこれらの物を所持する行為）として補導措置が講じられている。

2 薬物乱用の現状と背景

(1) 薬物乱用の現状

① 主たる薬物の検挙・補導状況
薬物乱用の現状を知る指標の一つに犯罪統計がある。少年が乱用

する薬物の主なものとして、シンナー等有機溶剤、覚せい剤、大麻、麻薬等の乱用による過去10年間の検挙人員の推移を示したものが図1である^②。いずれの薬物も検挙少年が減少していることが特徴である。なかでもシンナー等有機溶剤は1970年代から90年代にかけて、窃盗や暴力行為と並ぶほど高水準の検挙人員であったが、近年の減少は顕著であり、2011年からはシンナー等有機溶剤より

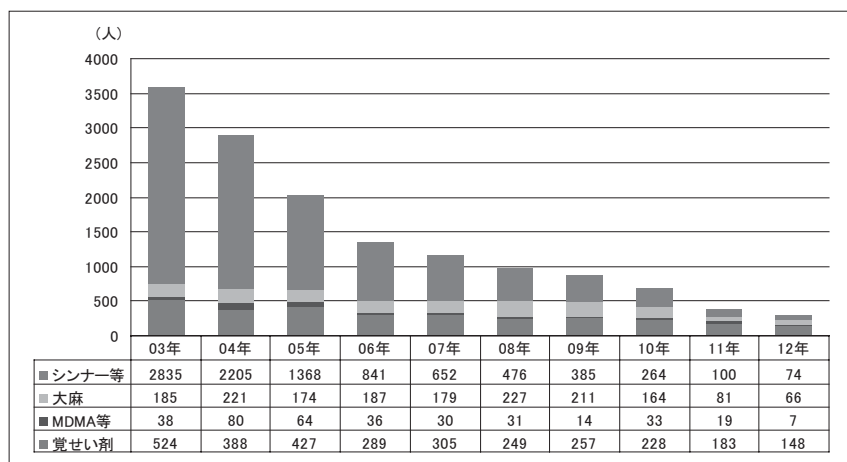


図1 薬物別検挙人員の推移

出典：警察庁資料

②

中学生を対象とした疫学調査
和田らの行った疫学調査である

全国中学生の意識・実態調査^③において、覚せい剤、大麻、有機溶剤、脱法ドラッグについての生涯経験率（これまでに1回でも経験したことのあると答えた割合）を示したのが、図2である。多くの薬物乱用少年の始期である中学生を対象とした全国規模の調査であるが、それぞれの推移は検挙人員の傾向と似通っており、また2012年度調査では乱用による事件事故が発生している脱法ドラッグを加えており、0・2%の経験率であった。この調査の経験率を人数に置き換えると、覚せい剤118人、大麻129人、有機溶剤2

覚せい剤の検挙人員が上回っている。警察における検挙件数は、薬物犯罪の事件化によるものであるが、これ以外にも犯罪としては認知されない相当の暗数があると考えなければならない。なお、上記薬物以外に少年の乱用が問題となっている薬物にライター用やコンロ用ガスなどのガス体がある。ガス体は、地域差はあるものの中高校生の間では通称「ガスパン遊び」と呼ばれ、市販されているガスボンベなどを本来とは異なる目的での使用であり、2012年中の吸引中並びに吸引直後には傷害・窃盗など9件の事件が発生しており、また不良行為少年として中高校生を中心に17名が補導されている。

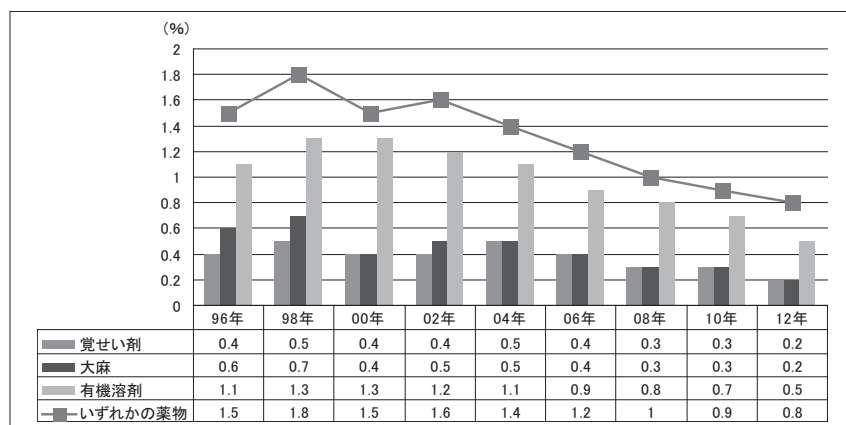


図2 中学生における薬物乱用生涯経験率の推移

出典：和田ら（2013）「飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査」

83人、脱法ドラッグ120人であり、犯罪統計による薬物別の中学生検挙人員は、覚せい剤3人、大麻0人、有機溶剤11人であったことから、薬物乱用の暗数の一端であることが窺える。また、薬物の入手可能性については、「少々苦労するが手に入る」「簡単に手に入る」を合計した割合は、大麻12・5%、覚せい剤12・4%、脱法ドラッグ24・3%であり、10%を超える中学生が違法薬物の入手

が可能であると回答したことは特筆すべきことであると言える。この結果からは、警察が薬物乱用により検挙補導した少年は、一部の限られた少年であり、乱用少年が減少傾向にあるとはいえ、依然として一定数の少年が中学生段階で乱用経験を有していることが明らかとなった。

(注) 疫学調査とは、検挙・補導などの犯罪統計とは異なり、地域や集団に対して統計的調査を行うことで病気の要因とその発生との関連性を研究するもの

(2) 薬物乱用の背景

近年の薬物乱用が発生する社会的背景としては、情報化、グローバル化、暴力団による密売が挙げられる。急速に進展する情報化は、我々の日常生活に多くの利便さ・快適さを提供している一方で、インターネット上には様々な違法薬物の情報が公然と流され、密売が行われている。そして少年が所持する携帯電話やスマートフォンのはほとんどは、インターネット接続の環境にあるため、厳格にフィルタリングを設定しない限り、違法な薬物情報をいつでもどこからでも入手することが可能な環境にある。次に、近年の経済や文化などを中心としたグローバル化の要因が挙げられる。2012年中の我が国への外国人入国者数は、前年より増加して約836万人^⑤ののぼり、また、784人^⑥の外国人が薬物事犯によ

り検挙されている。さらにわが国の場合、薬物の密売において暴力団が組織的に関与し、密売で得た利益を活動の資金源としている状況である。2012年中の覚せい剤検挙人員のうち、暴力団構成員や準構成員の占める割合は52・1%で違法薬物の売買に占める暴力団の比率は高いものが窺える。

3 薬物乱用の特性

薬物乱用の少年は、一般の非行少年とは異なり、乱用により薬物依存という重篤な問題が生じるため、その立ち直りには大きな課題を抱えることとなる。

(1) 薬物に依存すること

薬物依存を理解するには、まず、乱用薬物の薬理作用と乱用により少年が何を求めるかを知る必要がある。少年が乱用する薬物の身体への薬理作用は、薬物の種類により異なり、興奮系（精神系に対する興奮作用、感情の高揚、精神賦活作用…覚せい剤など）、抑制系（精神系に対する抑制作用、陶酔感、鎮静や麻酔作用…シンナーなど）、幻覚系（幻覚作用を期待し視覚や聴覚等に作用し感覚の変化、神経過敏…大麻、LSDなど）の3タイプに分けられる^⑦。また、少年が乱用により得るものは、身体的な満足感（例…気持ちよさ、ハイになれる、幻覚や幻聴など）、精神的充足感（例…いやなことが忘れられる、ストレス発散など）であり、『薬物乱用』得るものがある』

ことを学習し、乱用を繰り返しながら強化され、自ら止めようと思っても止めることができなくなり、薬物依存が形成されることとなる。また、乱用を繰り返すことにより耐性（反復使用により、薬物の効果が弱まり初期効果を得るには増量が必要となる）が生じて、薬物への精神依存や身体依存（身体依存が形成されない薬物もある）が形成される。乱用により自覚症状などが生じて、一時的中断を試みる場合もあるが、再乱用に至るケースが多く、これがいわゆる薬物依存の悪循環である。

筆者の臨床例から悪循環のプロセスを見ると、乱用のきっかけは、「友人に誘われた」「先輩から勧められた」などの対人関係によるものと、「いやなことを忘れた」「合法ドラッグだから犯罪ではない」など現実逃避・誤った認識・ファッショ感覚などによる個人要因が挙げられる。そして乱用形態は集団から個人の単独使用へと移り、自宅でも使用できるようになる。さらに薬物の一時的中断を試みるが、日常の些細なストレスにより再乱用し、少年の言葉を借りれば『もう自分の力ではどうすることもできない』状態に陥ってしまうのである

(2) 乱用少年の意識と特性

乱用少年と初めて会った時に、少年自身から必ずと言っていいほど聞かれる言葉がある。それは「もう二度と（薬物を）やりません」「今日

から（薬物を）やめます」である。しかし、その言葉通りに薬物を止めていったケースはほんのわずかであった。多くの少年はその後も止められず乱用を続けていくが、乱用しな

らも意識としては「誰にも迷惑なんかかけてない」「大人になってまで（薬物を）やってない」「自分だけは大丈夫」など罪悪感の感じにくさや現実認識の甘さを有しており、「どうせダメなんだ」「自分はだしな

いんだ」といった自尊心の低下や否定的な自己イメージを持ち、「誘

われると断れない」など社会的スキルの不足も見受けられる。このよう

な意識特性を有している少年に対し

て薬物をやめる意欲を引き出すこと

は簡単なことでなく、励ましや勇気

づけを行っても「誘惑に打ち勝った」

“がんばって続けられた”という経験に乏しいために、対応してい

く上での困難さが伴う。

そして乱用少年特有の意識として

は、乱用を繰り返してはいるが

「自分は薬物には依存していない」

「いつでも止められる」と自らの薬

物依存を否定することが挙げられる。

また薬物依存が進むと、日常的にも

薬物を最優先した生活となり、例え

ば、薬物を手に入れる金欲しさに恐

喝やひったくりなどの犯罪に走るケ

ースが出現することとなる。まさに

「止めたいけれど止められない」状

態であり、少年自身が薬物を手に入

れるための生活が中心となる。これ

は乱用少年が自らを『ドラッグには

まった』と表現するが、自ら抜け出せない泥沼状態に陥ってしまったと言

4 初期支援と予防

(1) 初期支援における考え方

薬物乱用が他の非行と異なっている点

は、犯罪行為という問題に加えて、

自分の意志ではコントロールでき

なくなる薬物依存という慢性的疾患

を抱えてしまうことであり、支援

を行う上での困難さもその点にある。

初期支援にあたっては、まず、少年

が薬物に頼ってしまう弱さと頼らざる

を得ないつらさを理解するともに、

少年に自らの薬物依存という問題と

向き合っていく姿勢を持たせることが

必要である。

薬物乱用への対応は、主に司法・

医療・福祉の3領域から行われている

が、現状では司法による対応がその

中心を占めており、医療・福祉的

対応は必要性が指摘されながらも依然

として十分とは言えないものがある。

もちろん薬物乱用は犯罪として

法律に基づいて対応することは必要

である。しかし、法的対応だけでは

解決が難しいことを忘れてはならな

い。

非行問題への支援について初期対応

の重要性は改めて指摘するまでも

ないが、とりわけ薬物乱用の場合、

乱用に気がついた時（多くのケース

は、依存が形成される前）の周囲の

初期対応が、乱用を止められるか否

かを決める重要な鍵となることを強

調したい。つまり初期対応に誤ると、

問題の長期化（＝薬物依存の形成）

に結びつくため十分な留意が必要

のである。

対応の中核となる考え方は、周囲

が薬物を止めさせるのではなく、少

年自身が薬物を止めるという明確な

意思を持たせることを目標とするこ

とである。薬物を止めさせるために

は、病院や施設に隔離すればよいと

いう考えがある。病院や施設での治

療を否定するつもりはないが、薬物

がない環境に置かれることで一時的

に薬物と切れることができるかもしれ

ない。しかしそれは薬物を止めたこ

事にはならない。薬物を止めたとい

うことは、『仮に目の前に違法薬物

があっても、決して手を出さない』

ことである。

もう一つの考え方は、違法薬物を

使用することは反社会的行為である

という法的視点と少年の心と体の健

康という視点の両者を持つことが求

められるということである。そして、

乱用している少年個人の問題として

ではなく、家庭もしくは学校という

集団の問題として捉えることが必要

である。例えば、家庭においては乱

用している本人を責めて孤立させる

のではなく、一人のために家族が協

力して本人を支え合っていくことが

大切であり、学校においては、乱用

の初期段階は集団による態様が見ら

れがちであることから、発見された

生徒が一人だったとしても背景要因

を把握しながら、必要に応じた集団

(2) 予防教育

への指導が課題となる。

わが国における薬物乱用防止につ

いては、薬物乱用推進対策本部（本

部長・内閣総理大臣）により199

8年に薬物乱用防止5か年戦略が策

定され、その後5年ごとの見直しを

経て2008年から第3次薬物乱用

防止5か年戦略が推進されている。

これまでの5か年戦略では、いずれ

も目標の最初に「青少年による薬物

乱用の根絶」が挙げられており、国

を挙げての重点課題として取り組み

が行われていることがわかる。

その具体的な取り組みとして学校

における薬物乱用防止教室がある。

学校における取り組みは、中高校生

の覚せい剤乱用が目立ち始めた19

98年頃から活発となり、2007

年の文部科学省調査によれば、中

校及び高等学校各学年の薬物乱用防

止教育の実施率は90%を超え、小

学校6年でも91%の実施率であった。

予防教育を実践していく上でのポ

イントは、薬物の有害性・違法性

についての正確な知識を獲得すること、

違法薬物に対するスキル（誘われた

ときの断り方、ソーシャルサポート

の周知など）を身につけることであ

る。

① 専門知識をわかりやすく伝える

これまで予防教育は、薬物の違

法性や有害性を説明するにあたり、

薬物乱用は犯罪かつ身体への悪影

響などを怖さと脅しにより伝えて

きた側面があったが、その方法は予防効果のないことが報告されている⁸⁾。また、薬物の違法性や有害性を伝えるにあたっては、専門的知識としては正しくとも、子供たちに理解できない専門用語を駆使した内容では、その効果は当然期待できない。ここで必要なのは、専門知識を学齢に応じてわかりやすく伝える工夫である。

法教育として違法薬物にかかる関係法令を取り上げることも一つの方法ではあるが、例えばスポーツのドーピング検査を取り上げて身近な問題としてとらえさせることが、子供たちの興味関心に応えていくになると思われる。また、身体への有害な影響として、乱用による脳の「不可逆性」を説明するにあたり、「反応や変化の逆の過程が物理的・化学的に可能でないこと」と説明しても理解は難しい。例えば、イカの刺身とイカの照り焼きを引用して、刺身は照り焼きになるが、照り焼きは刺身にはなれないといった例を示して、脳が元の状態に戻らないことを説明するなどが必要となる。

② 薬物への対応スキルと支援

ア ソーシャルスキルトレーニング
中学生を対象とした社会的スキルについての筆者らの調査⁹⁾によると、警察に補導された非行少年は一般少年と比べてスキルの獲得率は低く、「非行の誘いを断る（一般…92・6%、非

行63・8%）」「衝動をコントロールする（一般…67・1%、非行47・6%）」「謝罪する（一般…77・7%、非行62・2%）」などの結果であった。この結果を基に非行少年のグループワークでの実践を経て、薬物乱用防止教室のプログラムにソーシャルスキルトレーニングの手法を応用したものである。以下にも概略を紹介する。

ソーシャルスキルトレーニングは、教示、モデリング（観察学習）、ロールプレイ（体験学習）、フィードバック（振り返り）により構成され、1セッションは概ね40～50分程度である。

・言語的教示（なぜ学ぶ必要があるか、現状なども含めて説明。学校段階や実情に応じて取り上げる薬物は、タバコ、飲酒から違法薬物まで多様。）
・モデリング（「違法薬物を誘われる」想定場面を設定し、誘いに応じてしまう場合と誘いを断る場合について、まず大人が演じて見せる。子供達は大人の演じている場面を観察を通して学習する。）

・リハーサル（次に立場を変えて、同じ想定場面を子供達が体験し、どのような行動を選択するか）のロールプレイ（体験学習）を行う。もし、改善点があれば助言を行い、数回繰り返す。）

・フィードバック（最後に、このセッションを振り返り、良かった点や修正点等について話し合う。）

イ ソーシャルサポートの周知
先の疫学調査では、違法薬物の経験を有する中学生が一定数を占めていることが明らかとなった。この結果を踏まえると、少ないとはいえこれら少年の再乱用を防止するための支援や友人から乱用の相談を受けた時への対応など、薬物の問題が生じた時の対応として社会における支援や相談窓口などを伝える必要がある。どのような機関に相談するなどのような支援が得られるか、少年がイメージできるように具体的に示すことが肝要である。

つまり薬物乱用防止教育においては防止に重点を置きながらも、薬物乱用リスクの高い少年を想定しながら、少年が本当に知りたいことを伝えていく姿勢が求められるのである。

引用文献・参考文献

1. 不良行為少年とは、非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいか
いその他自己又は他人の特性を害する
行為をしている少年をいう（少年警察
活動規則第2条第6号）
2. 警察庁生活安全局少年課（2013）
少年非行等の概要（平成24年1～12月）
3. 和田清、小堀栄子、嶋根卓也、立森

久照、勝野慎吾（2013）「飲酒・
喫煙・薬物乱用についての全国中学生
意識・実態調査」平成24年厚生労働科
学研究費補助金分担研究報告書

4. 法務省入国管理局（2012）「平
成24年版 出入国管理」

5. 警察庁組織犯罪対策部薬物銃器対策
課（2013）「平成24年中の銃器・
薬物情勢」

6. 小島 尚ほか（2006）「脱法ド
ラッグから違法ドラッグへ」モダンメ
ディア 52巻4号

7. パウル・エンメルカンブ、エレン・
ヴェーデル（2010）「アルコール・
薬物依存臨床ガイド」小林桜児、松本
俊彦訳 金剛出版

8. 小林桜児（2009）「思春期の物
質使用障害」現代のエスプリ509
ぎょうせい

9. 石橋昭良ほか（2004）「少年と
携帯電話に関する調査」犯罪心理学研
究 42巻特別号

学校における薬物乱用防止教育の進め方

学校・家庭・地域社会の連携をいかに進めるか

墨田区教育委員会 学校支援ネットワーク本部事務局長 森本 芳男

1 はじめに

近年、子どもたちの間では、学習意欲や体力・忍耐力の低下、基本的生活習慣の未発達、いじめ、不登校、凶悪犯罪の低年齢化など、様々な社会問題が起こっている。その背景として「夢の持ちにくい社会構造」「将来への不安や大人社会への不信任感・閉塞感」「企業ニーズの変化」「地域における地縁的なつながりの希薄化」「地域や家庭の教育力の低下」など、社会全体の構造的な変化が弱者である子ども達に影響を与えたものである。

学校現場では、通常の教科の指導に加え、環境・福祉・キャリア（職業）・国際理解・健康安全など教える内容も多様化し、その対応に苦慮している。また、多種の報告書づくりや保護者からの過度な要求などに追われ、本来最も大切にすべき授業研修や教材準備、子ども達一人ひとりと向き合う時間が減少してきている事態も憂慮される。

「教育基本法」をはじめ教育3法の一部が改正されるなど国を挙げて大改革が進められている。その目的は、子どもたちに「生きる力」と、それを支える「確かな学力、豊かな心、健やかな体」の調和ある教育を重視することである。そのためには、学校教育の充実や改善に加え、

学校を開き、家庭・地域と連携・協力し大人総ぐるみで教育に関わることが必要である。

2 「生活状況」についての現状と課題

① けんか、校内暴力、校舎破壊、学級崩壊等

○小学校や中学校の低学年で増加傾向。墨田区の中学校は全体的に落ち着いている。

○硬派型から軟派型へ変わっている。集団でけんかするような子どもは減っている。

▼近年、児童・生徒の暴力件数が増加している。（2009年文科省の調査結果より）

（原因）コミュニケーション・自己表現・集団生活能力の低下。常に周囲の顔色を気にし、みせ掛けのだけの友人関係で、人間関係づくりが苦手な子どもが増加。

↓感情を押さえられず、すぐ切れる子どもが増え、対子ども同士での暴力事件低年齢化が進んでいる。

●自傷行為（リストカット）、引きこもり、不登校、いじめ

② たばこ、薬物

○たばこ：吸ったことがある（13%）、学校内ではほとんど見られないが、公園、祭礼などで、地域からの連絡が入ることが時々ある。

○薬物：事例は上がっていない。

（誘われたことがある：1・7%

上野、錦糸町界限）

③ いじめ

○表だった報告は減少傾向にあるが、陰に隠れた陰湿ないじめは増加傾向にある。

（小学校高学年、中学校低学年に多くみられる）

【対策】

・休み時間や登下校時など日々の児童・生徒の観察（保健室や主事室との連携）

・地域や保護者、関係諸機関との綿密な連携、学校体制の確立など

④ 不登校生徒（年々増え続ける）

平均で3%（どの学校でもクラスに1, 2人いる）

▼家出、家庭内暴力、深夜徘徊、いじめ、不純異性交遊など温床となる

○小学生からの継続が多い一学校復帰のケースはまれである

○複合された原因：集団活動への不適応（人間関係を作るのが下手、一人生活への慣れ・安心感）*家庭環境：離婚、別居、転居、養育態度、価値観の多様化、学力不振

深夜徘徊、プチ家出、不純異性交遊：女子生徒に多い

○保護者の管理・指導能力の極端な低下

○不純異性交遊（援助交際）男女間の性的な関係事件の増加↓性教育の難しさ

⑥ 携帯電話：今後の学校教育で正面から取り上げるべき重大な課題

○半数以上の生徒が所持している（小学生から）

▼いじめ、けんか、深夜徘徊、不純異性交遊等の全ての原因の基となっている。

【現代の子どもたちは…】

▼忙しい毎日を送っており、睡眠時間が減少し生活リズムが狂っている。

▼心身とも閉塞状況にある子供たちは、疲れを感じ、物事に集中できないと訴えている。

▼絶えず周りを気にし、一見仲良く生活しているが、孤独で真に親しい友だちを作れない。

・友だちが信頼できない。けんかもしない。けんかの仲直りの仕方が分からない。

・本音のつきあいが無い。自分の意見が言えない。黙っている。

・違った意見を受け入れようとしていない。言葉による暴力を恐れる（いじめ）。人を傷付けないよう、人から傷つけないよう周囲へ気を遣い、自分の心の中や弱音を

出せない。

▼いじめ、家庭内暴力、薬物乱用などへ向かう温床は増している。

●いろいろなことにムカつくと答えているが、幸いなことに、多くの子供たちは部活動、マンガ、ゲーム、ビデオなどで心の不満を解消し、逸脱行為へ走ってはいない。

●子どもたちに必要なことは、安心感と居場所づくり

・ボランティアにヒントがある。
社会貢献などに役に立ちたい
と思っている。

・体験を通じた自己理解、自己達成感、自己肯定感の育成

・他者とのコミュニケーションのきっかけを待っている

・自然の中で遊ぶ。異年齢の子どもたちとの交流、地域の大人との交流

●勉強はしなければならないと感じてはいるが、将来への夢や目標がもてないので、何のために勉強するのか、明確な将来像や大人像が浮かべない。

3 「学力」についての現状と課題

OECD（経済協力者機構）加盟国のPASA「国際学習到達度調査」によると

① ◎我が国の子どもたちの学力は、全体として国際的に見て上位

② ○授業を受ける姿勢はよい。

③ ▽読解力など低下傾向にあり、世界トップとはいえない状況（14位）

④ ▼家で自ら勉強する生徒の割合は最下位（学ぶ意欲や学習習慣に課題）

⑤ ▼勉強が楽しくない。勉強が生活の中で役立つと考えていない

⑥ ▼趣味で読書をする生徒の割合は最下位

⑦ ▼テレビやビデオを見る時間が多く、家の手伝いをする時間が短い

※平均的で優秀な人材を効率的に育成してきた日本の教育は、世界からも注目される優れたものであり、戦後の日本の経済発展の原動力であった。

しかし、今回の学力調査の結果から、現在の子どもたちにとって最も大切な課題は、学習の意義を理解させ、「学習意欲の向上と学習習慣を確立、基本的な生活習慣の改善」を身につけることが重要な課題であると考ええる。

4 新学習指導要領の改訂の基本的な考え方

(1) 教育基本法改定等で明確になった教育の理念を踏まえた「生きる力」について

平成18年に教育基本法、19年に学校教育法の一部改正を受け、平成23年度から小学校で、平成24年度には、中学校で新学習指導要領による教育が展開されている。

① 「生きる力」という理念の共有

② 基礎的・基本的な知識・技能の確立

③ 確かな学力を確立するために必要な授業時間数の確保

④ 学習意欲の向上や学習習慣の確立

⑤ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

以上がポイントであり、中でも特に、②を基盤とした③、④及び⑥が重要と考えた。

(2) 教育内容の主な改善事項

① 言語活動の充実

② 理数教育の充実

③ 伝統や文化に関する教育の充実

④ 道徳教育の充実

⑤ 体験活動の充実

⑥ 外国語教育の充実（小学校における外国語）

⑦ 社会の変化に対応する教育（教科等すべての教育活動で改善すべきこと）

・ 情報教育
・ 環境教育

・ ものづくり
・ キャリア教育
・ 食育
・ 安全教育 等

(3) 教育課程の変更点

① 各学年、年間35時間（週1時間）の授業時間増（週…現行28コマ↓29コマ）

※学習事項はあまり増えていない
② 各教科において、基礎的・基本的な知識・技能の重視した上で、観察・実験やレポートの作成論述等知識・技能を活用する学習活動を充実し、「思考力」・「判断力」・「表現力」等育成する

③ 全ての学習の基盤となる「言語能力」について、国語科のみならず、各教科においてその育成の重視

④ 上記のような学習を充実するために、国語、社会、算数、数学、理科、外国語等の授業時間数を増加

⑤ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成

⑥ 体験活動を活用しながら、道徳教育や体力の向上についての始動、安全教育や食育などを段階に応じ充実し、豊かな心や健やかな体を育成。

5 「なぜ今、教育改革か？」（明治以降の三大教育改革の一つ）

時代や社会の変化に合わせ、教育界もチェンジ（変革）が求められている。

【中学校の改訂授業時間数の変化】

980時間⇒1015時間 注：35時間とは、週に1時間（50分）

	国 語	社 会	数 学	理 科	英 語	計
1 年	140	105	140（+35）	105	140（+35）	+70
2 年	140（+35）	105	105	140（+35）	140（+35）	+105
3 年	105	140（+35）	140（+35）	140（+60）	140（+35）	+165
増加時間数	+35	+35	+70	+95	+105	+340

- 保健体育の授業時間数の増加 各学年 +15で週3コマに、男女ともに武道が必修に
- ▶ 選択教科の廃止…1年50時間 2・3年上限70時間が削除)
- ▶ 総合的な学習の時間の削減…1年70⇒50 2年70～105⇒70 3年70～150⇒70
- 部活動について…「学校教育活動の一環としてこれまで中学校教育において果たしてきた意義・役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として学習指導要領に記述
- 地域に開かれた学校、体験的な学習を推進するために、「土曜授業」「放課後学習」などの推奨)
- 教育条件の整備、特に「教職員定数の改善」を明確に記述する。

大人総ぐるみで教育に関わり、学習意欲を喚起する。

① 子どもたちに夢・目標を与える。
（大人社会や世の中の素晴らしさを伝える）

② 学校を開き、学校へ社会の風を導入し教員、保護者、地域の意識

- (2) 教育改革のために求められていることは
- (1) これからの社会で求められる能力（学力）とは
- ① 時代の変化に対応し、国際競争社会の中で生き抜ける資質・能力
- ② 社会人として必要な「基礎学力と社会ルール」をしっかりと習得し、そのうえで「創造的で多様な個性」（経済同友会提言より）
- ③ 「生きる力」：自ら課題を考え、判断、行動し、よりよく問題を解決する力
- ④ 「規範意識・道徳心・社会性」：（協力し合って仕事ができる資質・能力）
- ⑤ 「言語能力、表現力、コミュニケーション能力」

- (1) 社会で求められる能力（学力）の変化（バブル期からの脱却）
- (2) いじめ、不登校、自殺など青少年の凶悪犯罪の多発
- (3) ニート、フリーターなど無業者の増加

6 平成25年度 墨田区教育委員会
「学校支援ネットワーク事業」

文部科学省は、平成20年度から、学校と地域を結ぶ新たな仕組みとして「学校支援地域本部事業」を開始した。墨田区では、平成21年4月 墨田区教育委員会事務局

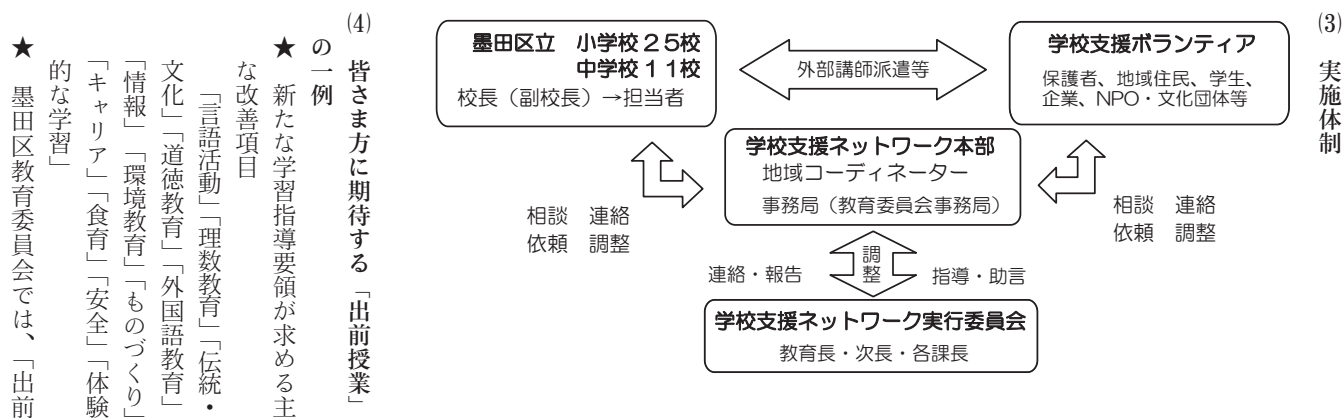
- ③ 家庭・学校・地域の連携を具体的に進める新たな仕組みづくりを構築をする。
- (3) 学校・家庭・地域社会の連携と役割分担
- ① 「学校・家庭・地域社会の役割分担を明らかにする。」
- ② 「学校と地域を結ぶ新たな仕組みづくり」の構築
- (4) 「地域社会・企業・諸団体」と学校教育への連携
- ★① 外部講師（専門知識、技術、伝統・文化等）として学校教育の支援
- ★② ボランティア、職場訪問、職場体験等の受け入れと指導を提供
- ③ 学校行事への参加・協力による生徒との人間関係づくり
- ④ 学習の場としての地域の自然・施設・設備の提供
- ⑤ 地域行事などにおける生徒の活躍する場の提供
- ⑥ 活動への指導・助言・援助・評価（学校評議委員、学校評価など）

- (2) 学校支援ネットワーク事業の内容
- ・「出前授業」の内容・方法などについてのアドバイス
- ・ネットワークニュース制作のお手伝い
- ・学校への「出前授業」の紹介・斡旋
- ・授業立ち会いとその後のアドバイス
- ・地域コーディネーターの学校訪問（現場ニーズの聞き取り、授業の立会い）

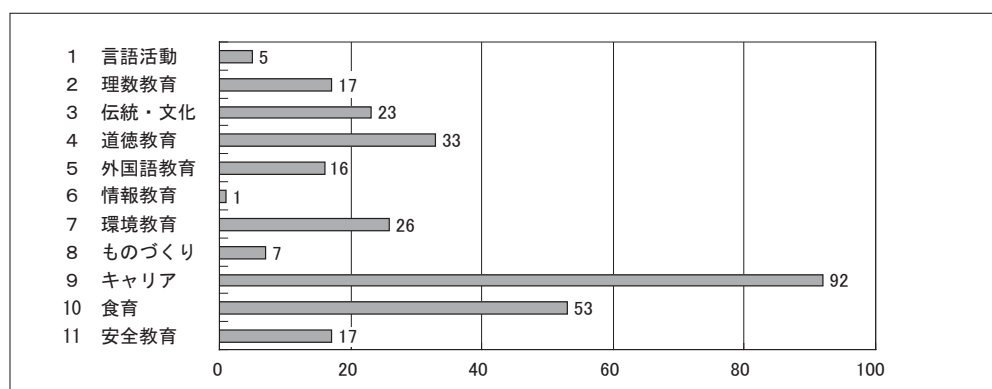
。学校、そして子どもたちのために皆さん方の力が必要です。

。皆さん方の知識・特技・持ち味・キャリアなどを学校教育の「出前授業」の中で生かしてみませんか？

- すみだ教育研究所内に「学校支援実行委員会」を設置し、「学校支援ネットワーク本部」を発足、活動を開始し、本年度は5年目となる。
- ★地域の力と学校をつなぐ！
- (1) 墨田区教育委員会 学校支援ネットワーク事業
- 子どもたちの笑顔は未来のまちづくり



■24年度 外部講師(ゲストティーチャー)派遣事業の分野別申込状況(合計290件)



「出前授業」の講師の方を募集しています。
「出前授業」のお手伝いは、学校支援ネットワーク本部事務局にて、随時行っています。お気軽にご相談ください。
(03-5608-1303 森本・斉木)

■平成24年度 外部派遣事業実施数の多かったメニュー

「租税教室」 税務署、都税事務所、税理士、法人会	27件	「桃太郎に学ぶ、怪獣で見る他」 時田啓光氏	7件
「水道キャラバン」 水道キャラバンスタッフ東京都水道局	25件	「飛ぶ種で遊ぼう 等」 東芝科学館	7件
「中学生のキャリア教育」 東商墨田支部、AIG他	16件	「みんなで楽しむアナログゲーム」 関場純氏他	5件
「おなか元気教室」 墨田ヤクルト販売(株)	12件	「墨流し・冷却パック等」 ディレクト・フォース	5件
「エコクッキング・燃料電池・他」 東京ガス(株)	12件	「魚には骨がある」 水産物市場改善協会	5件
「昔のくらし体験・他」 すみだ郷土文化資料館	11件	「日本の昔語り」 藤原光子氏・お話し会のつくしんぼ	5件
「色々な国の言葉を話してみよう」 ヒップファミリー77	9件	「お家のおしごと」 花王(株)・キャリアリンク	5件
「点字を読んでみよう」 点訳きつつき	9件	「北斎を知っていますか？」 墨田区文化振興財団	5件
「薬物防止教室」 都薬防推進委墨田委員会・他	9件	「アイスクリーム教室」 ハーゲンダッツジャパン(株)	4件
「墨田の工場見学」 山口産業(株)・他	9件	「食べ物のありがたみ」 荘司 美幸氏	4件
「江戸しぐさに学ぶ」 青年会議所 墨田区委員会	8件	「マヨネーズ教室」 キューピー(株)	4件
「明治食育セミナー」(株)明治	8件	「キッコーマンしょうゆ塾」 キッコーマンビジネスサービス	4件

■21年度～25年度 外部講師派遣実績と成果の推移

年度	ニュース発行数	事業申込数	協力団体数	派遣講師数	児童生徒数
21年度	1号～20号 (発行数 20号)	延べ29校	17団体	165名	3,981名
22年度	21号～66号 (発行数 44号)	延べ70校	63団体	488名	6,867名
23年度	67号～118号 (発行数 51号)	延べ188校 授業回数 271回	109団体	975名	14,447名
24年度	119号～188号 (発行数 68号)	延べ292校 授業回数 486回	190団体	1,015名	18,913名
25年度 10月現在	189号～228号 (発行数 39号)	延べ278校 授業回数 未集計	237団体	未集計	未集計

学校支援【改訂版】

ネットワークニュース No.203

4 道德教育-20

墨田区教育委員会
すみだ教育研究所
学校支援ネットワーク本部
☎ 03-5609-1303

「相手の身になって考えよう！」 ～人の痛みを知らう！～

道徳 学校活動

- (1) ねらい
- ① 学習活動や様々な場面、互いに理解し合い、助け合い、信頼感や友情をはぐくんでいくことの大切さについて学ぶ。
 - ② 命の尊厳と共に、誰も傷つけない、傷つけられない「クラスづくり」に役立てる。
 - ③ 「いじめ」を受けたとき、どのように対処したらいいのかについて考える。

(2) 対象

- ・小学3年～中学1年生
- ・地域・保護者の方にもご案内をお願いします。
- ・事前、または事後に保護者に向けた「いじめを訴える我が子への対処方法」のセミナー開催も可能です。(要相談)

(3) 講師

貝増 美加子氏 臨床心理カウンセラー
(渋谷・パーミリアンハート代表)

(4) 形式

- ・所要時間 1単位時間～(要相談)
- ・原則クラス単位で教室・特別教室等で行います。
- ・複数クラス、学年単位の場合はご相談ください。

(5) 内容

- ・学年・クラスによって内容を変更する場合があります。⇒事前打ち合わせを行ってください。
- ① 「いじめ」と「いじめ」について、児童・生徒と一緒に考える。
- ・「いじめ」や友人がよくやる「いじめ」と「いじめ」はどう違うの？
- ・皆さんは、どんなことを人から言われたりされたりして「いやな気持ち」になりますか？
- ・「いじめ」の疑似体験を首肯を含めて行う。
- ② 脳の前頭前野を鍛えることで感情や行動を制御できるので、「いじめ防止」につながるということが明らかになりました。
- ・この理論を踏まえ、首飾やカラダを使った自己制御のためのワークショップなどを行う。
- ③ 保護者向けには、ネット上のいじめ問題の現状と、いじめをお子さんが訴えて来た時の対処法や日頃から家庭内で、留意して欲しいコミュニケーションについて伝える。

(6) 費用

- ・「無料」
- 事後に、児童からの「感想文」を送っていただきますようお願いいたします。
- 保護者向けのセミナーを開催した場合もアンケートなどをお送りください。

(7) 申込み

【問合せ先】 外部人材派遣申込書 実施日2ヶ月前まで ⇒ 学校支援ネットワーク本部へ送付

講師の方には、当パーミリアンハートから連絡を取らせていただきます。

詳細は、講師の方と学校担当者で打ち合わせしてください。

【問合せ先】 セルリアレンティン・東京私塾・渋谷・パーミリアンハート 貝増氏まで
☎03-5459-1803 携帯電話 090-8335-6461 ※ 土曜授業可能
e-mail: info@vermillion-heart.jp



学校支援

ネットワークニュース No.18

11 安全教育-1

墨田区教育委員会
すみだ教育研究所
学校支援ネットワーク本部
☎ 03-5609-1303

「薬物乱用防止教室-1」(セーフティー教室)

健康・安全 生活指導 道徳

(1) ねらい

- ① 若者に薬物という魔の手が迫っているときに、薬物に対する「正しい知識」と「きっぱり断る勇氣」を日ごろから学習する機会を提供する。
- ② 法律で禁止されている大麻や覚せい剤などの違法薬物が脳や人体へ与える深刻な影響について科学的に学習し、理解を深める。
- ③ 未成年者は、酒・タバコも法で禁止されており、その害について理解させる。
- ④ 地域の人々の方との交流を深める。



(2) 対象

- ・小学4年～中学3年生
- ・地域や保護者を対象とした講習も可能です。

(3) 講師

東京都薬物乱用防止推進 墨田地区協議会のメンバー(指導員)



(4) 形式

- ・所要時間 1単位時間(セーフティー教室対応)
- ・学年全員が集会室等に集まり、講話・ロールプレイングなどを行う。

(5) 内容

- ① ビデオ上映…東京都福祉保健局健康安全部 薬物乱用防止対策課 提供(15分)
- ② 講話と簡単な実験…「薬物乱用とは」(20分)
- ③ ロールプレイング…「薬物の誘惑」をどのように断るか?(10分)

- ・小学4～5年生には、酒・タバコの害についても実施します。
- ・薬物乱用は、周囲の人をも巻き込み、幾多の悲劇を生み出す重い犯罪です。
- ・近年、パソコン・携帯電話から簡単に入手できることから利用者の低年齢化も進んでおり、決して他人事ではありません。「やせる」「好奇心」など軽い気持ちで一度でも乱用すると、確実に依存症となり、取り返しのつかない状況となります。
- ・簡単な実験やロールプレイングをまじえて、分かりやすくお話をさせていただきます。また、地域の大人として「これからの時代を生きる若い皆さんに、どのような人生を送ってほしいか」等も語っていただきます。

(6) 費用

- ・「無料」
- 薬物乱用防止推進墨田地区協議会の方による社会貢献事業ですので費用はかかりません。
- 事後に、「感想文」と「お礼状」を送っていただきますようお願いいたします。

(7) 申込み

【問合せ先】 外部人材派遣申込書 実施日2ヶ月前まで ⇒ 学校支援ネットワーク本部へ送付

講師の方には、当本部から連絡を取らせていただきます。

詳細は、講師の方と学校担当者で打ち合わせしてください。

【問合せ先】 薬物乱用防止推進墨田地区協議会 別府氏 ☎090-7232-5668 ※土・日曜授業可能

【実践事例 3】

4-10「道徳」 ニュース No.120

「いのちはどこからくるの？」～生命の神秘、いのちってすごい！～

道徳 保健・体育 学校活動

- ・実施日 平成25年6月29日(土)
- ・実施校 錦糸小学校 6年生 46名
- ・講師 橋本 郁子氏 誕生学アドバイザー(墨田区在住)
- ・内容 子どもたちが、自らの「誕生＝うまれる」話を聞くことで、お母さんのお腹の中で、自分自身が発達してきた力を知り、「いのちってすごい!」「自分ってすごい!」と心から感じることで、健全な自尊感情を育てる授業でした。



【児童たちの感想】

- ・赤ちゃんはこんなに頑張って産まれてきたのだなと思いました。赤ちゃんは0.1mmから始まってこんなに成長するのだと感じました。
- ・命って大事なのだなと思った。もっと自分も友達も大切にしようと思った。自分達はすごいのだなと思った。
- ・生命につながるお話を聞くことができたかったです。
- ・命の大切さ家族のありがたさを感じました。
- ・生まれてくるときは、命の恵と命の恵を運んで生まれてくることが分かりました。(DVDの映像を見た) 生まれた時のお母さんの表情は嬉しそうでした。
- ・赤ちゃんは生まれるときに、体を自分で回転させることがわかってびっくりした。
- ・生むお母さんがんばっているけど、赤ちゃんもがんばっていることが分かりました。
- ・私は生まれてお母さんや家族みんなから大切にされていることが分かりました。



【教員の感想】

- ・子ども達が講師の先生の話引き込まれていくのが印象的でした。胎内の様子や赤ちゃんがどのように生まれてくるとかを、人形やDVDなどで分かりやすく教えて頂き、子ども達も興味深く真剣に話を聞くことができていました。今回は6年生が授業を受けましたが、他の学年にも是非授業をして頂きたいと思いました。
- ・「双子の場合はどうやって生まれるのですか?」「一度赤ちゃんを生んだお母さんのお腹はどうなるか?」など、講師の先生の話を聞いて更に知りたいことが出てきた子ども達もいました。プライベートゾーンのお話は、今の子ども達には特に大事なことだと思いました。自分の身は自分で守ること、自分の体を大事にすること、もし危険に遭遇した場合は助けを求めること、今回学んだことを忘れずに成長していってほしいです。

★ 同授業は、曳舟小学校、外手小学校でも実施されました。

学校支援ネットワークニュース No.25

実践事例 No.13

「薬物乱用防止教室-2」…セーフティー教室、健康、生活指導

- ・実施日 平成23年1月12日(水)
- ・実施校 小梅小学校 4年生
- ・講師 東京都薬物乱用防止推進墨田地区協議会のメンバー
- ・内容
- ① ビデオ学習 『どうしてタバコはいけないの?』
- ② 都薬物乱用防止指導員の講話
 - ・法律で禁止されている薬物 ・タバコ、酒も薬物の仲間
 - ・タバコの煙には、主流煙と副流煙があり、吸わない人にも害になる。
 - ・薬物の怖さ…脳を破壊する。依存症、薬物依存症は病気
- ③ 実験…ミスをタバコの水溶液に入れたら→「こんなに細くなって、かわいそう!」
- ④ ロールプレイング…タバコやお酒を誘われたら?→「私は絶対にやしません!」
- ⑤ まとめ…「親やお医者さんからすすめられた薬以外は絶対に飲まない。」



【児童の感想から】

- ・実験で、ミスをニコチン液に入れたら、ミスがどんどん細くなっていきました。血管も同じなので、ニコチンで血管の細れが悪くなることを知りました。タバコは怖いもので大人になっても絶対に吸いたくありません。
- ・私はビデオを見て、タバコの本当の害について知りました。肺が黒くなったり、血管が悪くなることは知っていましたが、肺以外の内臓の病気や脳の病気を起こしたり、血管が細くなることは知りませんでした。しかも、1回吸うと、また、何回も吸いたくなくなりました。
- ・タバコを吸っていると脳にも影響し、学習や運動にも悪く、身長や体重にも影響することが分かった。
- ・私は大人になってもタバコは吸いません。早く死にたくないのですから絶対に吸いません。

◆同授業は、6/21 八広小学校、10/18 三喜小東地区子ども会、10/26 第三寺島小学校でも実施しました。

4 「魅力ある出張授業」の一例

【教室での授業形式の場合】…子ども達にとって、一番安心感もてるホームステージです。（体育館や講堂などで複数クラスの子ども達に話す場合は若干変わります。）

(1) 話の組み立て

- ① 「自己紹介」…自分の仕事や会社の紹介、自分の学生時代、成功談・失敗談、趣味や特技、最近の経歴、仕事以外で熱中していることなど
- ② 「本題」…前記2の「話していただきたい内容」
学生時代に学んだこと、経験したこと（授業、部活、友人関係など）は、実社会でも役に立っていると感じていただくと幸いです。
- ③ 「話の時間」…40分程度 10分程度は質疑や交流の時間に充てる。
（小学校は1単元45分、中学校は50分間）

(2) 「魅力ある講話のポイント10ヶ条」

- ① はじめの「第一声」が特に重要
- ② 声は大きく、迫力を持って、はっきりと
- ③ 専門用語は避け、易しい言葉で
- ④ 教壇で座って話すのではなく、子ども達の反応を見たり、子ども達の中に入ったり、ジェスチャーを交えたりしながら話す。
- ⑤ 子ども達やその学校の話題を入れると関心が高まる
- ⑥ 子ども達の発言を引き出すなど、対話形式の講話は有効（ユニークな子、元気な子、話好きな子などを事前に聞いておき、その子どもを指名し、講話の中に参加させると興味が高まる。）
- ⑦ 黒板は最高の武器として使う。（名前や印象的な言葉、キーワードは黒板に書く。子ども達は、それを写すことで記憶に残る。）
- ⑧ 小道具を活用する。（製品、映像、衣装、実験などを見せ、子ども達の五感に訴えかける。）
- ⑨ その学校や担任の先生を評価する。担任の先生との連携を大切にします。
- ⑩ 失敗談は構いませんが、「学生時代にこんな悪さをした」などの事例は避ける。



墨田区教育委員会：「学校支援ネットワーク本部」では、一人でも多くの方に学校へお越しいただき、子どもたちに「出張授業」をしてくださるようお願いしています。
「出張授業」のお申し出やお問い合わせなど、お気軽にご連絡ください。

墨田区教育委員会 すみだ教育研究所「学校支援ネットワーク本部」事務局
TEL 5608-1303 担当 森本 遼輔

地域の皆さん、企業の皆さん、ボランティアの皆さんへ 子ども達に「生きる力」について語ってください 外部講師の「出張授業」を待っています

墨田区教育委員会事務局 学校支援ネットワーク本部

1 出張授業のねらい

- (1) 子ども達に「夢や希望・目標」をもたせたい。
- (2) 「大人の魅力、活力、素晴らしさ」などを教えたい。
- (3) 「人生は素晴らしい！」ことを教えたい。

2 話していただきたい内容

- ① 時代や社会の変化、世界の動き、日本の役割など
- ② これからの社会（世界）で生きていくために必要な力（気力・体力・学力・人間力・社会性等）
- ③ 働くことの大切さ（意欲、楽しさ、苦しさ、生きがい等）
- ④ 自分の学生時代の様子や生活、描いていた夢など、また、なぜ今の仕事を選んだのか？
- ⑤ これまでの人生経歴・仕事の中で、培ってこれた知識や技能など（教科・スポーツ・安全・環境・福祉・金融・情報・国際理解・食育 等）



3 事前の打ち合わせ

※ 事前に、学校長や担当の教員と十分な打ち合わせをしてください。

- (1) 話の内容について
・ 今回の授業の趣旨や目的、期待することを確認する。
- (2) 子ども達の実態・状況について
・ 学校やクラスの様子、子ども達の心理状態、特色ある生徒などを聞いておく。
- (3) 子ども達が知っていること、知らないこと
・ 当たり前と思っていることでも、子ども達は知らないことが多い。事前にご確認ください。
- (4) 使用機器・使用教室などについて
・ 使用教室、映像機器（パワーポイントなど）、小道具などをご確認ください。

※ マスコミなどで、「今の子どもは…」と言われていますが、実際は、明るく素直で、前向きな子ども達が大部分です。ぜひ、「出張授業」等で学校へ出かけ、たくさんの方のよい体験をさせてください。

受講風景



第四次薬物乱用防止五か年戦略

平成25年8月 薬物乱用対策推進会議

1 はじめに

我が国の薬物乱用防止対策は、平成20年8月の第三次薬物乱用防止五か年戦略を受け、青少年による薬物乱用の根絶及び規範意識の向上、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及び再乱用防止の推進、薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底、水際対策の徹底及び国際的な連携・協力の推進の4点を戦略目標として諸対策を推進してきたところである。

最近の薬物情勢は、平成24年中の少年及び20歳代の覚醒剤事犯の検挙人員は2,131人と、5年前の65・8%（平成19年3,239人）、少年及び20歳代の大麻事犯の検挙人員は809人と、同じく5年前の50・1%（平成19年1,614人）の水準にまで減少する等、一定の成果が見られるところである。

しかしながら、薬物情勢全体について見ると、覚醒剤事犯の検挙人員は11,842人に上り、5年前と比べても横ばいで（平成19年12,211人）、高止まりの状況にあるほか、再犯者率は61・1%と60%を超え、5年前から5・4ポイント増加し、過去15年間で最高を更新した。

また、合法ハーブ等と称して販売される薬物が蔓延し、これを使用した者が二次的な犯罪や健康被害を起こす事例が多発している。この種薬物に対しては、平成18年の薬事法改正により指定薬物制度

が導入されたところではあるが、指定薬物に指定しても新たな未規制の類似物質が次々と出現することに加え、店頭、インターネット等により、容易に入手することが可能となっている。

さらに、密輸入事犯については、覚醒剤密輸入事犯の摘発が高水準で推移しているほか、外国人が摘発されることが多く、その国籍や仕出国・地域の多様化が進んでいる。また、覚醒剤の押収量は466・6kgと過去5年間で最多となったほか、末端価格が値下がり傾向で推移していることから、国内における覚醒剤の安定した供給がうかがわれるなど依然として厳しい情勢にある。

このため、新たな薬物乱用防止五か年戦略を策定し、引き続き政府を挙げた総合的な対策を講ずることにより、薬物乱用の根絶を図ることとする。

2 特に留意すべき課題

(1) 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物への対応

最近、合法ハーブ等と称して販売される薬物を使用した者が二次的な犯罪や健康被害を起こす事例が多発している。平成25年5月には、麻薬取締官（員）に指定薬物に対する取締権限を付与するほか、指定薬物の疑いがある製品に対する試験検査のための収去規定を新設する法改正が行われたところである。こうした観点から、この種薬物の指定薬物への迅速な指定、販売業者に対する指導監督及び各種法令を駆使した検挙、国民に対する効果的な広報啓発活動等を推進するなど、新たな乱用薬物に迅速・的確に対応する必要がある。

(2) 薬物の再乱用防止対策の強化

覚醒剤事犯検挙人員の約6割は再犯者であり、再乱用防止対策の強化が喫緊の課題である。薬物の再乱用防止を図るためには、従前の薬物中毒・依存症者に対する対策だけでなく、薬物の中毒・依存に至る前の乱用の段階から、それぞれの薬物乱用者に応じた早期の対応を行うことが重要となっている。また、薬物依存に至った者の再犯防止を図るための対策としては、平成25年6月に刑の一部の執行猶予制度を導入する法律が制定されたところである。これらを踏まえて、効果的な治療回復プログラムの開発・普及を推進し、関係機関・団体が連携を密にして、薬物乱用者の社会復帰支援や、薬物乱用者の家族への支援を実施していく必要がある。

(3) 国際的な連携・協力の推進

覚醒剤等、我が国で流通する乱用薬物のほとんどは外国から密輸入されたものと考えられることから、薬物乱用の根絶を図るためには、その需要の削減を図るだけでなく、供給を遮断することが重要となる。とりわけ近年は、薬物の仕出国・地域、ルートが多様化し、従来のアジア・北米を中心とした地域だけでなく、欧州、中近東諸国、アフリカ、中南米を仕出地とする摘発が増加している。このため、これまで以上に幅広い諸国との間で連携を強化し、薬物の密輸阻止に向けた国際的な

連携・協力体制を構築する必要がある。

3 戦略目標

本戦略については、以下の目標を設定し、薬物乱用対策推進会議の下に係省庁が緊密に連携し、各目標の達成に向けた取組を推進する。

目標1・・・青少年（※）、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

目標2・・・薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

目標3・・・薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

目標4・・・水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

目標5・・・薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

（※）「青少年」とは、乳幼児期から青年期（おおむね18歳から30歳まで）までの者をいう。

4 5つの目標

目標1

青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

青少年による薬物乱用の未然防止には、青少年が薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識を持ち薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させるとともに、家庭や地域社会において青少年に薬物乱用をさせない環境整備の推進を目指す必要がある。

平成20年に策定された「第三次薬物乱用防止五か年戦略」の諸対策は、薬物は絶対に使うべきではないと考える児童生徒の割合が高くなるなど規範意識の向上、少年の覚醒剤や大麻事犯の検挙者人員の継続的な減少及びそれらの事犯全体における少年の割合の低下など一定の成果を上げているものと認められる。

その一方で、大麻事犯については、20歳代の検挙人員においても減少傾向が認められるものの、平成24年中の大麻事犯全体の約45%を占めており、依然として若者を中心に乱用されている状況がうかがわれる。また、近年、合法ハーブ等と称して販売される薬物等、乱用される薬物が多様化しており、若者への広がり懸念されている。

このような状況を踏まえ、以下の対策を講ずることとする。

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化

児童生徒等の薬物乱用の根絶に向けた規範意識の向上を図るためには引き続き小学校、中学校及び高等学校における薬物乱用防止に関する指導の徹底と、教育内容の充実を図るとともに、大学等における学生に対する啓発を推進する必要があるため、以下のような取組を行う。

(薬物乱用防止教育の内容及び指導方法の充実)

- ・学校における薬物乱用防止教育は、小学校「体育」、中学校及び高等学校「保健体育」の時間とはもとより、「特別活動」、「総合的な学習の時間」、「道徳」等も活用しながら、学校教育全体を通じて指導が行われるよう引き続き周知を図る。(文部科学省)
- ・児童生徒が、薬物乱用の有害性・危

険性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、周囲の人々の影響や人間関係の中で生じる断りにくい心理、宣伝・広告や入手しやすいなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにし、それらの知識を活用する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫が行われるよう一層の周知を図る。(文部科学省)

・薬物乱用防止に関する教材等を作成・配布するとともに、指導者に対する研修機会の拡充を図る。(警察庁、文部科学省、厚生労働省)

(薬物乱用防止教室の充実強化)

・薬物乱用防止教室は、学校保健計画において位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。(警察庁、文部科学省)

・薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得るため、関係機関等との連携の充実を図る。(警察庁、財務省、文部科学省、厚生労働省)

・教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、体育・保健体育における指導状況等への理解を深めるため、国、都道府県、関係機関等が開催する研修会を充実する。(文部科学省)

(学校と警察等関係機関・団体との連携強化)

・学校警察連絡協議会等において情報交換するなど、警察と学校関係者等との連携を一層強化する。(警察庁、文

部科学省)

・薬物乱用防止教育の充実強化に資するべく、関係機関・団体等による研修会の開催や参考資料等の作成が促進されるよう、一層の連携強化を図る。(警察庁、文部科学省、厚生労働省)

(大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進)

・大学等の学生に対して、薬物乱用防止に関する啓発活動を推進する。(警察庁、文部科学省)

・大学等の学生に対する薬物乱用防止のため、大学等に対し入学時のガイダンスの活用を促すとともに、その際に活用できる啓発資料を作成するなど、啓発の強化を図る。(文部科学省)

・全国の大学等における取組状況を集し、大学等への情報を提供するなど、大学生等に対する薬物乱用防止に係る啓発・指導の充実を図る。(文部科学省)

(2) 有職・無職少年に対する啓発の推進

・少年の覚醒剤事犯の検挙人員のうち、有職・無職少年が大きな割合を占めていることから、薬物乱用防止教育を受ける機会が少ない有職・無職少年に対しては、薬物乱用の未然防止に向けて正しい知識の伝達及び薬物乱用を絶対にしないという規範意識の向上を図る啓発が必要であるため、以下のような取組を行う。

(労働関係機関・団体等による啓発の充実)

・労働関係機関・青少年労働関係団体等における有職・無職少年を対象とした啓発の充実を図る。(厚生労働省)

(街頭キャンペーン等による啓発の充実)

・街頭キャンペーン等を通じて有職・無職少年に対し、薬物乱用防止に関する啓発を行う。(警察庁)

(3) 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成

青少年による薬物乱用の未然防止には、地域社会において青少年に薬物乱用をさせない環境整備が必要であり、その推進には家庭や地域における薬物根絶意識の醸成を図る必要があるため、以下のような取組を行う。

(家庭や地域における薬物乱用防止に関する啓発の推進)

・研修会の開催、各種啓発資料の活用による薬物乱用防止指導員の資質の向上を図る。(厚生労働省)

・青少年の保護者向けの啓発読本の作成・配布と、家庭における青少年に対する薬物乱用防止教育の充実を図る。(文部科学省、厚生労働省)

・少年の保護者や地域社会を対象とした薬物乱用防止に関する啓発を行う。(警察庁)

(薬物乱用少年の早期発見・補導に対する協力要請)

・地域社会や関係機関等と連携した街頭補導活動の一層の強化により、薬物乱用少年の早期発見・補導に努める。(警察庁)

・少年のたまり場となりやすい店舗の営業者に対し、警察への通報等について協力要請を継続する。(警察庁)

(4) 広報啓発活動の強化

薬物乱用未然防止のための広報啓発活動は従来より積極的に行っているところである。引き続き、薬物乱用による健康被害等の危険性について国民に更に深く理解を促すため、以下のような取組を行う。

(街頭キャンペーン等による啓発の実)

- ・「薬物乱用防止のための指導指針に関する宣言」(国連薬物乱用防止根絶宣言) 支援事業として行われる「「ダメ。ゼッタイ」普及運動」(6月20日～7月19日)を始め、「不正大麻・けし撲滅運動」(5月～6月)、「薬物乱用防止広報強化期間」(6月～7月)、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)、「社会を明るくする運動」(7月)、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」(10月～11月)及び「子ども・若者育成支援強調月間」(11月)等において、青少年及び青少年育成関係者に対し、薬物乱用の有害性・危険性や薬物乱用防止のための指導方法等についての広報啓発活動を一層積極的に展開する。
- (内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省)
- ・関係機関、ボランティア団体等とともに街頭キャンペーン等を実施する。
- (警察庁)
- ・インターネット、テレビ、新聞、ラジオ等各種広報媒体を活用して広報啓発活動を推進する。(内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省)
- ・広報啓発活動に使用するポスター、パンフレット、チラシ等の内容の充実を図る。(警察庁、文部科学省、厚生労働省)
- (薬物乱用防止広報車の有効活用)
- ・「薬物乱用防止広報車」の有効的な活用により、薬物乱用の有害性・危険性についての正しい知識の普及を図る。
- (警察庁、文部科学省、厚生労働省)
- (若い世代向けの様々な広報媒体を活用した啓発の推進)
- ・新入社員研修、成人式、その他若者

が集まる多様な場において、薬物乱用防止に関する啓発・指導が実施されるよう努めるとともに、啓発・指導用の教材・資料や講師に関する情報提供等の支援を行う。(警察庁、厚生労働省、内閣府)

・インターネットカフェ等のパソコン待受画面における注意喚起、若者が集まる施設における啓発活動等、様々な形態・媒体を通じた啓発を進める。

(内閣府、厚生労働省、警察庁)

(5) 関係機関による相談体制の充実

地域住民の相談に的確かつ素早く対応できるよう相談体制を充実させるため、以下のような取組を行う。

(相談機関間の連携強化)

・相談機関間の一層の連携強化を図る。

(内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省)

(少年相談専門職員等の育成及び資質の向上)

・少年相談専門職員等の育成及び資質の向上を図るため、各種研修会等の充実を図る。(内閣府、警察庁、法務省)

(相談窓口の周知)

・相談窓口の周知による相談機関の積極的な活用を図る。(内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省)

(6) 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化

合法ハーブ等と称して販売される薬物等を使用した者が、二次的犯罪や健康被害を起こす事例が多発していることから、更なる乱用拡大を防止するため、以下のような取組を行う。

(学校等に対する健康被害事例についての情報提供)

・薬物乱用防止教室、学校警察連絡協

議会等を通じて、健康被害事例についての情報提供を積極的に行う。(警察庁、文部科学省、厚生労働省)

・啓発資料を都道府県教育委員会等に対して周知し、合法ハーブ等と称して販売される薬物等を含む薬物乱用防止について適切な指導を依頼する。(文部科学省、厚生労働省)

・講演会等の機会を利用し、有害性・危険性についての正しい知識の普及を図る。(財務省)

(少年補導活動の推進)

・合法ハーブ等と称して販売される薬物等を乱用・所持する少年に対する積極的な補導活動を推進する。(警察庁)

(関係機関・団体等と連携した未然防止対策及び広報啓発の強化)

・合法ハーブ等と称して販売される薬物等の関連情報を一元的に収集・提供するとともに相談に応じる「あやしいヤクヅツ連絡ネット」を活用し、乱用防止及び広報啓発を行う。(厚生労働省)

・青少年にメッセージが届くようにするため、政府広報において青少年に訴求力の高い広報媒体や手法を活用し、合法ハーブ等と称して販売される薬物等の危険性を周知する。(内閣府)

・インターネットにおける流通拡大を防止するため、検索サービス提供者において、この種薬物を検索した場合に薬物の危険性を広報するホームページへ誘導する自主的な取組が効果的に行われるよう、必要な支援を行う。(内閣府)

・内閣府ホームページに合法ハーブ等と称して販売される薬物に関するコーナーを設け、この種薬物の危険性や法制度、政府の取組等を紹介することに

より、啓発活動の充実を図る。(内閣府)

・各種広報媒体を効果的に活用し、広報啓発を強化するよう各都道府県の青少年担当部に依頼する。(内閣府)

・啓発ポスターやチラシを、消費生活センター等の協力を得て配布する。

(内閣府、消費者庁、厚生労働省)

・海外旅行者等に対しこの種薬物も含めた薬物の危険性について関係省庁と連携して注意喚起を行う。(財務省、内閣府)

・乱用拡大を防止するため、関係機関・団体等と連携して新たな乱用薬物に関する情報提供・広報啓発活動を的確に行う。(警察庁、厚生労働省)

目標2

薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

薬物を乱用してしまった場合には、早期発見・早期対応が重要となり、薬物乱用者の状態及び状況に応じた対応が必要である。その際、薬物乱用者の再乱用防止には、薬物依存症の治療と社会復帰支援は不可分であること等を踏まえる必要がある。

薬物依存症については未だ治療法が確立されていないため、各種開発研究を進めながら、その成果を関係領域に還元しつつ、現状で動員可能な対応法・社会資源の有効活用を追求して行く必要がある。

また、薬物依存症に対する治療を含めた対応・社会復帰には、関係各省庁間での連携のみならず、民間団体等との連携、薬物問題に悩む家族への支援も必要である。

このため、以下のような対策を講ずることとする。

(1) 国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実

幻覚・妄想等の薬物中毒症状を呈した薬物乱用者に対して、適切な医療を提供するとともに、根本的原因となる薬物依存症自体についても適切な対処を可能とする医療体制が重要であり、以下の取組を推進する。

(治療回復プログラムの作成)

- ・幻覚・妄想状態を呈した乱用者に対する適切な医療の提供を引き続き推進するとともに、薬物依存症者に対する依存症治療及び回復プログラムの開発を図る。(厚生労働省)

(治療回復プログラムの普及)

- ・効果的と思われる薬物依存症者の治療及び回復プログラムについて、医療従事者や関係機関等への普及啓発を図る。(厚生労働省)

(民間団体・関係機関等との連携強化)

- ・薬物依存症者の治療及び回復のための民間団体を交えた関係諸機関によるネットワーク体制を整備する。(厚生労働省)

(2) 薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化

薬物乱用者の薬物の再使用を防止するためには、専門的指導プログラムの実施や帰宅先・就労先の確保のための支援等、刑の一部の執行猶予制度の施行も見据えた、矯正施設入所から社会内処遇期間を経て地域移行に至るまでの一貫した継続的かつ長期的な指導・支援を充実させるとともに、関係各機関(医療機関、取締機関、行政機関等)と民間団体(自助グループ等)との緊密なネットワーク体制を構築し、円滑

な社会復帰に係る支援を充実させることが重要であることから、以下の取組を推進する。

(矯正施設における指導・教育の充実強化)

- ・刑事施設における薬物事犯受刑者に対する再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化並びに職員の指導技術向上を図る。(法務省)

- ・少年院における薬物乱用少年に対する教育プログラムの充実及び同教育プログラムの効果的な実施のための指導技術等に関する研究を推進する。(法務省)

(保護司適任者確保と活動基盤の強化)

- ・薬物事犯の刑務所出所者等に対する社会復帰支援を担っている保護司の適任者の確保が困難化していることから、保護司適任者の確保とその活動に対する支援を強化して地域における更生保護の活動基盤の強化を図る。(法務省)

(更生保護施設等における指導・教育の充実強化)

- ・更生保護施設等における薬物事犯の刑務所出所者等に対する支援を充実させる。(法務省)

(矯正施設入所からの出所を見据えた生活環境の調整の充実強化)

- ・刑務所等入所中の薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査を充実強化し、問題性に応じた出所後の帰宅先や医療的・福祉的支援の確保に係る生活環境の調整を促進する。(法務省)

(保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化)

- ・薬物事犯の刑務所出所者等に対し、専門的処遇プログラムの実施を始めとする継続的・長期的な断薬指導及び社会復帰支援の充実強化を図る。(法務省)

省)

- ・公共職業安定所等の関係機関との連携を強化するとともに、協力雇用主等のもとでの、薬物事犯者も含めた刑務所出所者等の雇用を促進する。(法務省、厚生労働省)

- ・薬物事犯の刑務所出所者等の再犯防止を充実するための所要の体制の整備を図る。(法務省)

(相談窓口の周知及び相談体制の充実)

- ・薬物乱用者が早期に相談ができるようにするための相談窓口の周知・利用促進を図るとともに、相談対応における関係機関の連携を強化する。(法務省、警察庁、厚生労働省)

- ・保健所、精神保健福祉センター等の相談体制を強化するため、研修等を通じて担当職員の専門性を養成する。(厚生労働省)

(民間団体・関係機関等との連携強化)

- ・薬物乱用者に対する支援を行っている自助グループ等の民間団体や関係機関(医療機関、取締機関、行政機関等)との連携を強化する。(法務省、厚生労働省)

- ・薬物事犯者に対し、民間団体や関係機関の活動等に関する情報の提供等を図る。(法務省)

- ・薬物依存症者からの相談内容に応じ、適切な治療・回復につながるよう、民間団体を交えた関係諸機関によるネットワーク体制を整備する。(厚生労働省)

(3) 薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実

薬物乱用の問題への対応や薬物依存症からの回復のためには、本人への支援のみではなく、家族等による薬物乱用者への適切な対応が重要である。

薬物問題に最初に気付くのは家族などの身近な人が多いこと、長期間本人の薬物問題に巻き込まれ消耗した家族等自身のケアが必要であることから、早期発見・早期対応とともに家族等へのケアを行うため、相談窓口の周知と相談体制の充実が必要である。

家族等が地域で孤立することなく、薬物乱用・薬物依存症に関する知識を得て、適切な対処方法等について理解することが重要であり、以下のような取組を推進する。

(相談窓口の周知及び相談体制の充実)

- ・薬物問題に悩む家族が早期に相談が出来るようにするための相談窓口の周知・利用促進を図るとともに、相談対応における関係機関の連携を強化する。(法務省、厚生労働省)

- ・薬物依存・中毒者の家族等に対する民間団体の活動等に関する情報の提供等を図る。(警察庁)

- ・薬物問題に悩む家族等に対し講習会等を実施し、依存性薬物による害悪及びその対処方法並びに依存症治療を支える家族関係等、依存症についての正しい知識を付与する。(法務省、厚生労働省)

(民間団体・関係機関等との連携強化)

- ・薬物問題に悩む家族等に対する支援を行っている自助グループ等の民間団体や関係機関(医療機関、取締機関、行政機関等)との連携を強化する。(法務省、厚生労働省)

- ・薬物事犯者の家族等に対し、民間団体や関係機関の活動等に関する情報の提供等を図る。(法務省)

- ・即決裁判手続等により執行猶予判決が見込まれる者や薬物事犯者の家族らに対して関係機関の相談窓口等が掲載

されたパンフレットを未決勾留中に配布・貸与する。(警察庁)

・薬物依存症者の家族からの相談内容に応じ、適切な治療・回復につながるよう、民間団体を交えた関係諸機関によるネットワーク体制を整備する。

(厚生労働省)

(4) 青少年の再乱用防止対策の充実強化

青少年の薬物乱用者については、薬物乱用歴は比較的短く、「依存」よりも「乱用」がメインであるなどの特徴を有していることから、以下の事項に配意して諸対策を推進する。

(若年層向け薬物再乱用防止プログラム等の普及)

・青少年による薬物再乱用防止を図るため、「若年層向け薬物再乱用防止プログラム」等に関する調査結果の内容を周知するとともに、関連する先進事例等を情報提供するなどし、「若年層向け薬物再乱用防止プログラム」の更なる普及を図る。(内閣府)

(立ち直り支援活動の推進)

・個々の少年の状況に応じた立ち直り支援活動を推進する。(警察庁)

(5) 薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進

薬物乱用の有効な対策のために、その実態を把握するための調査研究を推進していく必要がある。特に合法ハーブ等と称して販売される薬物については、新たな類似物質が次々と出現していることから、これらへの対策のために新たな薬物を迅速に把握するとともに、その使用の実態を把握することが必要不可欠となっている。また、薬物依存症に対する治療法開発は世界的重要な課題であるが、治療法開発のためには基礎的な研究も重要である。さらに、

再乱用防止の推進のため、社会復帰のための新たな対応策等に関する調査研究を推進していく必要がある。

・薬物依存のメカニズムや慢性神経毒性に関する基礎的研究、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存に関する意識・実態調査、薬物依存・中毒者に対する医療の在り方に関する研究等を推進する。(厚生労働省)

・合法ハーブ等と称して販売される薬物に含まれる成分の同定、分析法の開発に関する研究を推進する。(厚生労働省)

・全国の精神科医療機関の協力の下、各施設を受診した薬物依存・中毒者の事例等、依存性薬物に関する情報の収集、分析、評価を行う。(厚生労働省)

目標3

薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

平成20年の「第三次薬物乱用防止五年戦略」策定以降、薬物密売組織に対し、関係機関等が連携した取締りを実施するとともに、各種施策を推進した結果、人的・資金的な面から薬物密売組織に効果的な打撃を与えた。また、末端乱用者に対する取締りを推進した結果、多数の薬物乱用者を検挙した。しかしながら、覚醒剤密輸入事犯の増加傾向や末端価格の下落傾向等から、国内に薬物が蔓延している状況がうかがわれる。さらに、近年、合法ハーブ等と称して販売される薬物乱用による二次的犯罪や健康被害事例が多発するなど、国内における根強い薬物需要や乱用薬物の多様化が懸念され、薬物の需要の根絶には至っていない。

薬物乱用を防止するためには、薬物の供給源となる薬物密売組織を壊滅し、薬物を手でできない社会を目指すとともに、薬物密売組織の維持・拡大を支える末端乱用者に対する取締りを徹底し、薬物需要の根絶を図る必要がある。また、乱用薬物の多様化への対策の強化が必要であることから、以下の対策を講ずることとする。

(1) 組織犯罪対策の推進

我が国においては、暴力団やイラン人等外国人薬物密売組織が薬物密売の中核となっている。薬物乱用を根絶するためには、薬物の供給源となっている薬物密売組織の壊滅が不可欠であることから、以下の組織犯罪対策を推進する。

(薬物密売組織の壊滅に向けた統一的な戦略の推進)

・暴力団等による薬物密売に係る情報を集約、分析し、統一的な戦略に基づく取締りを推進する。(警察庁、厚生労働省)

・組織的な薬物密売の実態解明を推進するため、捜査体制と情報分析体制の強化を図る。(警察庁、厚生労働省)

・薬物密売組織に対する視察内偵のために必要な装備資器材の整備を図る。(警察庁、厚生労働省)

(薬物密売組織の中核に位置する者に対する取締りの徹底)

・暴力団、イラン人等外国人薬物密売組織等による薬物密売の実態解明を推進し、薬物密売組織の中核に位置する首領や幹部の検挙を図る。(警察庁、法務省、厚生労働省)

(厳正な科刑の獲得)

・厳正な科刑を獲得するため、業として行う薬物密売等を重く罰する麻薬特

例法第5条の適用に努めるとともに、捜査・公判において、被疑者・被告人の悪性の立証、営利性の立証、常習性の立証等に努める。(警察庁、法務省、厚生労働省)

(捜査手法の活用等)

・組織的に敢行される薬物密売を解明するため、各種捜査手法を活用するとともに、より効果的な活用に向けた方策について検討する。(警察庁、法務省、厚生労働省)

(イラン人等外国人薬物密売組織対策の推進)

・偽造旅券等を用いて入出国する例も見られるイラン人等外国人薬物密売組織の拡大を阻止するため、個人識別情報の活用による入国審査及び偽変造文書対策等を厳格かつ的確に実施する。(法務省)

・不法滞在に関する情報の収集、分析機能を高めるとともに、摘発、収容及び送還体制を整備、強化する。(警察庁、法務省)

・関係機関による連携を強化し、イラン人等外国人薬物密売組織に係る人定等の解明の迅速化を図るとともに、密売組織構成員の役割分担等、薬物密売の実態解明を推進する。(警察庁、法務省、厚生労働省)

・語学能力を備えた捜査官の育成等、通訳体制の整備・充実を図る。(警察庁、法務省、厚生労働省)

(2) 犯罪収益対策の推進

暴力団やイラン人等外国人薬物密売組織が蓄えた薬物犯罪収益等は、新たな犯罪のための運転資金等に充てられ、組織の維持・強化、組織的な犯罪の助長という結果につながっている。薬物密売組織を弱体化させ、壊滅に追い込

むため、資金面から打撃を与える観点から、以下の犯罪収益対策を推進する。

（薬物犯罪収益等に係る情報集約、分析の強化）

- ・資金情報機関（FIU）の充実・強化を図り、薬物犯罪収益等に係る実態解明活動を推進するとともに、薬物犯罪収益等の隠匿・収受行為の発見に努める。（警察庁、法務省、厚生労働省）

- ・犯罪収益移転防止法の規定に基づき届出が行われた薬物犯罪等に係る疑わしい取引に関する情報について、分析手法の高度化を含め、分析能力の強化に努めるとともに、捜査機関等への迅速・的確な提供を図る。（警察庁）

（薬物犯罪収益等の剥奪の徹底）

- ・薬物犯罪収益等の隠匿・収受行為を罰する麻薬特例法第6条及び第7条の適用に努めるとともに、同法第19条及び第20条に基づく没収保全命令及び追徴保全命令の活用を努める。（警察庁、法務省、厚生労働省）

- ・薬物犯罪収益等の剥奪を期するため、税務当局への課税通報の活用を図る。（警察庁、厚生労働省）

（薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進）

- ・犯罪収益移転防止法を的確に運用し、特定事業者が行うべき取引時確認、確認記録及び取引記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等の措置が確実に履行されるように、特定事業者に対する指導監督を強化する。（警察庁）

- ・国際的な情報交換枠組みを構築して、外国の資金情報機関（FIU）との情報交換を更に推進する。（警察庁）

- ・金融活動作業部会（FATF）における第四次勧告の採択等を踏まえ、マネー・ロンダリング対策の在り方に

ついて検討を加える。（警察庁）

（3）巧妙化する密売方法への対応

薬物密売組織は、携帯電話やインターネットを利用して密売を行っており、密売方法は、巧妙化・潜在化・スピード化の度合いを強めている。こうした密売方法に対応し、密売実態を明らかにするため、以下の取組を推進する。

- ・巧妙化・潜在化・スピード化の度合いを強めている薬物密売を解明するため、情報収集体制の強化及び捜査協力体制の確保を図る。（警察庁、厚生労働省）

- ・インターネットを利用した広域化する薬物密売に対処するため、情報連絡体制の強化を図るとともに、プロバイダ等との連携の強化を図る。（警察庁、厚生労働省）

- ・サイバーパトロール、インターネット・ホットラインセンターからの通報等により、薬物密売等に関する情報の把握に努める。（警察庁）

- ・携帯電話、インターネット利用による薬物密売について、解析、分析機能の強化を図る。（警察庁、厚生労働省）

- ・携帯電話、インターネット利用による薬物密売に対し、各種法令を活用して取締りを徹底するとともに、各種捜査手法の効果的な活用方法について検討を行う。（警察庁、法務省、厚生労働省）

（4）

末端乱用者に対する取締りの徹底

薬物乱用防止のためには、薬物密売組織に対する取締りとともに、その需要削減が重要な課題であることから、末端乱用者に対する取締りを徹底するとともに、相談活動、薬物乱用を拒絶する規範意識が確立された社会の形成を進めるための広報啓発活動を推進

する。

- ・末端乱用者に対する取締りを徹底する。（警察庁、厚生労働省）

- ・末端乱用者の薬物への依存を断たせるため、薬物事犯に係る相談活動の充実を図る。（警察庁、厚生労働省）

- ・薬物乱用を拒絶する規範意識が確立された社会の形成を進めるため、関係機関団体と協力して、薬物に関する正しい知識の普及に努めるなどの広報啓発活動を推進する。（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省）

- ・若年層の乱用が見られる大麻事犯について、取締り方策の検討を行う。（警察庁、法務省、厚生労働省）

- ・末端乱用者の薬物乱用をほう助する大麻種子の不正輸入・販売者、注射器の不正販売者に対する取締り等を推進する。（警察庁、財務省、厚生労働省）

（5）正規流通への監督の徹底

正規に流通している薬物が不正に売買され、あるいは乱用者の手に渡ることを防ぐよう、医療機関等に対し、指導・監督の徹底を図るなど、不正流通の防止に努める。

- ・医療機関、取扱業者、薬局等への指導・監督の徹底を図る。（厚生労働省）
- ・麻薬・覚醒剤等原料物質の取扱業者等に対し、原料物質管理に係る指導を徹底する。（厚生労働省）

（6）関係機関の連携強化

薬物乱用防止のためには、関係省庁の緊密な連携の下に総合的な対策を講じる必要があることから、以下のとおり関係機関の連携を強化する。

- ・関係機関による「薬物取締強化期間」を実施する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）
- ・関係機関の定期的な情報交換会議を

開催する。（警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

- ・関係機関による共同摘発を推進する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

- ・関係機関間の人事交流、研修への相互派遣及び合同訓練を実施する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

（7）合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物について、鑑定方法の研究を進めるとともに、鑑定の高度化を図る必要がある。また、指定薬物への迅速かつ効果的な指定を推進する。

（指定薬物への迅速かつ効果的な指定の推進）

- ・指定薬物等、多様化する乱用薬物の鑑定方法の研究を進めるとともに、データベース、鑑定機材、鑑定体制を充実させ、鑑定の高度化を図る。（警察庁、厚生労働省）

- ・指定薬物への迅速な指定、海外で流通実態のある物質を国内流通前に指定薬物へ指定すること、指定薬物の新たな包括指定等、指定薬物の迅速かつ効果的な指定を推進する。（厚生労働省）

- ・指定薬物に指定後も不正な流通が継続し、麻薬と同種の有害性等が確認されたものについては麻薬に指定し、規制を強化する。（厚生労働省）

- ・多様化する乱用薬物の成分検査が円滑に行えるよう、分析体制の整備・強化に努める。（厚生労働省）
- （販売業者に対する監視指導・取締りの強化）

・規制薬物・指定薬物の取締りを強化する。(警察庁、厚生労働省)

・関係機関の連携を強化し、販売実態の把握に努め、販売する可能性がある店舗等に対し、指導・警告を実施する。(警察庁、厚生労働省)

・特定商取引法に違反しているおそれのある通信販売サイトに対し、適切な措置を講じるとともに、関係機関に対する情報提供を行う。(消費者庁)

目標4

水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

薬物の乱用防止のためには、需要の削減を図るとともに、その供給を遮断することが肝要である。覚醒剤を始め、我が国で乱用される薬物のほとんどが外国から密輸入されたものと考えられることから、薬物の密輸を阻止するため、水際対策の徹底を引き続き図るとともに、薬物の原料物質についても適切な貿易管理を行うことが必要である。

不正薬物の密輸阻止に向けた水際対策の徹底を図っていくためには、特に密輸等に関する情報収集の強化と密輸取締体制の強化が重要である。情報収集の強化においては、民間も含めた国内関係者からの情報収集の強化及びそのための体制の強化・充実を図ることが重要である。また、密輸取締体制の強化においては、関係機関の連携、密輸リスクに対応した取締体制の充実・強化を図るとともに様々な捜査手法を活用して大口・巧妙化する密輸手口に対応することが必要である。このため、関係機関による密接な連携の下、以下の対策を講ずることとする。

(1) 密輸等に関する情報収集の強化

国際物流や出入国旅客が増大する中、効果的な水際取締りを行うためには、取締り・検査対象を的確に絞り込むことが肝要であり、情報収集・分析能力の強化を図ることが不可欠である。

このため、以下のような取組を行う。

(民間からの情報収集の強化)

・マスメディア、ホームページ等を効果的に活用し、薬物相談電話、密輸情報ダイヤル、海の緊急通報用電話番号118番等を積極的に広報するとともに、あらゆる機会を利用し、国民から広く密輸等の情報提供を求める活動を強化する。(警察庁、財務省、海上保安庁)

(漁業関係者、海事関係者、通関業者、船舶代理店、ボランティア団体等との連携等を通じ、密輸関連情報の提供要請及び通報体制の確立に努める。(警察庁、財務省、海上保安庁)

・情報収集活動を一層強化するため、情報収集体制及び情報分析等に必要な資機材等の整備を図る。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

(原料物質の輸出入対策・管理体制の強化)

・原料物質の適切な貿易管理のため、厳正な審査や広報啓発活動などを引き続き実施していく。(経済産業省)

・原料物質の国際的な輸出入動向と使用実態を把握するため、国際麻薬統制委員会(INCB)との連携強化を図る。(経済産業省、厚生労働省)

(2) 密輸取締体制の強化・充実

巧妙化する密輸事犯の取締りを効果的・効率的に実施するため、関係機関による十分な連携を図るとともに、組織基盤の強化、捜査技法等の充実を図

る必要がある。このため、以下の取組を行う。

(関係機関の連携強化)

・密輸入対策関係省庁会議等の場を通じ、薬物が積み出されるおそれの高い国・地域と関連する船舶、貨物、人等密輸情勢に関する情報等の一層の共有を図る。(警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

・関係機関の専門性の相互補完のため、現場レベルでの情報交換の一層の推進、共同で行う船舶に対する検査、張込み、調査等の一層の連携強化を図る。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

・薬物の密輸入を想定した合同取締訓練を実施する。(警察庁、財務省、海上保安庁)

・国際郵便の検査に係る現場レベルで一層の連携強化が図られ、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、日本郵便株式会社と協力を要請する。(総務省、財務省)

(海上、港湾等監視・取締体制の強化)

・沿岸や港湾等における監視体制の強化と不審な貨物や船舶に関する情報等の収集に努める。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

・海上、港湾等における取締体制の強化のため、取締要員の増員を図るとともに、夜間捜索監視能力等の向上を図った巡視船艇、航空機及び必要な資機材の整備を推進する。(警察庁、財務省、海上保安庁)

(密輸リスクに対応した取締りの実施)

・密輸関連情報の収集・分析能力等を一層向上させ、検査対象を絞り込んだ重点的な取締りに努める。(財務省)

・旅客・貨物に関する事前報告等を活用した取締りの充実・強化を図る。(財務省)

・薬物密輸組織に対する視察内偵活動等の強化のための所要の体制の整備を図る。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

・要注意船舶・人等に関するデータベースの充実を図るとともに、集約した情報を分析評価の上、対象船舶等を絞り込み、効果的な監視・取締りを行う。(海上保安庁)

(密輸手口の大口・巧妙化に対応した取締機器の増強・開発等)

・X線検査装置等の検査機器の適正配備に努め、これらを有効に活用した検査の強化を図る。(財務省)

・新たな隠匿方法に対処するため、最新の技術を採用した検査機器の調査・研究を進めるとともに、薬物の探知性能の向上を図る。(財務省)

・薬物密輸組織に対する視察内定活動等の強化のため必要な資機材の整備に努める。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

(様々な捜査手法の活用)

・関係機関間の緊密な協力及び各種捜査手法の一層の向上と積極的な活用を図る。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

・新たな形態で密輸される薬物の発見及び追跡に関する捜査手法の研究を強化する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

目標5

薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

近年、薬物密輸対策における国際連携

の重要性が高まっている。我が国としては、引き続き、多様化する密輸ルート・手口の解明、薬物分析、関係国・機関との連携強化等を図るとともに、密輸リスクに対応した取締体制の充実・強化に取り組んでいく。また、覚醒剤等の製造地域も多様化しており、我が国としても、自らの薬物乱用防止に資するとの観点から、これまで以上に積極的な国際貢献を図り、安定的な国際環境の形成を目指していくことが重要となっている。

このため、以下の対策を講ずることとする。

(1) 多様化する密輸ルートの解明と海空路による密輸への対応の充実強化

不正薬物の密輸ルートについては、薬物の種類により仕出し地、中継地等は異なっている。多様化する密輸ルートに的確に対応するため、摘発した不正薬物の仕出し地、中継地を分析し、密輸ルートの解明に更に取り組むことが重要である。また、国際郵便を利用した密輸がなお発生しており、密輸防止にあたって関係各国と連携を図る必要がある。

このため、以下のような取組を行う。

(国際的な取締体制の構築)

- ・仕出し国・地域及びその周辺国・地域との情報交換の一層の強化と密輸取締りのための国際的な共同オペレーションの進展を図る。(警察庁、海上保安庁、財務省)

- ・万国郵便連合(UPU)国際事務局を通じて、全加盟国の郵政関係機関に対し、我が国の薬物の輸入制限を通報するとともに、郵便物の引受検査の徹底による我が国への薬物の密輸防止への協力を要請する。(総務省)

- ・薬物の仕出し国・地域に対するあらゆる

機会を通じての取締りの強化を含めた積出防止措置の要請と過去の事案の事実関係等の確認を行う。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

(密輸組織の実態解明と取締方策の充実)

- ・事件捜査を通じての背後関係を含めた薬物密輸組織及び薬物密輸ルートの徹底解明に努める。(警察庁、海上保安庁)

- ・密輸手口に応じた効果的な取締り及び捜査手法の研究を図る。(警察庁)

- ・メキシコルート等新たな密輸ルートの解明のための関係機関の連携を強化する。(海上保安庁)

(密輸等に関する薬物分析の推進)

- ・薬物の分析方法の研究・開発を継続しつつ、国連や関係国当局間と収集したデータを共有するためのネットワーク作りを進め、その整備強化を図る。(警察庁)

- ・関係省庁間ないし研究機関間で最新の鑑定・分析方法の情報交換及び薬物分析体制の強化を図る。(警察庁、海上保安庁、厚生労働省、財務省)

(2) 国際会議等、国際枠組みへの積極的な参画

各種の国際会議や地域会合では、情報交換や当局間の連携強化、あるいは新たな基準の策定に向けた協議等が活発に行われている。我が国としても、国際社会の動向を注視し、自ら積極的なこれに関与・貢献し、我が国国内への薬物乱用防止に役立てていくことが重要となっている。

このため、以下のような取組を行う。

- ・「国連麻薬委員会」を始めとする国際会議や各種の専門家会合等に積極参加し、我が国の取組や考えについて理

解促進を図るとともに、諸外国関係機関との連携を一層強化していく。(警察庁、海上保安庁、厚生労働省、財務省、外務省)

- ・「アジア・太平洋地域麻薬取締機関長会議(HONLEA)」等の地域会議にも積極的に出席し、効果的な薬物対策に必要な国際的・地域的取組を推進するための施策に関する協議や知見の共有を図る。(警察庁、海上保安庁、厚生労働省、財務省)

- ・税関相互支援協定等の締結国の拡大を図るとともに、世界税関機構(WCO)加盟国による地域情報連絡事務所等の情報交換チャンネルの積極的活用

に努める。(財務省)

(3) 我が国への主要な仕出し国・地域等との連携・協力の推進

近年の仕出し国・地域の多様化を受けて、我が国への主要な仕出し国・地域との一層の連携を図るとともに、諸外国との幅広い協力体制を構築し、国際貢献を強化していくことが重要となっている。また、国際郵便を利用した密輸がなお発生しており、密輸防止にあたって関係各国と連携を図る必要がある。

このため、以下のような取組を行う。

- ・薬物の仕出し地又は中継地となっている国における取締能力の向上を支援する。(警察庁)

- ・アジア地域等の仕出し国等に対して技術提供や情報交換を行い、国際的な連携協力の推進を図る。(厚生労働省、財務省)

- ・国際捜査共助、逃亡犯罪人引渡を積極的に活用した国際捜査協力を推進する。(警察庁、法務省)

- ・「アジア・太平洋薬物取締会議(ADDEC)」等の開催を通じ、取締責任

者間の意見交換及び知見の共有を引き続き促進する。(警察庁)

- ・海上における薬物取締りに関する各種セミナーの開催等を通じて、東南アジア諸国等の海上法執行能力の向上を図る。また、周辺国との間の国境を越えた統一的な海上取締対策の構築を推進する。(海上保安庁)

- ・協力文書の交換を実施している国の海上保安機関等との情報交換及び実務者交流を促進する。(海上保安庁)

- ・国連薬物犯罪事務所(UNODC)への提出や我が国ODAの実施を通じて、アフガン及び周辺国や東南アジア等における薬物対策を支援する。(外務省)

- ・国際郵便を利用した薬物密輸事犯が摘発された場合は、引き続き当該事犯に係る仕出し国の郵政関係機関に対して文書を個別に発出し、我が国における薬物の輸入制限について、郵便職員のほか、利用者へも周知を図るよう協力を要請する。(総務省)

- ・世界税関機構(WCO)加盟国によるアジア・大洋州地域情報連絡事務所等における薬物情報の収集・分析や薬物密輸阻止に関する多国間の取組を積極的に支援する。(財務省)

- ・薬物の仕出し地又は中継地となっている東南アジア諸国等の海上取締機関を含む各取締機関の海上法執行能力の向上に寄与する。(海上保安庁)

〔主な参考データ〕

●覚醒剤事犯検挙件数、検挙人員

(件、人)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
検挙件数	20,343	17,955	20,273	17,480	17,169	16,043	16,468	17,163	17,109	16,689
検挙人員	14,794	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●覚醒剤以外の薬物事犯検挙人員

(人)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
大麻	2,173	2,312	2,063	2,423	2,375	2,867	3,087	2,367	1,759	1,692
麻薬・向精神薬	530	635	606	611	542	601	429	375	346	341
あへん	55	68	13	27	47	21	28	23	12	6

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●少年の覚醒剤事犯の検挙人員

(人)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
総数	528	395	435	296	308	255	258	228	185	148
うち中学生	16	7	23	11	4	8	6	7	4	3
うち高校生	36	41	55	44	28	34	25	30	25	22

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●少年の大麻事犯の検挙人員

(人)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
総数	191	223	182	197	184	234	214	164	82	67
うち中学生	3	6	5	4	1	2	5	11	1	0
うち高校生	38	43	27	28	48	48	34	18	15	18

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物乱用防止教室の開催状況

(%)

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
小学校	開催校数	5,166	6,155	6,680	7,157	7,633	7,984	11,739	12,513	13,180	13,890
	開催率	22.5	27.1	29.6	32.0	34.5	37.5	54.0	62.3	62.6	65.9
中学校	開催校数	5,864	6,039	6,220	6,321	5,971	6,107	7,783	7,888	8,566	8,745
	開催率	53.4	55.5	57.1	58.3	55.7	58.4	72.8	79.1	81.6	82.7
高等学校	開催校数	3,273	3,274	3,287	3,302	3,039	3,084	3,731	3,663	3,835	3,850
	開催率	61.8	62.7	63.7	64.4	61.2	64.1	75.3	78.8	79.0	80.2
中等教育学校	開催校数	9	7	4	11	8	16	22	29	32	34
	開催率	52.9	41.2	22.2	40.7	25.8	44.4	52.4	63.0	66.7	70.8

出典：文部科学省調べ ※H22は東日本大震災のため、岩手県、宮城県、福島県を除いた結果

～「ダメ。ゼッタイ。」啓発活動の紹介～

高知県立大学における「ダメ。ゼッタイ。」啓発活動を紹介します。



①グループの紹介

「ダメ。ゼッタイ。」サークルでは、薬物乱用防止教育認定講師の資格を持った学生講師がライオンズクラブと協力し、薬物乱用防止を啓発する授業を開催しています。高知市内の小中学校が主な会場です。

②活動について

「ダメ。ゼッタイ。」は、薬物乱用防止運動の合言葉です。学生講師は、学校との打ち合わせを通し、毎回指導案を作りかえ、実際の教壇に立つことで貴重な学びの場を得ています。それと同時に、薬物乱用の危険性を学ぶことは、自分自身にとっても良い経験だと感じています。今後はサークルの周知活動にも精力的に取り組む、幅広い世代への啓発をすすめていければと考えています。

出典：「県民大学プロジェクト」（高知県立大学発行）

平成25年度「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金状況

(公財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センター

都道府県	実行委員会		ライオンズクラブ		ロータリークラブ		募金額合計	
	件数	募金額	件数	募金額	件数	募金額	件数	募金額
1	北海道	70	530,208	8	78,432		78	608,640
2	青 森	43	333,839	4	55,545		47	389,384
3	岩 手	63	149,111	1	3,000		64	152,111
4	宮 城	49	428,074	3	13,067	1	53	454,141
5	秋 田	134	389,700	5	84,930		139	474,630
6	山 形	51	507,234	4	30,845		55	538,079
7	福 島	115	2,167,187	1	10,000		116	2,177,187
8	茨 城	294	1,212,513	5	26,323	1	300	1,292,357
9	栃 木	8	133,371			1	9	153,371
10	群 馬	18	183,738			1	19	209,738
11	埼 玉	281	2,345,321				281	2,345,321
12	千 葉	53	301,091	2	17,000	6	61	392,211
13	東 京	202	2,196,839	1	28,000		203	2,224,839
14	神奈川	76	1,108,782			6	82	1,236,430
15	新 潟	138	357,248	3	48,706		141	405,954
16	富 山	5	467,024	1	4,570		6	471,594
17	石 川	9	276,501	9	107,657	3	21	445,523
18	福 井	6	468,900	1	10,000		7	478,900
19	山 梨	10	446,809			4	14	472,142
20	長 野	253	813,874	1	5,300	50	304	1,661,427
21	岐 阜	143	369,156	1	13,867		144	383,023
22	静 岡	59	553,133	32	350,917	1	92	914,050
23	愛 知	54	254,624	2	113,000		56	367,624
24	三 重	111	207,690	5	49,238	6	122	345,605
25	滋 賀	20	117,551	5	54,588	2	27	191,431
26	京 都	80	298,069	3	5,825		83	303,894
27	大 阪	69	1,038,802	58	880,859	23	150	2,292,544
28	兵 庫	29	358,854			2	31	407,455
29	奈 良	10	100,341	4	418,500		14	518,841
30	和歌山	31	178,260	17	253,376	11	59	665,169
31	鳥 取	58	218,987	2	44,321		60	263,308
32	島 根	48	178,043	4	54,572		52	232,615
33	岡 山	99	404,507	2	18,594		101	423,101
34	広 島	83	587,163	1	761,601	4	88	1,477,270
35	山 口	68	1,806,323	6	75,096	3	77	2,005,419
36	徳 島	6	644,058				6	644,058
37	香 川	16	62,532	7	100,087		23	162,619
38	愛 媛	6	2,416,350	1	7,683		7	2,424,033
39	高 知	29	258,559	3	6,663		32	265,222
40	福 岡	45	256,185	23	242,551	1	69	508,005
41	佐 賀	45	270,696	1	10,000	4	50	361,060
42	長 崎	51	302,767	2	42,715	1	54	355,482
43	熊 本	69	416,436				69	416,436
44	大 分	106	1,004,319	4	32,271		110	1,036,590
45	宮 崎	23	174,091			2	25	282,842
46	鹿児島	100	756,638	1	10,000		101	766,638
47	沖 縄	174	979,357	5	36,091		179	1,015,448
	合 計	3,510	29,030,855	238	4,105,790	133	3,881	35,613,761

	振込件数	募 金 額
実行委員会	3,510	29,030,855
官公庁／団体	68	1,156,598
ライオンズ	238	4,105,790
ロータリー	133	2,477,116
企 業	300	1,710,357
総 計	4,249	38,480,716

平成25年度「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金は12月16日で締め切りました。

12月17日からの分は、平成26年度の募金に計上されます。

尚、ライオンズクラブ、ロータリークラブの募金が行委員会に含まれている場合があります。

1 麻薬・覚醒剤乱用防止運動の実施状況

厚生労働省・都道府県が主催し、当センターが後援、薬物乱用対策推進会議等が協賛して行っているこの運動は、麻薬・覚醒剤・大麻・シンナー・合法ハーブ等と称する薬物（いわゆる脱法ドラッグ）等の薬物乱用による被害を広く国民一般の方々に正しく認識してもらい、国民が一体となってこれに立ち向かう態勢を作り、もって薬物乱用による被害の根絶を期することを目的として実施されておりますが、平成25年度は、10月1日から11月30日までに地区大会が6ヶ所で開催されました。

【平成25年度開催場所】

地区	大会
北海道・東北地区	盛岡大会 盛岡劇場
関東信越地区	埼玉大会 SKI Pシテイ彩の国ビジュアルプラザ映像ホール
東海北陸地区	静岡大会 グランシップ
近畿地区	大阪大会 5upよしもと
中国・四国地区	高知大会 高知県立県民文化ホール
九州地区	九州大会 長崎平和会館

2 平成25年度薬物乱用防止中堅指導員研修会の開催

平成25年度の薬物乱用防止中堅指導員研修会は、10月24日（木）から25日（金）まで東京都港区の三会堂ビル「石垣記念ホール」において、全国から126人の薬物乱用防止指導員等の参加を得て開催いたしました。（研修会の概要は、別載のとおりです）

3 「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金適正化委員会の開催

平成25年度国連支援募金適正化委員会は、平成26年1月28日（火）午後2時から、東京都港区の三会堂・B会議室で開催し、募金運動結果報告及び国連寄付実行計画等について審議が行われました。

4 「がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会」の開催状況

この講習会は、医療関係者の方々にWHO方式がん疼痛治療法を周知し、医療用麻薬の適正な使用を推進することを目的として平成7年度から開催しておりますが、平成25年度も、厚生労働省などとの共催の下に、平成25年9月から同26年3月まで全国12か所で開催しております。

【平成25年度の開催場所】

開催地	期 日	会 場
1 東京都	9/29（日）	よみうりホール
2 北海道	10/5（土）	とかちプラザ
3 沖縄県	10/20（日）	沖縄県医師会館ホール
4 静岡県	11/30（土）	静岡労政会館ホール
5 滋賀県	12/22（日）	ピアザ淡海・中会議室
6 奈良県	平26 1/18（土）	奈良県文化会館小ホール
7 新潟県	1/25（土）	新潟ユニゾンプラザ大研修室
8 長崎県	2/1（土）	長崎県医師会館ホール
9 広島県	2/9（日）	広島国際会議場国際会議ホール「ヒマワリ」
10 高知県	2/15（土）	高新文化ホール
11 茨城県	3/1（土）	つくば国際会議場中ホール300
12 岩手県	3/22（土）	アイーナ 会議室804

※滋賀県は医師のみを対象として開催

5 薬物乱用防止教育認定講師養成講座の開催状況

この講座は、薬物乱用から青少年を守り健全育成を図るとともに地域での薬物乱用防止の環境づくりを推進するリーダーの養成を目的として、平成9年からライオンズクラブ国際協会と協同して実施していますが、平成18年度からは薬物乱用対策推進本部、厚生労働省、警察庁及び文部科学省の後援を得て強力に推進しているものです。平成25年度は全国41か所で開催されておりますが、受講者の今後の活躍が期待されています。

●センターだより●

【平成25年度の開催（予定）場所】

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		
11／20 （水）	11／19 （火）	11／18 （月）	11／16 （土）	11／13 （水）	11／2 （土）	10／29 （火）	10／28 （月）	10／25 （金）	10／24 （木）	10／23 （水）	10／22 （火）	10／20 （日）	10／16 （火）	10／9 （水）	10／7 （月）	10／5 （土）	9／25 （水）	9／24 （火）	9／14 （土）	9／8 （日）	6／13 （木）	開催日	
331—C	333—E	333—C	336—A	333—E	331—B	335—A	330—C	337—B	337—B	333—A	334—A	334—D	333—D	331—A	334—B	335—C	334—B	334—B	336—C	333—B	337—C	地区	
北海道南部・苫小牧	茨城県南部・土浦	千葉県千葉市	高知県高知市	茨城県北部・水戸・日立	北海道東北部	兵庫県神戸市・阪神地区	埼玉県さいたま市	宮崎県宮崎市	大分県大分市	新潟県三条市	愛知県名古屋市中区	富山県	福井県・石川県・富山県	群馬県高崎市	北海道札幌市	静岡県静岡市	京都府京都市	岐阜県美濃加茂市	三重県津市	広島県東部地域	栃木県宇都宮市	佐賀県・長崎県	地域
グランドホテルニュー王子	土浦亀城プラザ	千葉県経営者会館	高知県立高知大学水国寺キャンパス	県民文化センター	釧路プリンスホテル	兵庫県赤十字血液センター	さいたま市民会館おおみや	JAAZMホール	大分センチュリーホテル	三条市リサーチコア	ウインクあいち	JAF福井市農協会館	群馬県産業技術センター	道民活動センターかでの	静岡市・グランシップ	ザ・パレスサイドホテル	岐阜県中濃総合庁舎	三重県県庁講堂	福山市アルセ	宇都宮市護国会館	嬉野市公民館	会場	

41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	
(予定)	(予定)	3／18 (火)	3／18 (火)	3／4 (火)	2／21 (金)	2／8 (土)	2／1 (土)	1／29 (水)	1／25 (土)	平26 1／18 (土)	12／8 (日)	12／7 (土)	12／4 (水)	11／28 (木)	11／27 (水)	11／26 (火)	11／23 (土)	11／22 (金)	
337—D	336—B	332—D	336—D	336—D	330—A	336—B	336—A	335—B	336—A	336—A	332—D	332—A	334—E	332—B	335—C	336—C	332—F	330—A	
鹿児島県	鳥取県倉吉市	宮城県仙台市	山口県柳井市	島根県出雲市	東京都立川市	岡山県総社市	徳島県徳島市	大阪府・和歌山県	愛媛県伊予市	香川県坂出市	福島県郡山市	青森県青森市	長野県上田市	岩手県盛岡市	滋賀県	京都府・奈良県・市	広島県西部・広島市	秋田県大仙市	東京都渋谷区
(未定)	倉吉市公民館	メディアホール	柳井市民会館	出雲市民会館（牛尾）	立川商工会議所	サンピア岡山	藍会館	大阪日航ホテル	サンピア伊予	坂出グランドホテル	磐梯熱海温泉「郡山ユラックス熱海」	青森県観光物産館アスパム	上田市市民会館	盛岡市アイーナ	リーガロイヤルホテル京都	ホテルニューヒロデン	大仙市仙北ふれあい文化センター	国立オリンピック記念青少年総合センター	

ご 寄 付 団 体 及 び 賛 助 会 員

平成25年8月13日から平成26年1月31日までに、当センターにご寄附いただいた団体及びご入会いただいた賛助会員は次のとおりです。ご協力ありがとうございました。

〔ご寄付団体・個人〕

西 野 響 子 様
藤 本 製 薬 (株) 様
田 添 良 憲 様
第 一 三 共 (株) 様
(一社)日本薬局協励会 様
田 辺 三 菱 製 薬 (株) 様
東京八王子陵東ライオンズクラブ 様

久 光 製 薬 (株) 様
祐 徳 薬 品 工 業 (株) 様
協 和 醗 酵 キ リ ン (株) 様
(一社)東京都医薬品配置協会 様
塩 野 義 製 薬 (株) 様
テ ル モ (株) 様

武 田 薬 品 工 業 (株) 様
大 日 本 住 友 製 薬 (株) 様
北 宗 一 様
ヤ ン セ ン フ ァ ー マ (株) 様
帝 國 製 薬 (株) 様
小 畠 剛 也 様

〔法人賛助会員〕

学 校 法 人 関 西 大 学 様(継続) 東京代々木ライオンズクラブ様(新規)

〔個人賛助会員〕

伊藤 寛 様(継続)
中村 楯夫 様(継続)
岡林 忠輝 様(継続)
中本 幾司 様(継続)
遠藤 和夫 様(継続)
田中 慎二 様(継続)
番木 聖一 様(継続)
古木 光義 様(継続)
北川 けい子 様(新規)
田波 慎二 様(新規)
波多野 和夫 様(新規)
石原 俊也 様(継続)
山田 松三郎 様(継続)
徳山 尚吾 様(継続)
片岡 圭太 様(新規)
長谷川 勝美 様(新規)
小山 功男 様(継続)

崎川 英和 様(継続)
中村松太郎 様(継続)
奥田 英男 様(継続)
服部 利明 様(継続)
坂井 利行 様(継続)
田中 君子 様(継続)
辻川 明子 様(継続)
青山 尚文 様(新規)
小清水 征次 様(新規)
田辺 信義 様(新規)
村松 滝夫 様(新規)
武田 久美子 様(継続)
中道 守太 様(継続)
羽原 敬二 様(継続)
齋藤 勝美 様(新規)
宮本 志づ子 様(新規)
小泉 徹 様(継続)

佐藤 照彦 様(継続)
原 恒道 様(継続)
神垣 鎮 様(継続)
星 和夫 様(継続)
三輪 正雄 様(継続)
河野 利光 様(継続)
清水 義勝 様(継続)
今井 三和 様(新規)
佐藤 精一郎 様(新規)
寺田 義和 様(新規)
矢口 博之 様(継続)
池田 冬美 様(継続)
荒木 貞雄 様(継続)
森瀬 宗忠 様(継続)
高橋 茂 様(新規)
古瀬 智之 様(継続)

桜井 秀男 様(継続)
稲荷 恭三 様(継続)
千葉 信雄 様(継続)
石井 征二 様(継続)
清水 享 様(継続)
高槻 七江 様(継続)
松石 高之 様(継続)
梶 正明 様(新規)
谷 修 様(新規)
内藤 悦夫 様(新規)
渡辺 長成 様(新規)
山本 章 様(継続)
西山 孟夫 様(継続)
安藤 友徳 様(新規)
永浜 静江 様(新規)
笠原 きみ江 様(新規)



公益財団法人

麻薬・覚せい剤乱用防止センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-7-9 (第1岡名ビル2F)

TEL.03 (3581) 7436 ~ 7 FAX.03 (3581) 7438

ホームページアドレス <http://www.dapc.or.jp>



さつきパルフィーノ・クッション



パルフィーノ車いす用クッション
 サイズ:厚さ 55mm×幅 400mm×奥行 380mm
 重量:約420g
 パルフィーノ車いす用クッション専用カバー
 サイズ:厚さ 55mm×幅 400mm×奥行 380mm
 重量:約160g

1枚2役(ソフト/ハード)の
 リバーシブルタイプです。

より快適に より上質に



優れた快適性と安全性を示す
 SIAAマーク表示の製品に合格。

配送料は全国送料一律600円となります。
 2枚以上お買い上げのお客様は
 送料無料サービス致します。
 代金引換手数料は650円です。
 3枚以上お買い上げのお客様は
 代金引換手数料無料サービス致します。

パルフィーノクッションのみ

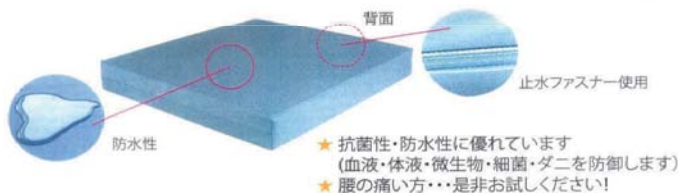
定価¥15,750のところ ⇒

¥7,875(税込)

パルフィーノクッションカバー

定価¥3,780のところ ⇒

¥1,890(税込)



さつきメディカル



〒193-0823 東京都八王子市横川町745
 TEL:042-655-2375 FAX:042-655-2376

介護付有料老人ホームと在宅福祉のご案内です。

八王子市暁町



●シルバーレジッド八王子

直下型地震にも対応
 安心の免震構造

●シルバーレジッド日野東館



多摩モノレール
 甲州街道駅徒歩1分!!
 ●シルバーレジッド日野



八王子市宮下町

●シルバーレジッド八王子西



八王子に隣接
 救急指定右田病院



日野・日野東館に隣接
 康明会
 ホームケアクリニック

在宅福祉部

- 居宅介護支援事業所
 シルバーレジッドいちょうの里
- 訪問介護事業所
 シルバーレジッドいちょうの杜
- セカンドライフ応援倶楽部
 シルバーレジッドいちょうの実

「ゆったりと安心の毎日」をお届けしています。
シルバーレジッド

パンフレットのご請求は

0120-19-0432

ホームページ **シルバーレジッド** 検索

株式会社シルバーレジッド 代表取締役会長 石井 征二(八王子陵東LC)

啓発資材価格改定のお知らせ

日頃より当財団の啓発資材をご活用賜り、ありがとうございます。
皆様ご承知の通り、平成26年4月1日より消費税率がこれまでの5%から8%に改定されることとなっております。
これに伴い、啓発資材の御提供価格を次のとおり改定させていただきます。
改定価格は平成26年4月1日から適用いたしますので、3月31日までにご注文いただいた資材につきましては、改定前の価格でご提供させていただきますので、ご留意のうえ、ご注文くださいますようお願い申し上げます。

◆冊子・ポスター・リーフレット等

(送料：実費)

	品 名	最低 注文数	現行価格 (税込)	改定価格 (税込)	備 考
1	健康に生きよう	10冊	1,000	1,030	B5判 28頁 中学生向け
2	愛する自分を大切に	10冊	1,000	1,030	B5判 20頁 小学生用向け
3	薬物乱用防止マニュアルQ & A	10冊	1,500	1,550	A5判 37頁 高校生用向け
4	薬物乱用防止教室推進の手引き	10冊	1,000	1,030	B6判 115頁 薬物乱用防止教室開催のハンドブック
5	機能と役割	1冊	500	515	B5判 95頁
6	これだけは知っておきたい薬物乱用の知識	1冊	500	515	A5判 145頁 指導者の手引書に有効
7	リーフレット	100部	1,100	1,130	A4サイズ (3つ折り) 団体名刷込は3,000部以上 (刷込費用不要)
8	3D下敷	20枚	1,100	1,130	A4サイズ 団体名刷込は2,000枚以上 (刷込費用不要)
9	啓発用キズバンソーコー	100個	1,500	1,550	Mサイズ (19×72)mm 2枚入り
10	薬物標本	1式	60,000	61,700	アタッシュケースに収納 (45×34×10)cm
	新薬物標本	1式	28,350	29,100	アタッシュケースに収納 (42.5×25×6)cm
11	啓発活動用パネル (10枚組) B1	1式	185,000	190,200	アルミ枠付 (72.8×103)cm
	啓発活動用パネル (10枚組) B2	1式	157,500	162,200	アルミ枠付 (51.5×72.8)cm
12	啓発用DVD	1枚	2,000	2,060	

◆啓発用DVD

(送料：実費)

番号	作 品 名	製作年月	上映時間	備 考
40	みんなで学ぼう！薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」(改訂版)	平成21年3月	15分	
41	薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」大麻(マリファナ)編	平成21年6月	17分	
42	薬物乱用はなぜ「ダメ。ゼッタイ。」か	平成22年6月	15分	
43	「ダメ。ゼッタイ。」薬物乱用は脳を破壊する！	平成23年6月	15分	
44	「ダメ。ゼッタイ。」薬物乱用は人をダメにする！	平成24年8月	15分	
45	薬物乱用はダメ。ゼッタイ。～脳を科学する～ (内容)「ダメ。ゼッタイ。」君、博士にプラスで「ダメくま君」が初登場。薬物乱用がなぜ「ダメ。ゼッタイ。」なのか、脳への弊害を科学します。また、最近猛威を奮っている脱法ドラッグ(違法ドラッグ)についても取り上げています。	平成25年6月	15分	

ご注文はホームページの購入申込書をプリントアウトしたものでFAXにて承ります。

(公財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センター

電話. 03-3581-7436 FAX. 03-3581-7438 アドレス. <http://www.dapc.or.jp>